

会報

2024.9月
No.75.76

いしかわ

Bande
つ・な・が・り

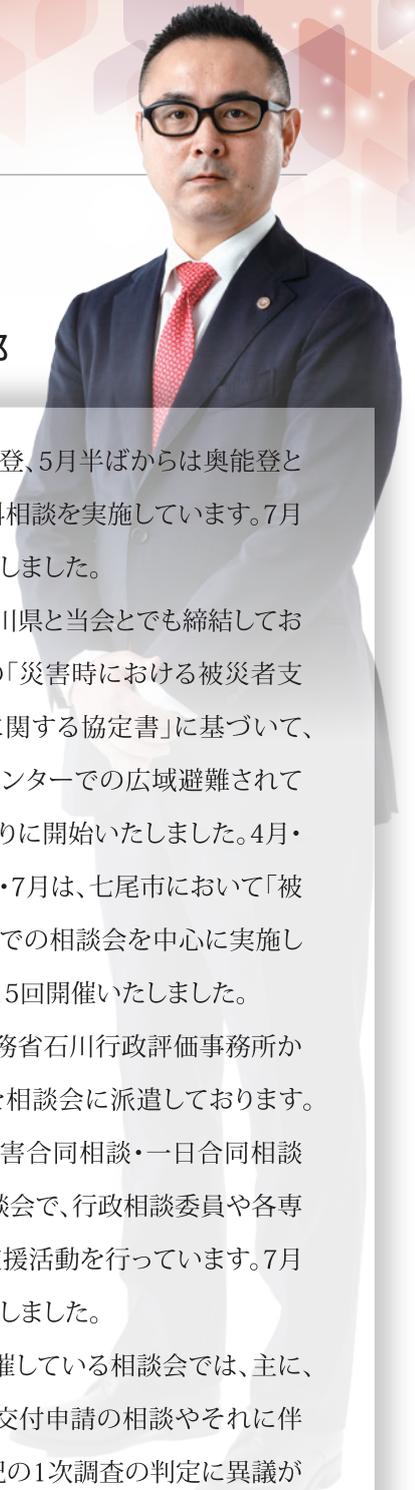
令和6年能登半島地震 復興祈願特別号



あなたの街の法律家
石川県行政書士会

ご挨拶

石川県行政書士会 会長 向井 隆郎



この度の令和6年能登半島地震でお亡くなりになられた方々に深く哀悼の意を表するとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。また、被災された当会の会員の皆様に対しては、会としてできる限りの支援を行ってまいります。

今回の会報いしかわは、元日の地震により発行を延期していましたが第75号と次号の第76号の合併号とし「復興祈願特別号」といたしました。発災直後の1月5日に会長声明を発表し、被災者支援活動に尽力することをお約束して以降、現在に至るまで、行政書士としてできる被災者支援活動に邁進してまいりました。当県が復興するまで、無料相談会等の活動を継続いたしますが、本号において、これまでの活動を振り返り、会員の皆様へ一旦ご報告させていただきます。

まず、1月16日に当会に電話相談窓口を設置しました。2月末日までは、平日(午後)は常時受け付けていましたが、3月からは週2日間(午後)、4月11日からは週1回と回数を減らし、相談対応いたしました。8月1日からは、日本行政書士会連合会に無料電話相談窓口を設置いただき、引き継いでいただくとともに、当会で対応が必要な相談については、適宜、当会から被災者の方々に連絡し支援を行っています。

そして、1月24日からは、石川県と10土業で構成される土業団体協議会との間で締結している「大規模災害等発生時における相談業務に関する協定書」に基づく相談事業を開始いたしました。こちらは、1.5次避難所となった、いしかわ総合スポーツセンターにおいて受け入れている避難者に対する相談を受け付けました。2月半ばからは、2次避難所となっている加賀市の温泉地に相談会場

を移し、4月の半ばには中能登、5月半ばからは奥能登と順次相談会場を移して、無料相談を実施しています。7月末日時点で計26回開催いたしました。

また、災害時の協定は、石川県と当会とでも締結しております。平成27年1月締結の「災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書」に基づいて、1月27日の白山市民交流センターでの広域避難されている方向けの相談会を皮切りに開始いたしました。4月・5月は、志賀町において、6月・7月は、七尾市において「被災者支援ワンストップ窓口」での相談会を中心に実施しています。7月末日時点で計15回開催いたしました。

更に、1月19日からは、総務省石川行政評価事務所からの要請により、当会会員を相談会に派遣しております。こちらは、特別行政相談・災害合同相談・一日合同相談所という名称で行われる相談会で、行政相談委員や各専門士業等とともに、被災者支援活動を行っています。7月末日時点で計33回開催いたしました。

これらの行政機関等と開催している相談会では、主に、罹災証明書・被災証明書の交付申請の相談やそれに伴う支援制度の相談、被災状況の1次調査の判定に異議がある場合の2次調査の申請相談、公費解体制度の相談等を中心に、被災者の生活再建に関する相談を幅広くお受けしてきました。

その他にも、石川県国際交流協会や石川県災害多言語支援センターによる外国人のための生活相談に計7回会員を派遣し、被災した外国人の在留資格に関する相談にも応じています。また、石川運輸支局の要請により、地震により全壊・水没した自動車の廃車手続の相談にも応じました。

ここまでは、被災者の方々に対する支援活動になりませんが、被災事業者の事業再建の補助金制度に関する相談にも応じてきました。石川県からの要請により、2月19日から能登事業者支援センター(のと里山空港内)において、なりわい再建支援補助金・持続化補助金・伝統工芸事業者への支援、商店街への支援等に関する相談受付や申請サポート等の相談に対応してきました。当該センターでは、当初、石川県、経済産業省、ISICO、商工会議所、商工会、中小企業診断士会、社会保険労務士会、そして行政書士会がワンチームとなり、相談を受け付けてきました。月曜日から金曜日にかけて、原則、2泊3日の交替体制で、当会会員を常時1名派遣しています。15名~20名の参加者がバスに同乗して会場に向かい、泊り込みで対応していますが、当初は奥能登で宿泊できるホテル等がなかったため、毎日和倉温泉まで戻り、宿泊しておりました。現在では、輪島市等でも再開している宿泊施設がでてきたため、奥能登で宿泊しながら支援しております。また、7月からは毎週火曜日と木曜日を「なりわい再建支援補助金申請書作成サポート日」と定め、当会会員が申請書の作成をサポートしているところです。

そして、6月に入り、環境省を通じて、輪島市及び珠洲市から、公費解体に係る支援要請があり、輪島市と「公費解体・撤去に係る相続関係調査等委託業務」、珠洲市と「公費解体・撤去に係る申請支援及び相続関係調査等委託業務」を受託し、支援を開始しております。輪島市は6月13日から、珠洲市は7月16日から支援を開始しており、輪島市は原則2泊3日体制で常時2名、珠洲市も原則2泊3日体制で常時1名、当会会員を派遣しています。現在のところ、輪島市では市役所の一角で、市民に公費解体の

申請を促す業務及び申請サポート業務を中心としており、珠洲市では珠洲市民図書館(すずキッズランド)において、主に相続人調査に係る戸籍等のチェック業務をしております。

また、石川県と石川県社会福祉協議会(石川県地域支え合いセンター)とで実施する「被災者見守り・相談支援事業」への参画も開始いたしました。当該事業は、土業団体協議会として10土業が参加します。応急仮設住宅(建設型・賃貸型)にお住まいの方、在宅の被災者の方々を訪問し、見守り活動や日常生活上の相談を受けて、関係機関につなぐなどして生活再建や自立への支援を行うものです。訪問を行うのは我々ではありませんが、訪問する生活支援相談員が相談を受けた専門的な内容に応じて、各土業がアドバイザーとして派遣されるものです。

未だ、被災からの復旧・復興は道半ばであり、行政書士としてできる支援活動はこれからも最大限行っていく所存です。私自身、何度も中能登・奥能登に足を運び、その状況を見てきましたが、我々の被災者・被災事業者への支援活動は、まだまだこれからが本番であると感じています。会員の皆様の相談員へのご協力を何卒よろしくお願ひ申し上げます。

最後になりますが、これまで相談員としてご協力いただいた全ての会員の皆様に厚く感謝を申し上げるとともに、一日でも早い当県の復旧・復興をお祈りし、「復興祈願特別号」のご挨拶とさせていただきます。

目 次

ご挨拶

石川県行政書士会会長 向井 隆郎	1
日本行政書士会連合会会長 常住 豊	4
石川県知事 馳 浩	5
<hr/>	
令和6年度 定時総会・式典の開催報告	6
パブリシティ	9
令和6年度 第1回 理事会報告	11
令和6年度 日本行政書士会連合会定時総会について	12
令和6年度 日本行政書士会連合会中部地方協議会定時総会について	13
特集 的場晴次相談役 令和6年春の黄綬褒章受章 記念インタビュー	15
特集 令和5年度 広報月間総括	17
特集 運輸支局相談員の1日	19
令和5年度 行政書士試験実施について	20
支部だより	21
コスモス石川 活動報告	24
シリーズ デジタル化の波を乗り越える 第2回「情報収集のデジタル化」	25
石川県外国人材受入サポートセンター 活動報告	27
「第31回全国女性行政書士交流会inいしかわ」開催の報告と御礼	28
総務・経理部 活動報告	29
業務部 活動報告	30
広報・監察部 メディア・広報月間グループ 活動報告	31
広報・監察部 HP・SNSグループ 活動報告	31
広報・監察部 監察グループ 活動報告	32
会員のコーナー	33
<hr/>	
令和6年能登半島地震 復興祈願特別特集	
会長対談 未曾有の災害に際し行政書士ができること	39
令和6年能登半島地震に関する全国からの支援状況について	44
被災会員のインタビュー	45
被災体験談	48
震災復興支援業務 関連情報	51
震災復興支援活動まとめ	57
能登事業者支援センター 業務報告	58
相談員体験談	59
<hr/>	
会務日誌	61
会員の動き	67
新しい20人の仲間紹介・新入事務局員の紹介	69



日本行政書士会連合会 会長 常住 豊

この度の令和6年度石川県行政書士会定時総会並びに式典の開催にあたり、心よりお祝い申し上げます。

また、日頃より、向井会長をはじめ石川県行政書士会の会員の皆様には、日本行政書士会連合会の事業運営に多大なるご理解とご協力を賜り、この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

最初に、本年1月1日に発生した能登半島地震に際し、被災された全ての方々に心からお見舞い申し上げます。

日行連は発災後直ちに大規模災害対策本部を招集し、情報収集と対策の検討に当たりました。石川県行政書士会をはじめ被災地の単位会、総務省などと連携し、復旧・復興に向けた支援活動を展開しています。

現在も支援金・義援金の募集を継続しておりますので、引き続きご協力いただきますよう、何卒よろしく願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付け変更から1年が経ち、様々な催しや経済活動に活気が戻りました。このコロナ禍による社会の変化で大きなものは、我が国の社会のデジタル化が進む端緒になったことだろうと思います。

本年度の日行連においては、引き続き、この社会のデジタル化にしっかりと対応し、リードしていく存在になることを大きな目標として、事業を推進してまいります。

昨年6月に内閣が閣議決定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においては、「デジタル社会の活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を目指すこととされており、これは我が国の将来像の基本となってゆくものと考えられます。

私たち行政書士は、行政手続き、権利義務・事実証明に関する業務を通して、社会との約束を果たす使命があります。デジタル社会が進む中、国民の皆様、事業者の皆様並びに各行政機関にとって行政書士制度がこれまでと変わらず重要な役割を担えるよう、「デジタル社会に機能する行政書士法の改正」を力強く推進してまいります。

一方、このような社会の変化に私たち行政書士が対応し、信頼を得ていくためには、自発的な資質の維持向上が肝要です。

本年1月の理事会において、行政書士の職務に関する倫理と行為規範を明らかにするため、これまでの「行政書士倫理」に代わるものとして「行政書士職務基本規則」を制定し、4月1日から施行されました。

私たち行政書士は、教養を深め、法令並びに実務に精通するよう研鑽に努めるとともに、たえず人格の向上を図り、行政書士としての品位を保持しなければなりません。

加えて、デジタル社会においても行政書士が国民と行政の橋渡しとしての役割を担っていくためには、私たち行政書士一人ひとりがデジタル分野に関する知見を深める努力が大切です。

昨年度から5年に一度の受講が義務化された一般倫理研修に加え、関連する研修を積極的に受講していただくなど、行政書士全体の更なる資質の向上にご協力をお願いいたします。

また、デジタル化に対応する取組みとして進めている新たな行政書士会員管理システムについては、本年3月からテストを開始しています。引き続き、登録関係事務を中心とした業務の効率化を実現するため、順次オンライン化に対応してまいります。

そして、行政書士業務におけるオンライン申請時にシステム上で行政書士資格の証明が行えるよう、デジタル庁が開発する「国家資格等情報連携・活用システム」との資格情報の連携に向け、環境整備も進めてまいります。

これからも単位会並びに会員の皆様の負担軽減を図りつつ、行政書士業界全体のデジタル化、その先にあるデジタルトランスフォーメーションを推進してまいります。

5万人を超える行政書士は、各地域に密着し、国民に寄り添う街の法律家です。

複雑多様化する社会にあって、行政書士に対する期待は、より一層高まるものと確信しております。行政書士法に定められた制度の目的を不断に果たすべく、どうぞ皆様方におかれましては、引き続きご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びとなりますが、石川県行政書士会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、お祝いのご挨拶とさせていただきます。



石川県知事 馳 浩

昭和26年に発足した石川県行政書士会は、現在会員数が約400名となるまでに発展を遂げられております。これもひとえに、皆様方が業務に精励され、県民の多様なニーズと信頼に応えてこられた賜であり、深く敬意を表する次第であります。

さて、令和6年能登半島地震の発生から約8か月が経過しております。お亡くなりになられた方々に対し、改めてご冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。行政書士の皆様方には、罹災証明書の無料申請サポート、無料電話相談や士業団体による合同無料説明会などにご尽力をいただいております。心から感謝申し上げます。皆様方の知見や経験は、被災者の迅速な生活再建や安全・安心の確保にも繋がるものであります。

県では、今年度の当初予算において、県政史上初めて1兆円を超える規模で編成いたしました。国、市町と連携し、迅速な復旧、そして能登の創造的復興の実現に向け、被災者、事業者の声をしっかり受け止め、その執行に全庁挙げて取り組んでいるところであります。

また、6月補正予算において、総額539億円余の令和6年能登半島地震復興基金を創設したところであります。復興基金は、国の制度の隙間を埋める地方独自の施策を、複数年度にわたり弾力的に実施するうえで重要な財源となるものであり、これを最大限かつ効果的に活用し、被災地のニーズにきめ細かく対応した事業を機動的に展開してまいります。

創造的復興は、長く険しい道のりとなりますが、先般、策定した石川県創造的復興プランに掲げた「能登が示す、ふるさとの未来」の実現に向け、私が先頭に立って、全庁総力を挙げて取り組む決意を強くしているところであります。

石川県行政書士会におかれましては、引き続き、行政手続の専門家として、また、地域の頼れるアドバイザーとして、安全・安心な地域社会の実現や県民の皆様の利便性の向上に一層のお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

最後に、石川県行政書士会の今後益々のご発展と会員の皆様のご活躍、ご健勝を心からご祈念申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

令和6年度 定時総会・式典の開催報告

総務・経理部長 谷川 竜一

開催日時:令和6年5月24日(金)14時00分
場所:金沢東急ホテル(金沢市香林坊二丁目1番1号)
会:総務・経理部 宮川 敏彦副部長
議長:上田 恵子会員(金沢支部)
副議長:北島 一治会員(金沢支部)
議事録署名人:勝尾 太一会員(金沢支部)
浅井 拓也会員(金沢支部)
出席者:222名(本人出席57名、委任状出席165名)

令和6年5月24日に金沢東急ホテルにおいて令和6年度定時総会が開催された。本総会に上程された議案は全て承認可決され、滞りなく全日程が終了した。

また、総会終了後には総会記念式典及び懇親会も開催された。



【令和6年度 定時総会】

〈次第〉

1. 開会の辞
2. 会長挨拶
3. 議長団選出
4. 議事録署名人選任
5. 議案審議

- 第1号議案 令和5年度事業報告及び承認について
 - 第2号議案 令和5年度決算報告及び承認について(監査報告)
 - 第3号議案 令和6年度事業計画(案)承認について
 - 第4号議案 令和6年度予算(案)承認について
 - 第5号議案 令和6年度借入金の最高限度額決定について
 - 第6号議案 令和6年度日本行政書士会連合会総会及び日本行政書士会連合会中部地方協議会総会代議員選任について
 - 第7号議案 その他
6. 議長団退任
 7. 閉会の辞



〈開会の辞〉

寺分副会長による開会の辞によって本総会の開会が宣言された。

〈会長挨拶〉

向井会長は、冒頭に総会への出席及び総会開催の謝意を述べた後、今年元日に発生した令和6年能登半島地震で被災された会員の皆様へのお見舞いを述べた。

昨年度の事業内容として、広報月間無料相談会では216件の相談があり、今後は被災者支援の相談活動にも力を入れていく旨の報告がなされた。

また、今年度は石川県の外国人受入事業及び加賀市国家戦略特区による外国人受入事業に専門家のアドバイザーとして行政書士を派遣することについて当会が委託を受けたことが報告された。

最後に、出席者各位には慎重な審議を求め、挨拶を終えた。

〈総会成立宣言〉

総会員数401名のうち222名(本人出席57名、委任状出席165名)が出席し、本会会則第29条第1項の規定により、本総会が有効に成立することが宣言された。

〈議長団選出〉

議場の司会者一任の声に基づき、司会者から議長に上田恵子会員(金沢支部)、副議長に北島一治会員(金沢支部)が指名され、選任された。

〈議事録署名人の指名〉

議場の議長一任の声に基づき、議長から勝尾太一会員(金沢支部)、浅井拓也会員(金沢支部)が指名された。

〈議案審議〉

第1号議案 令和5年度事業報告及び承認について

第2号議案 令和5年度決算報告及び承認について
(監査報告)

第1号議案及び第2号議案を一括審議とし、各部長より要点の説明が行われ、質疑の前に監事を代表して寺田隆監事(金沢支部)より監査報告が行われた。

また、出席会員より動議が提出されたため、動議を議案として取り上げるか否かを議場に諮られたが、反対多数により否決された。

なお、第1号議案及び第2号議案については事前に質問書の提出は無かったため、議案ごとに採決を行ったところ賛成多数で可決承認された。

第3号議案 令和6年度事業計画(案)承認について

第4号議案 令和6年度予算(案)承認について

第3号議案及び第4号議案を一括審議と

し、各部長より要点の説明が行われた。また、第3号議案及び第4号議案については事前に質問書が提出されていたため、執行部による答弁の後、議案ごとに採決を行ったところ賛成多数で可決承認された。

第5号議案 令和6年度借入金の最高限度額決定について

第5号議案については事前に質問書の提出が無かったため、直ちに採決を行ったところ賛成多数で可決承認された。

第6号議案 令和6年度日本行政書士会連合会総会及び日本行政書士会連合会中部地方協議会総会代議員選任について

令和6年度の日本行政書士会連合会総会及び日本行政書士会連合会中部地方協議会総会の代議員の選任については、会長に一任することが賛成多数で可決承認された。

第7号議案 その他

執行部より、その他の議案は無いことが説明された。また、本日の議案に関係の無い事案について会場より質問があり、執行部より答弁がなされた。

〈議長団退任〉

全議案の審議が終了したため、議長と副議長から退任の挨拶があり、議長団は退任した。

〈閉会の辞〉

午後3時9分、小山内副会長により閉会の辞が述べられ、令和6年度定時総会を閉会した。

【令和6年度 総会記念式典】

定時総会に引き続き、同会場において令和6年度総会記念式典が開催され、永年の行政書士業務に対する功績を讃えて3名に知事表彰、6名に会長表彰が贈られた。

式典では宮川総務・経理部副部長の司会のもと、今村副会長の開会の辞により開始され、物故会員への黙祷、向井会長の式辞の後、知事表彰及び会長表彰が行われた。

○知事表彰受章者

〈業務暦通算30年以上〉(敬称略)

片山 義宏(金沢支部)
徳田 郁夫(金沢支部)
末岡 紀久(金沢支部)

○会長表彰受章者

〈業務暦通算20年以上〉(敬称略)

三村 正夫(金沢支部)
明石 弘貴(金沢支部)
米尾 守人(金沢支部)
庄田 基志(金沢支部)
菊池佳寿代(金沢支部)
佐味 友信(金沢支部)

○祝辞(敬称略)

石川県参事兼総務部次長 新田町 弘幸
石川県議会議員 稲村 建男
総務省石川行政評価事務所 所長 野田 巖
日本行政書士会連合会 会長 常住 豊
日本行政書士政治連盟 会長 井口 由美子

○来賓一覧(敬称略)

石川県参事兼総務部次長 新田町 弘幸
石川県議会議員 稲村 建男
日本行政書士会連合会 会長 常住 豊
日本行政書士政治連盟 会長 井口 由美子
総務省石川行政評価事務所 所長 野田 巖
金沢公証人合同役場 公証人 澤田 正史
石川県司法書士会 副会長 塩谷 和人
石川県社会保険労務士会 会長 村上 正雄
日本公認会計士協会北陸会石川県部会 部会長 南波 洋行
日本弁理士会北陸会石川地区会 会長 村田 健誠
一般社団法人石川県中小企業診断士会 会長 石井 伸太郎
北陸税理士会石川県支部連絡協議会 副会長 木村 岳二
愛知県行政書士会 副会長 子安 幸代
岐阜県行政書士会 会長 本間 大介
福井県行政書士会 副会長 田中 直孝
富山県行政書士会 副会長 伊井 恵子
公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター
石川県支部 副支部長 勝尾 太一

○祝電披露(敬称略)

日本行政書士会連合会 会長 常住 豊
日本行政書士政治連盟 会長 井口 由美子
金沢弁護士会 会長 高木 利定
石川県土地家屋調査士会 会長 有川 宗樹

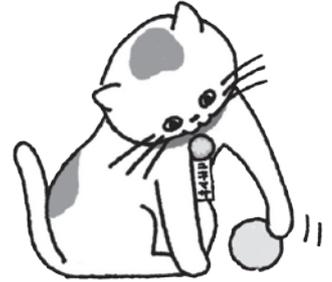


富山県行政書士会 会長 大塚 謙二
三重県行政書士会 会長 若林 三知
一般財団法人建設業情報管理センター
ワイズ公共データシステム株式会社

【懇親会】

総会記念式典終了後には懇親会が開催され、稲村顧問県議、紐野顧問県議、下沢顧問県議を始めとする多くのご来賓の皆様のご臨席を賜り、盛会裏に行われた。





提供 北國新聞 朝刊 令和6年7月8日

提供 北陸中日新聞 朝刊 令和6年5月29日

県行政書士会が総会被災地支援など計画

県行政書士会の定時総会が24日、金沢市香林坊の金沢東急ホテルであり、能登半島地震の支援事業などを盛り込んだ本年度の事業計画を承認した。

本年度の事業計画を承認した県行政書士会の定時総会。金沢市香林坊の金沢東急ホテルで



画を承認した。2023年度に引き続き、被災者向けに行政手続きの相談を無料で受け付ける。この他、県や加賀市の外国人人材の受け入れ事業をサポートする。23年度に実施した事業も報告。同会の会員が被災地で行政と協力して合同相談会を開いたり、手続きができない人のために罹災証明書の申請を手伝ったりした。

向井隆郎会長が冒頭で、「昨年は新型コロナウイルスに引き下げられたことで、制約のない状況で相談会を開催できた。本年度は被災者支援活動にまい進したい」とあいさつした。

(西浦梓可)

公費解体手続きなど、珠洲で合同相談所

石川行政評価事務所 総務直石川行政評価事務所などの災害合同相談所は7日、珠洲市のラポルトですすで開かれた。住民35組が地震で被害を受けた家屋の修理や公費解体の手続きなどについて相談した。

住宅金融支援機構の職員、建築士、行政書士など17人が相談に応じた。21日は輪島市河井町のJ.Aやすらぎ会館ですすで輪島支店でも開かれる。



被災した住民の相談を遂げる行政書士

珠洲市のラポルトですすで

外国人材定着へ支援

県があす総合窓口開設

県は、県内企業の人手不足解消に向け、外国人材の採用から定着までを支援する「いしかわ外国人材活用ワンストップセンター」を、8月1日に金沢市石引のいしかわ就職・定住総合サポートセンター（ILAC）に開設する。馳浩知事が30日の会見で発表した。

県内の外国人労働者数は、2023年は1万3068人と、この15年間で3倍超に増えている。県内企業から「採用した外国人材が定着しない」「雇用管理に悩んでいる」といった声に応じるため、センターにコーディネーター人を置き、行政書士や人材会社と連携して、県内企業の外国人材の採用や定着を伴う支援する。

県はほかに、11月に東京

したオンライン説明会を実施し、県内企業のPRにも力を入れる。馳知事は「人手不足解消や安定的な事業展開をしたい県内企業の要望に応えていきたい」と述べた。

(広田和也)

提供 北陸中日新聞 朝刊 令和6年7月31日



令和6年4月13日(土)午後1時30分より地場産業振興センター本館第2会議室にて、令和6年度第1回理事会が開催された。向井会長の挨拶に続き、議事録署名人に野村薫理事、坂本明世理事が指名され、議事に入った。議題は次のとおりである。

1. 報告事項

(1) 日行連報告

向井会長より、日本行政書士会連合会(以下「日行連」という。)の理事会等の開催について報告があった。理事会の審議では、令和6年能登半島地震の発生を受け、日行連の災害助成基金積立金から1,500万円を取り崩すことについて議決したことが報告された。また、「行政書士倫理」を廃止し、「行政書士職務基本規則」を制定すること及びその内容について承認可決された旨の報告があった。

(2) 中地協報告

向井会長より、日行連と日本行政書士会連合会中部地方協議会(以下「中地協」という。)のデジタル担当者会議及び理事会の開催について報告があった。また令和6年度の中地協総会を6月初旬に辻家庭園で開催予定であることが報告された。

(3) 各部・各委員会 令和5年度実施事業報告

各部部長・各委員会委員長より、前回理事会以降の事業実施状況について報告があった。予定していた事業に加えて、震災支援活動について経緯や詳細が報告された。

(4) 会計監査報告

令和6年4月9日に監事3名による監査を実施し、適正と評価された旨が報告された。

(5) 各支部 令和5年度実施事業報告

(6) その他

向井会長より、令和6年度における士業団体交流会の幹事団体として引継を行ったこと、震災義援金等の状況などについて報告があった。

2. 審議事項

(1) 各部・各委員会 令和6年度事業実施計画及び予算案

各部部長・各委員会委員長より、令和6年度の事業計画及び予算について議案説明があった。

その概略は以下のとおりである。

【総務・経理部】

- ・就業規則等の各種規則の改正
- ・被災会員への対応 など

【広報・監察部】

- ・新公式ホームページ公開
- ・会報誌復興祈願特別号の発行 など

【業務部】

- ・一般倫理研修の完全受講
- ・新人向け研修会の休止 など
- 【社会貢献事業部】
- ・広報月間無料相談会の日程
- ・震災関連を含む各相談会実施 など

【ICT特別委員会】

- ・「会員の部屋」のリニューアル など

【申請取次行政書士管理委員会】

- ・石川県や加賀市からの受託業務 など

【その他委員会】

震災の影響を考慮しつつ、例年通りの事業を実施する旨の説明があった。

(2) 令和6年度定時総会について

(3) 令和6年度定時総会議案書の検討

(4) 綱紀案件への対応について

(5) その他

3. 協議事項

以上の議題について、慎重審議の結果、全議案が承認可決された。



令和6年度 日本行政書士会連合会定時総会について

副会長 宮田 貢

令和6年6月19日(水)・20日(木)、東京會館(東京都千代田区丸の内3-2-1)にて、令和6年度日本行政書士会連合会定時総会が開催された。全国の代議員を始め、役員など300名以上が参集し、石川会からは向井隆郎会長、小山内俊平副会長、宮田貢副会長が出席した。

定時総会の開催に先立ち、令和6年度総務大臣表彰・日行連会長表彰の表彰状授与式が行われ、永年の業務精励や功績が称えられた。本年度は16名に総務大臣表彰、474名に日行連会長表彰が授与された。



その後、令和6年度定時総会が常任会長の挨拶から始まり、来賓祝辞、総会成立宣言、議長・副議長の選任がされ議案審議に移った。第1・2号議案令和5年度事業報告および決算報告が行われた後、第3号議案日本行政書士連合会役員選任規則の一部改正案が上程された。第4号議案においては、～デジタル時代における行政書士制度の確立を目指して～を至上命題とする令和6年度事業計画案の審議事項へと続いた。慎重な審議が執り行われ、上程された7議案は全て可決され定時総会は万事滞りなく終了した。総会の中で提出された質問の標題については、「行政書士法の改正について」「電子申請の代理について」「行政書士紹介事業について」など多くの質問が提出され、社会における行政書士の存在感を高め、将来へとつなげていくための重要な議論の場となった。

定時総会初日の議事日程終了後、懇親会が開催され、国会議員をはじめとする多くの来賓が臨席し、行政書士の更なる活躍への期待と激励の言葉を頂いた。また、松本総務大臣からは令和6年能登半島地震における行政書士の活躍に対して謝辞が述べられるとともに、



時代に合わせたデジタル化社会での行政書士の更なる活躍に向けて、行政書士の活躍と地位の確立、行政書士制度の充実をサポートしたい旨の言葉もいただいた。

令和6年能登半島地震の復興へ向けての奮闘が続く中、日行連としても復興支援を行っていくという心強い言葉もあった。今後、日行連とも連携をとりながら、復興へ向けての支援を続けていきたいと思う。また、石川会として担える業務を模索し、継続的な支援に努めていきたいと思う。また全国の代議員・役員等が集まるところで石川会の会員の声を伝えていく役割を果たしていきたい所存です。



令和6年度 日本行政書士会連合会中部地方協議会定時総会について

副会長 小山内 俊平

令和6年6月7日(金)、金沢市寺町の国指定登録有形文化財・金沢市指定文化財でもある「辻家庭園」において、日本行政書士会連合会中部地方協議会(以下、「中地協」といいます。)の令和6年度定時総会が開催されました。



愛知、岐阜、三重、福井、石川及び富山の各県行政書士会から代議員、役員が出席し、行政書士制度の未来と地域社会への貢献について、熱意あふれる意見を交わす機会となりました。

まず定時総会では、司会者の挨拶に続き、物故会員および能登半島地震で亡くなられた方々へ参加者全員で黙祷が捧げられました。

竹田勲副会長(愛知会会長)の開会宣言ののち、中地協の会長である向井隆郎当会会長が挨拶をし、行政書士を取り巻く社会情勢の変化に触れつつ、中地協の活動方針や会員へのサポート体制強化について語りました。

当日は、金沢市長の代理として川畑宏樹総務局長、そして日本行政書士会連合会(以下、「日行連」といいます。)の常任豊会長が来賓として招かれ、川畑総務局長からは金沢市における行政書士の貢献への謝意、市民生活の利便性向上・地域経済の活性化に向けた行政書士への期待が示されました。また常任会長

からは、全国組織のトップとしての行政書士制度の展望や、会員が目指すべき方向性についてメッセージが送られました。

総会の議長には当会の宮田貢副会長が就任し、議事録署名人には岐阜会の玉置啓昭代議員と、三重会の中道登子代議員がそれぞれ選任され、会議が進められました。

最初の議題である令和5年度事業報告では、デジタル化対応に関する担当者会議や実務に役立つ研修会など、前年度に精力的に行われた事業活動の報告がありました(定時総会、役員会等の実施、日行連と中地協各单位会との連絡会、年2回の担当者会議などの実施について)。令和5年度の研修事業としては、司法研修や自動車保有関係手続きのOSSに関する研修会、中部運輸局主催自動車保有関係手続きのOSS体験会、名古屋出入国在留管理局管轄県会員を対象とした研修会などが開催されています。

決算については、収入は計上どおりであったものの、支出においては新型コロナウイルス感染症や能登半島地震の影響により、事業計画の一部が中止または延期となったため、予算に達しなかった項目もあった旨の報告がありました。監事からの監査報告があったのち、事業報告・決算ともに承認可決されました。



次に令和6年度事業計画案と予算案が審議されました。事業計画案では、行政書士の職域拡大、地位向上に向けた取り組み、会員へのサポート体制強化、能登半島地震に対する支援などが計画の項目に掲げられています。予算案も事業計画に基づき、必要な経費が計上された旨説明がなされました。これらの案についても、いずれも異議なく承認可決されました。

議案審議に続いて、令和7年度定時総会開催地についての報告もなされました。理事会での審議の結果、開催日は令和7年6月6日(金)、開催地は石川県内で、復興状況を踏まえつつも能登半島地震で被災した温泉地での開催も検討している旨示されました。

全議案の審議を終え、富山会会長である大塚謙二理事の閉会挨拶をもって、定時総会は無事閉会しました。

総会後には、同会場で意見交換会が開催されました。

意見交換会の座長には当会の寺分努副会長が就任し、各単位会から事前に提出された多くの意見・要望書に基づき、全体で活発な意見が交わされました。

会員への業務情報提供や研修会案内等の方法、単位会の組織体制、長期会費滞納会員への対応、行政書士試験会場の選定、ペーパーレス化、一般倫理研修、会員の増加に向けた取り組み、など地域ごとに

様々な課題があり、そういった課題に対し、それぞれの単位会でどのような取り組みがなされているか、参考となる多くの回答が示されました。

それぞれの地域課題と向き合いながらも、行政書士制度の発展に向けて日々尽力する姿が感じられたように思います。



意見交換会終了後の午後6時からは、同じ会場で懇親会が開催されました。総会、意見交換会と真剣な議論が交わされた後の懇親会では和やかな雰囲気になり、単位会をこえて参加者同士の親睦が深められました。



広報・監察部 寺分 努・出見世 雅之

石川県行政書士会の元会長で、現在は当会相談役の的場晴次先生が、褒章条例により令和6年度春の褒章(令和6年4月29日発令)において、黄綬褒章を受章されました。黄綬褒章は、業務に精励され衆民の模範となられる人に贈られるもので大変名誉あるものです。

今回は的場相談役にこのたびの黄綬褒章受章についてお話を伺いました。



広 … 広報・監察部

的 … 的場相談役

広 このたびは黄綬褒章受章おめでとございます。まず受章された率直なお気持ちをお聞かせください。

的 令和6年4月に事務局から受章の連絡を頂きました。私の石川県行政書士会での会長経験は平成25年5月から同年10月までと短期間でした。会長の経験と今回の受章は関係ないのかもしれませんが、この黄綬褒章を平成26年春に受章された藤井國穂先生(現・石川県行政書士会相談役)は3期6年会長をお務めになられたのと比べると、「まさか私が?」と嬉しさより驚きの方が大きく、まさに青天の霹靂のような思いでした。妻にも報告しましたが、妻も同じように嬉しさより驚きが勝っていたようです。

5月には総務省主催の黄綬褒章受章伝達式がホテルニューオータニで行われ、妻と一緒に参列させて頂きました。伝達式の後は皇居に参内し天皇陛下から直接お言葉を頂いたのですが、今回の受章で何より嬉しかったのは、妻が陛下との直接の対面を心より喜んでくれた

ことです。

広 奥様への素敵なプレゼントになりましたね!

ところで、的場先生は平成5年6月に行政書士登録をされて30年以上も現役でご活躍されてますが、これまで苦労したことなどはございますか?

的 これまで苦労したことというを書いてほしくないことばかりです(笑)。行政書士になる前もあまり人には言いたくないような苦難を経験しましたので。

行政書士になってから特に印象に残っていることと言うと、私が石川県行政書士会に入会した頃は会の活動も今ほど活発ではなかった印象があり、率直にこれからの行政書士制度の普及のためには「改革が必要だ」と感じましたので、同じ志をもった先生方と協力し改革を図ったことです。本当にその頃は色々と苦労しました(笑)。

ただ、多くの人に支えて頂いてここまでやってきました。改めて人との出会いに恵まれたことに感謝します。

広 苦労した反面、嬉しかったことはありますか?

的 やはり平成14年7月の行政書士法改正による行政書士の代理権獲得が最も嬉しかったですね。もちろん私だけが尽力したわけではありませんし、石川県行政書士会だけが尽力したという訳でもないのですが、当時は石川県行政書士会を含む各単位会が足並みを揃えて、行政書士の代理権獲得に関する意見書を国会と総務省に提出しました。行政書士法は議員立法で成立していますので、法改正は全ての政党の賛成を



得ないと成立しません。そこで、日本行政書士政治連盟の協力を得て、全ての政党の賛成のもとに代理権獲得の法改正が成立しました。この代理権獲得の法改正を勝ち取ったことが今でも忘れられない思い出です。この法改正で行政書士の立ち位置も業務範囲も大きく変わったと思っています。

広 行政書士の業務において、今と昔で何か変わったことはございますか？

的 やはりワープロやパソコンの出現ではないでしょうか。私が行政書士をはじめた頃はワープロの普及もそこまで進んでおらず、手書きによる書類作成が主流でしたから。

そういえば過去に、これまで手書きで作成していた書類をワープロで作成し、ある役所に提出したところ「手書きじゃないとダメ!」と受け取っていただけなかったことがありました。当時は理不尽だと思いましたが、今になれば笑い話みたいなものですね。

今では行政書士業務にもデジタル化の波がどんどん押し寄せていますし、さらに変化していくのでしょけれど、私にとっては脅威にも感じる反面、もっと頑張らないといけないと感じ自分自身を鼓舞しております。

広 ズバリ「行政書士の使命とは?」どうお考えですか？

的 行政書士法第一条にある「国民の利便に資し、もつて国民の権利利益の実現に資すること」に尽きると思います。歴史を辿ると元々は国民の識字率が乏しかった時代に、そのような国民の助けとなるべく代書屋として生まれたのが行政書士です。我々を必要とする国民の方々の利便に資するため、初心を忘れてはいけないと思っています。

広 せっかくの機会ですので、会員へのメッセージをお願いします。

的 偉そうなことは言えませんが、やはり会員の皆様には業として法律に携わる職業であることを深く認識していただき、法令をしっかり学んでほしいですね。例えば建設業許可関連の業務をするなら建設業法を、相続関連の業務をするなら民法をと言うように、六法を読みこんでしっかりと頭に入れて業務に臨むべきだと思います。

また、行政書士による無料相談会等においても傍らに六法を準備しておくような行政書士が、依頼者からの信頼を得られるのではないのでしょうか。

広 最後に今後の抱負をお聞かせください。

的 私はこれからもずっと行政書士を続けるつもりです。辞めるつもりはありません。「生きがいを失わないよう死ぬまで今の仕事を続ける!」これは中学・高校の同級生であり大親友からの叱咤激励であり私も強く感銘を受けました。生涯行政書士としての使命と、今回の受章の栄誉を汚さぬよう頑張り続けます。

広 貴重なお話をありがとうございました。これからもご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いたします。



～インタビューを終えて～

的場相談役の事務所はなんと自社ビルです(自宅兼でもございませぬ)! しかも兼六園のすぐそばにある金沢中心部の一等地に!

インタビューアーの一人は自宅兼事務所なので事務所ビルと的場相談役を羨望の目で見ていました。「いつかは私も自社ビルを…!」と密かに気持ちを奮い立たせる機会になりました(笑)。

ただ、的場相談役の希望もあり、ここでは残念ながら書けなかった苦労話をお伺いして、「一念通天(いちねんつうてん) ※強い決意を持って努力しつづければ必ず成し遂げることができる」とは正にこのことなのだろうと改めて思った次第です。



インタビューアー: 広報・監察部 寺分 努・出見世 雅之
文: 出見世 雅之

令和5年度の広報月間では、9月29日～10月1日にかけて、本会及び各支部主催の無料相談会を県内9箇所で開催いたしました。今回は、5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されたことを受けて、コロナ禍前に近い体制での開催となりました。

今年度(注:令和6年1月執筆)も無料相談会開催及び行政書士制度をPRすべく、様々な広報活動を実施しましたので、ご紹介いたします。

まず9月28日に向井会長、寺分副会長、今井社会貢献事業部長とともに、報道各社(新聞社3社、テレビ局5社)に対する巡回訪問を行いました。その結果、訪問の様子が当日の石川テレビのニュースや翌日の新聞紙面で取り上げられました。9月30日には、アル・プラザ津幡会場において北陸放送による取材があり、無料相談会の様子が同日のニュースで放映されました。

主催	日時	場所	方法	相談件数
本会	令和5年9月29日(金)、30日(土)、10月1日(日)10時～16時	本会会議室	電話	40
輪島支部	令和5年10月1日(日)10時～16時	のと里山空港ターミナルビル	対面	4
七尾支部	令和5年10月1日(日)10時～16時	アル・プラザ鹿島	対面	25
金沢支部	令和5年9月30日(土)10時～16時	アル・プラザ津幡	対面	33
		つるぎショッピングスクエア レッツ	対面	15
	令和5年10月1日(日)10時～16時	アル・プラザ金沢	対面	47
		内灘町文化会館	対面	22
小松支部	令和5年9月30日(土)10時～16時	アル・プラザ小松	対面	23
加賀支部	令和5年10月1日(日)13時～15時	アビオシティ加賀	対面	7

権利義務・事実証明									許認可関係								
	遺言・相続	各種契約	定款・内容証明・ 記帳会計	不動産関係	戸籍関係	知的財産	その他	合計	建設・風営	法人設立	土地開発	農地転用	自動車関係	入管関係	行政不服申立代理	その他	合計
電話	19	2	1	0	0	0	16	38	1	0	0	0	1	0	0	0	2
対面	133	3	0	7	0	0	26	169	0	4	0	3	0	0	0	0	7
他	成年後見、離婚、境界トラブル、労働関係、消費者問題、生活費の不足など																

また、9月29日には、北國新聞朝刊に全面カラー広告を、北陸中日新聞朝刊に半5段白黒広告をそれぞれ掲載いたしました。このうち北國新聞の広告には、個人会員115名、法人会員3社(社員数5名)のご協賛をいただき誠にありがとうございました。

このほか、9月25日～10月1日にかけて、北陸放送と石川テレビの2社でテレビCMを放映いたしました。また、当会HPに無料相談会のお知らせを掲載したほか、県内13市町の広報誌に無料相談会の日程等を掲載していただきました。

このような広報活動の結果、今年度の広報月間無料相談会全体の相談件数は216件と前年の105件から倍

増し、コロナ収束を実感する結果となりました。中でも金沢支部は、対面の相談会場を前年の2か所から4か所に拡大し、4つの市町で無料相談会を実施するなど、相談件数の増加に寄与していただきました。対面会場では、来場者にユキマサくんのエコバックを配布しましたが、用意した90個がすぐになくなるほど盛況のうちに無料相談会を終えることができました。

なお、来場者に対するアンケートを集計した結果、相談の契機として新聞やチラシを挙げた方が6割強のぼり、依然として紙媒体の強さを感じております。こうした調査結果を踏まえ、令和6年度も効果的な広報活動を実施してまいります。



本会電話相談



金沢支部「無料相談会」



輪島支部「無料相談会」



小松支部「無料相談会」



七尾支部「無料相談会」



報道機関巡回訪問

石川会では例年2月から3月に北陸信越運輸局石川運輸支局(以下「陸運支局」という。)の繁忙期に合わせ、登録部門窓口相談の相談員を派遣しています。

この時期は陸運支局では一年で最も忙しい時期となります。進学や就職などライフステージで自動車を購入する機会が最も多くなり、その後の車検が切れる時期などとも重なるため自動車を購入する方が集中します。また転居される方も多く、車検証記載の住所を変更する方もいらっしゃいます。

その上、4月1日が自動車税課税の基準となるため、3月中に抹消手続きに駆け込む方も多くいらっしゃいます。そのため、申請者が多数いらっしゃいます。



自動車登録はその手続きごとに揃える書類が異なります。申請者には調べてもわからないことが多いため、その対応に相談窓口が置かれています。通常は陸運支局職員が相談業務にあたっていますが、繁忙期は人手が不足する状況です。

そこで行政手続きの専門家である我々行政書士に協力を求められ、当会としても行政機関との関係強化をはかるため毎年この時期に相談員を派遣しています。

今年度は1月に発災いたしました能登半島地震の対応で5月末まで延長して対応いたしました。

相談員は陸運支局の登録受付時間に対応する形で9:00~12:00、13:00~16:00で対応しています。1日の相談件数は30件前後からピーク時には100件を超すこともあります。1件当たり10分を目安に、相談員1名から2名で対応しています。

相談内容は自動車の移転・変更・一時抹消などの手続きに必要な添付書類や申請書の記載の説明が主な業務です。

相談者は事前に確認のため相談に来る方、自分で調べて揃えてきて、申請前に最終確認をしてもらうために来る方、申請書の記載方法や添付資料などがまったくわからない方など様々です。

毎年相談員となっている会員の中には、自動車登録業務をあまり行っていない、もしくは未経験の会員も多くいます。

そのような方でも対応できるように事前に研修を行っています。



相談員を1シーズンでも経験すると、自動車登録業務がほぼ完全にこなせるスキルを習得することができます。実際に経験された会員の多くが、その後自動車登録業務に取り組んでいます。

自動車登録業務は行政書士のみが関与できる主要業務の1つです。自動車産業は我が国の中心産業であり、いまや1人に1台自動車を保有している状況で巨大な市場と言えるでしょう。

しかし行政書士法第19条の例外規定で業界団体による行政書士業務が一部認められています。そしてその範囲は今後拡大される可能性があります。その背景には自動車登録業務を行政書士がすべて担い切れていないという現状があります。

支局相談員に参加することは、まず関係機関(陸運支局)との良好な関係構築、また自身の業務習得の機会となります。そして自動車登録業務により多くの会員が関与することにより、結果として我々の職域確保につながると考えています。

まだ参加されていない会員の方、是非ともご参加ください。

令和5年度 行政書士試験実施について

行政書士試験実施対策委員会 委員長 茅野 智勇

令和5年11月12日に金沢医療技術専門学校において、令和5年度行政書士試験が実施されました。大きな問題もなく大変スムーズに試験を実施することができましたのは、本部員・監督員として円滑な実施にご協力くださいました会員の皆様のおかげであります。ここに厚く御礼申し上げます。

当日は、あいにくの雨模様。時折り強い雨が降る中、朝9時より行政書士試験研究センターより委嘱を受けた本部員・監督員の総勢33名は、試験グッズの搬入・案内表示や試験室の設営等の試験実施に向けた準備を開始いたしました。

試験会場である金沢医療技術専門学校は、金沢駅から徒歩5分と受験生にとっては抜群の立地環境であり、平成18年度の行政書士試験から石川県会場として15年を超える長きに渡り活用させていただいております。

ここで、試験実施に携わる本部員や監督員の職務内容について少々ご説明いたします。本部員には、不審者や会場への不要不急な立ち入りを行う者を取り締まる外門担当、受験生をスムーズに各階試験室へ誘導する玄関担当、各階フロアラウンジにて受験生を監督するフロア担当、受験票を忘れた受験生に受験票を再発行する受験票再発行担当があります。毅然とした高圧的にならない態度で接する必要があり、また受験生にとっては当日最初に目にする本物の行政書士であります。ここでの印象が後の入会の是非に関わると言っても過言ではない大変重要な役割であります。

次に監督員であります。各試験室に3～4名の監督員を配置します。監督員は円滑に試験を受けられるよう受験生をサポートしたり、不正行為が行われないよう監督・監視することが職務であります。ただし、不正行為を取り締まることが主目的ではありません。未然に防止することが肝要であります。また、本部員のとき以上に受験生から見られております。憧れられる素敵な行政書士としての振る舞いを求められる立場であると、小職は強く感じております。

小職も平成15年の入会以来、外門・玄関担当から始まり、フロア担当、監督員そして試験委員として試験実施に携わらせていただいておりますので、それぞれ

の担当における苦勞や責務は重々承知いたしております。担っていただきました本部員・監督員の皆様には大変感謝申し上げます。

今年度の試験結果は下記のとおりであります。石川県会場における合格者割合は全国平均を大きく超えました。受験生の努力はもちろんですが、受験環境をより良くしようと取り組んでいただいた本部員・監督員の皆様のおかげであります。

令和6年度も11月10日に行政書士試験が行われる予定であります。未来の石川県行政書士会の仲間が生まれるその現場にて、一緒に汗をかいていただける志のある会員の皆様のご参加をお待ちいたしております。よろしく願い申し上げます。

令和5年度 行政書士試験 結果

《全国》

申込者数：59,460名

受験者数：46,991名(79.02%)

合格者数：6,571名(13.98%)

《石川県》

申込者数：429名

受験者数：341名(79.48%)

合格者数：56名(16.42%)



加賀支部報告

加賀支部 支部長 吉田 義明

前年度に3名、今年度に入って1名の新入会員があり、ようやく総勢20名となった加賀支部ですが、支部活動はまだまだこれからの状態です。近年入会された会員の方々に支部役員として協力していただき、感謝しております。

微力ながら、加賀支部の活性化に向けて努力したいと思っていますので、お気づきの点がありましたらご指摘の

ほどお願いします。

現在、広報月間の無料相談会を10月5日(土)午後1時から動橋地区会館で予定しており、開催に向けて準備中です。

今回も新聞折り込みのチラシを配布する予定です。たくさんの方の相談者が来場されることを期待しています。

小松支部報告

小松支部 支部長 今井 邦彦

はじめに、小松支部会員の皆様には、令和6年能登半島地震に係る被災者支援活動に際しまして、1月より市役所やショッピングセンター、避難所(旅館やホテル、行政施設)等で実施されました石川県や総務省石川行政評価事務所、石川県土業団体協議会等による無料相談会等にご協力いただき、深く感謝申し上げます。

今回は、小松支部が今年度実施しました主な活動をご報告させていただきます。当支部では、令和6年5月10日(金)に小松市民センターにて令和6年度小松支部定時総会を開催させていただきました。37名(本人出席10名、委任状出席27名)が出席し、議事は、令和5年度事業報告、決算報告、監査報告、令和6年度事業計画(案)、予算(案)で、いずれも原案通り承認可決されました。当総会におきまして、会員の皆様よりご意見を頂戴しましたので、今後の事業計画に反映していきたいと考えております。また、8月2日(金)にはルートイングランディア小松エアポート芝生広場にて懇親会を開催させていただきました。懇親会を通して支部会員が交流し意見交換しつつ互いの親睦が深まれば幸いに存じます。

今後の当支部の主な活動としましては、行政書士制度広報月間無料相談会を10月5日(土)にアル・プラザ小松1階ホールにて実施する予定であり、また支部研修会の実施も予定しております。

当支部では引き続き、被災者支援活動に取り組むとともに、役員一同、支部の発展のために精進する所存でございますので、今後とも支部の活動にご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



金沢支部報告

金沢支部 支部長 小山内 俊平

金沢支部会員の皆さまにおかれましては、日頃から支部活動にご協力くださりまして、厚くお礼申し上げます。

この年始、1月1日に予想もしなかった大きな地震が奥能登を震源として発生し、はや半年が過ぎました。

あらためて亡くなられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、今なお避難生活を余儀なくされているたくさんの方々や、住まいや仕事など生活基盤に多大な影響を受けているの方々、多くの被災者の方々にここで心からお見舞い申し上げます。

また年初、金沢支部会員の皆さまにお送りした安否・被災状況の確認メールへのご回答、ありがとうございます。震源から比較的離れた金沢支部ではありますが、地震当日に奥能登にいて直接被災したという方や、自宅や事務所に被害を受けたという皆さま、ライフラインが絶たれ生活に困難があったという人等、様々なお声を聞きました。

私個人の業務でも、奥能登の顧客の対応があり、輪島・穴水へ出向く機会がありましたが、実際に目で見るとその光景に大きな衝撃を受けるとともに、震災からの復旧・復興に向けて自分のできることから取り組んでまいりたいという思いを大変強くいたしました。

現地では、行政やボランティアの方々や、復旧工事に従事されている事業者の方々など多くの支援者の方々が復旧・復興活動に尽力されています。

金沢支部としても行政書士として可能な県民市民の皆様への支援、県内他支部への支援等をしていきたい、活動に努めてまいりたいと考え、支援活動(罹災証明の申請をはじめ生活再建に必要な手続きに関する相談対応など)の協力者(相談員・支援員)を募集させていただきました。

積極的に募集に応じてお声を上げてくださった多くの会員の皆さまに、この場を借りてあらためてお礼申し上げます。

今後も引き続き、本会与協力しながら、電話相談や現地での相談会等、様々な支援活動に尽力してまいりたいと思います。

復旧・復興、そして生活再建の道のりはまだまだこれ

からではありますが、日々の業務の中で県民市民の皆様のお力になれるよう邁進し、金沢支部会員の皆様と一緒に歩みを進めてまいりたいと存じます。

さて、令和6年度の金沢支部定時総会は5月10日(金)に金沢東急ホテルで行なわれ、その後、6月に行なわれた役員会において、具体的な活動内容を決めました。概要は以下のとおりです。

- ・会議の開催(定時総会、役員会、部長会及び各部会など)
- ・研修会の開催(年3回)と、懇親会(年2回)での会員相互の親睦交流の推進
- ・無料相談会の実施(支部が管轄する市町での毎月相談会、10月広報月間の大規模相談会など)
- ・官公署等巡回訪問(9月)での行政書士制度の周知
- ・10月広報月間での大規模相談会に向けた広報活動による行政書士制度の周知
- ・会報誌の発行(年2回)
- ・支部の在り方に関する調査研究
- ・能登半島地震に関する相談支援活動 など

金沢支部の活動概要は以上のとおりですが、会員の皆様に魅力ある事業を実施し、地域に根ざした活動を行なってまいりたいと思います。

できるだけ多くの支部会員の皆様を巻き込んで活動していくことが、より支部の活力を高めていくことにつながると思いますので、引き続き支部活動にご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



七尾支部報告

七尾支部 支部長 寺分 努

令和6年の幕開けは新年の挨拶をする間もなく、能登半島地震に見舞われ、支部会員の方々は大変な思いをしながら日々過ごされたことと存じます。改めてこの場をお借りしてお見舞い申し上げます。

去年はコロナ禍による活動自粛から少しだけ解放され和倉温泉での支部総会を開催することが出来ました。今年度は和倉温泉自体が地震の影響で壊滅的な状況となり、支部定時総会をどのように開催するかについて、支部役員会で協議いたしました。その結果、令和6年度七尾支部定時総会は、令和6年5月9日(木)午前11時から、宝達志水町子浦「谷嵐」において、支部会員37名中出席会員30名(うち委任状提出者18名)により開催いたしました。

来賓として本会より向井隆郎会長のご臨席を賜り、祝辞を頂戴いたしました。その後、議事に入り、議長より令和5年度事業報告・決算報告がなされ、高村記子監事による監査報告があった後、原案どおり全会一致で承

認可決されました。次に令和6年度事業計画及び予算案の提案説明があり、それぞれ原案のとおり全会一致で可決承認されました。

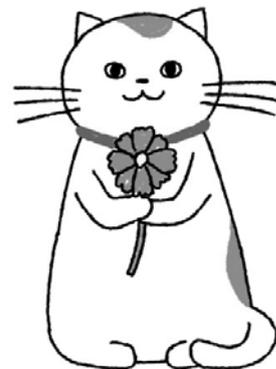
定時総会終了後、同会場にて昼食会を開催いたしました。

昼食会での話題は、やはり能登半島地震に関することが多く、また、支部会員のほとんどの方が何らかの被害を受けているため、自らが被災者でありながら支援をどのように行っていくかといった切実な話題もございました。

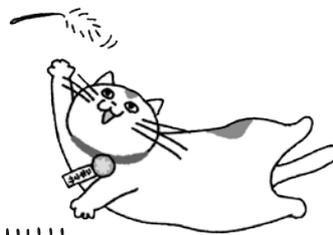
七尾支部では、今年度の事業計画として、支部研修会の開催や会員の交流を図る懇親会等の開催を企画しております。また、能登半島地震の被災者支援活動についても被災者向け相談会への相談員派遣等、出来る限りの協力をしていきたいと考えておりますので、支部会員の皆様のご理解とご協力を何卒宜しくお願い申し上げます。

輪島支部報告

震災の影響により掲載は休止いたします。
被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。



コスモス石川 活動報告



石川県支部長 中川 大

1 能登半島地震

令和6年1月1日の能登半島地震から半年以上が過ぎました。改めまして、亡くなられた多くの方々に謹んで哀悼の意を表します。建物が損壊したりライフラインを絶たれ避難生活を余儀なくされた方々、職場が被災し職を失った方々、会社が被災し事業を継続できなくなった方々など、生活の基盤が失われたすべての被災者の方々に心からお見舞い申し上げます。

地震直後から、のと里山海道に繋がる国道8号バイパスにおびただしい数の消防車が、けたたましくサイレンを鳴らしながら能登に向かいました。そのときはまだ、事の重大さがわかりませんでした。徐々に被害の大きさが判明し、呼応するように自衛隊の人員輸送車が何台も何台も毎日能登へ向って走っていきました。彼らの乗る輸送車は、向かい合わせの平らな長イスに幌を掛けたトラックで、真冬の寒風で荷台の幌がめくれる度、中の様子が垣間見えました。金沢から何時間かけて能登のどこへ向かうのだろうか、無事救援活動ができますように。空には、毎日毎日、県立中央病院と能登を行き来するヘリコプターが頭上を飛んでいきます。一人でも多くの命が助かりますように。と願わずにはいられませんでした。

消防、警察、自衛隊、医療チームの方々、避難所支援の方々、復旧工事に携わる方々、ボランティアの方々、全国からの応援職員を含む行政の方々など、すべての支援者の方々に厚く御礼申し上げます。

2 地震と後見活動

後見人等として活動されている会員の皆様の中には、地震への対応に苦慮された方も多かったのではないのでしょうか。まずはご自身とご家族の安全を確保し、被災状況や交通状況が許す限り、要支援者であるご本人の安全確認に努めて頂いたものと思います。会員自身が被災されたケースでは、県外に避難された方がいらっしゃいました。ご本人が被災されたケースでは、会員が水・食料を確保したり避難所に誘導するなどしました。

今回の地震では中能登～奥能登のほかにも河北・金沢の一部や県外にも被害が及びましたが、これが人口密集地の市街地が広範囲に被災した場合、状況はさらに悪化することが予想されます。コスモスにおいて、このような災害時の対応について何も決まったものではありません。被災地であるコスモス支部において、この震災を経験し何ができるのか検討したいと思います。

3 コスモス支部

さて、日頃は、石川県行政書士会の役員並びに会員の皆様方には、当支部の活動に多大なるご理解とご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。令和5年4月にコスモス成年後見サポートセンターは公益法人に移行しました。

支部としてもこれを機により一層、成年後見制度の利用促進に努めて参りたいと思います。

令和6年は第二期利用促進基本計画(5か年)の中間年に当たります。支部としては、第一期から引き続き県内自治体の中核機関や協議会に参画すべく、今後も協力関係の構築に向けて努力して参ります。また、これまで2年ごとだった新入会員向けの後見人等養成講座(入会前研修)を毎年実施いたします。

一方、一昨年支部会員の解任事件がありました。法律専門職後見人である行政書士にとっても、成年後見等実施機関であるコスモスにとっても、大変残念な出来事でした。ご本人の財産を預かる後見人には、適切に事務を遂行する責務があり、専門職として受任するからには高度な倫理観と相当程度の注意義務が課せられることを忘れてはなりません。

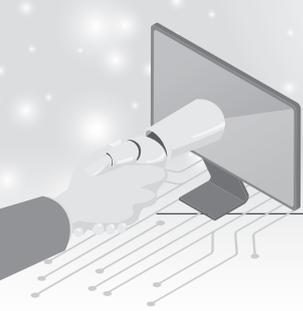
行政書士の許認可業務は「依頼者の利益と同時に行政の満足を得る」ものと考えます。後見業務において「ご本人の権利擁護・財産管理と監督機関の承認」は非常に重要です。後見人等が行った業務を総括する事務報告書(事後報告)に加え、非日常的業務に関しこれから為すべきことの連絡(事前連絡)が大切です。特に財産変動を伴う行為にあっては「ご本人の意思に沿ったものか、ご本人の利益を害さないか」という目でセルフチェックを行い、他者に疑念を生じさせないように努めなければなりません。会員個人の判断では対処が難しい場合は、ぜひコスモスに相談してください。

コスモスの役割は、業務の研鑽と適正化、会員の交流にあります。成年後見という制度は一つの枠組みに過ぎませんが、ご本人の生活を支える社会基盤の一部となっています。個々の後見人の活動内容はそれぞれに異なりますが、コスモスで活動を行うことは、業務に精通するうえで必ず役に立つものと思います。コスモスの活動にご賛同頂ける会員におかれましては、ぜひとも共に支援に携わって頂きますようお願い申し上げます。

一年の始まりに甚大な災害に見舞われました。復興と皆様方の平穏を心より願っております。



R6.6.21コスモス石川研修会「業務報告書の提出と任意後見契約の事前確認について」



シリーズ デジタル化の波を乗り越える 第2回「情報収集のデジタル化」

総務・経理部長 谷川 竜一

前回の第1回「デジタル化の基礎」では行政書士にとってなぜデジタル化が重要なのかを考えました。今回の第2回ではデジタル化の実践編として「情報収集のデジタル化」について考えていきます。

【第2回 情報収集のデジタル化】

皆様は業務に着手する場合、まず何から始めますか？ よほど単純な定型業務ではない限り、まずは情報収集から始めるのではないのでしょうか。また、自分が取り扱っている業務に関連していれば法改正の情報はいち早く入手したいですし、各業界の現状や今後の動向についても常に最新の情報を把握しておくことが必要になります。現代社会においてはこのような情報はほとんど全てがインターネットを通じて入手可能であるため、入手すること自体のデジタル化については意識せずとも既に対応済みの方がほとんどだと思います。

それではこれ以上のデジタル化については必要ないのでしょうか？ デジタル化（もしくはデジタル技術の活用）によって情報を効率的に入手できるようになりますし、入手した後の情報の管理・利活用についてもデジタル化によって効率化を図ることができるようになります。

今回はデジタル化により情報収集やその後の管理・利活用の効率化を図る手法について見ていきたいと思っています。

(1) 情報の入手

「RSSリーダーの活用」

RSSリーダーとは、RSS (Really Simple Syndication) と呼ばれる技術を利用して、Webサイトやブログなどの更新情報を自動的に収集・表示するソフトウェアやサービスのことで、技術としては20年以上前からある古い技術ではありますが、非常に便利な仕組みになっています。官公署のWebサイトはRSSに対応しているところがほとんどであるため、業務関係官庁のHPをRSSリーダーに登録しておくことにより、自らWebサイトにアクセスしなくても法改正などの情報が公開されると同時に自動的に情報収集することができるようになります。また、RSSリーダーでは配信された記事のタイトルだけを一覧表示できるため、必要な情報の取捨選択がしやすいというメリットもあります。

(おすすめのRSSリーダーは「Feedly」)

「情報収集の自動化」

RSSリーダーも自動化の一種ではありますが、情報の入手先は自ら指定して登録する必要があります。しかし、「Googleアラート」や「日経電子版 Myニュースメール」は自分で指定したキーワードが含まれる新着記事があると、それらをまとめてメールで配信してくれるというサービスになっており、さらに効率よく情報収集することができるようになります。例えば、「建設業許可」や「技能実習」といったキーワードを設定しておくことにより、法改正などの官公署から発信（記事化）された情報はもちろん、メディアの記者が書いたコラム記事なども収集の対象になります。

なお、「Googleアラート」はWebサイト全てが収集の対象となるために情報の質が低いサイトや個人ブログなども情報源に含まれますが、無料で利用可能です。「日経電子版 Myニュースメール」の方は有料ですが、日経新聞の記事が収集対象であるため、記者の取材に基づいた質の高い情報が含まれることになります。

「検索型生成AIの活用」

生成AIといえばChatGPTなどが有名ですが、ChatGPTに代表される生成AIのモデルは「20xx年xx月までのデータを元に学習しています」といった注意書きがあるように最新の情報を含んでいないものが多数でした。しかし、現在ではPerplexity (PerplexityAI) や SearchGPT (OpenAI) のように生成AIが自らWebを検索し、最新の情報に基づいて回答を生成できるモデルも増えつつあります。このようなモデルであればGoogleなどで検索して欲しい情報を探す必要がなく、より効率的に情報収集することが可能になります。

例えば、とある許認可手続きを初めて取り扱う場合は行政庁のHPで手続きの概要を調べることがありますが、検索型の生成AIであれば「石川県でxxの許可申請を行う場合の必要事項について教えて。」と入力すれば申請手続きの概要を直接回答してくれます。また、このような検索型の生成AIであれば回答の根拠となった情報ソースまで明示されますので、回答の裏を取りたい場合やより詳しい情報を知りたい場合は元になった

Webサイトに直接ジャンプすることもできます。

(2) 情報の管理

「クラウドストレージ」

DropboxやOneDriveなど、インターネット上にデータを保存するクラウドサービスのことを総称してクラウドストレージといいます。インターネット上に機密情報を保存することに抵抗のある方もいらっしゃるかもしれませんが、メジャーなクラウドストレージはいずれもクラウドサービスに関する複数のISO認証(セキュリティやプライバシー保護など)を取得しており、個人が事務所内だけで情報を保管するよりもはるかに高いセキュリティレベルで保護されています。

クラウドストレージの活用により場所を選ばず情報にアクセスできるようになるだけでなく、災害により事務所や設備に物理的な損害があった場合でも情報は安全に保護できるというメリットもあります。

「整理型から検索型へ」

パソコンでデータを管理する際には顧客や業務毎にフォルダを分けて保存していると思いますが、データの増加に伴ってフォルダの階層が深くなったりフォルダの数自体が増えてしまったりして、目的のデータに辿り着くまでに時間を要することがあるのではないかと思います。特に、どのフォルダに保存したか記憶が曖昧な場合はフォルダをクリックして探し回るのは時間の無駄になります。このような作業を効率化するにはファイルの検索機能が非常に有効です。Windowsのエクスプローラーにはファイル検索機能がありますし、クラウドストレージにも同様の機能は必ず備わっています。これらの検索機能はファイル名だけでなくファイルの内容も検索対象に含めることができるため、非常に容易に且つ素早く目的のファイルを見つけることができます。また、これらの検索機能はあらかじめファイル等の情報をインデックス化(データベース化)しているため、どれだけ膨大なデータ量があっても検索は瞬時に終わります。

これらの検索機能はどうしてもファイルが見つからない時にだけ使用しているという方もいらっしゃるかもしれませんが、実際には検索のショートカット(Ctrl+F)と合わせて日常的に使用すると驚くほど時短に繋がります。

(3) 情報の利活用

「生成AIによる整理」

これまでは蓄積された情報を活用するためには自ら情報を分析し、加工し、整理し直す必要がありました。

しかし、ChatGPTをはじめとする生成AIの出現により、これまで人が行う必要のあったこれらの作業を生成AIに任せることができるようになりました。生成AIは膨大な量の訓練用データを学習し、与えられた命令・質問に対して回答を生成する大規模言語モデルをベースとしており、生成AIとして現在主流のChatGPT(OpenAI)、Copilot(Microsoft)、Gemini(Google)といったサービスはすべて同様の仕組みを使っています。

このような生成AIはあくまで「最も妥当(近い)と思われる答え」を生成しているだけであり、本当の意味で人工的な知能を持っているわけではありません。よって、今後の未来を予測させるような使い方には馴染みません。生成AI自体が大量の学習データの中から答えに近いデータを抽出し「要約」して回答を生成する仕組みであるため、生成AIは情報の整理や要約に最も力を発揮します。

生成AIの活用例としては以下のようなものが考えられます。

- PDFの資料を生成AIに読み込ませ、全体を要約させたり記載内容について質問したりして必要な項目がどこに記載されているかを答えさせる。
- 調査したデータを生成AIに読み込ませ、表やグラフを生成させて視覚的に分かりやすいようにデータを整理させる。
- 調査したデータを生成AIに読み込ませ、調査報告書の下書きを作成させる。
- 自分で作成した資料を生成AIに読み込ませ、誤字脱字のチェックや正しい表現への修正など文書の校正を行わせる。

なお、生成AIを利用するにあたっては、生成AIに与えた(読み込ませた)データが生成AI側でどのように使われるのかといったセキュリティの問題や、生成AIから出力された内容が必ずしも正しいとは限らないということをよく理解し、最終的には利用者側でよく内容を確認して精査しながら利用することが必要になります。

(4) まとめ

情報収集はデジタル化やデジタルツールの活用によって驚くほど効率化を図ることができます。情報収集のようにコア業務ではない部分は積極的にデジタル化し、コア業務に注力できる環境を構築することが効率的な事務所経営にも繋がると思いますので今回の内容が少しでも皆様の参考になれば幸いです。

石川県外国人材受入サポートセンター 活動報告

センター長 寺田 隆

我々行政書士は、行政書士法第12条を厳守することにより、依頼人の信頼を得て、依頼人の秘密を知ることが可能になります。実務では、秘密も含め全てを把握し、記載方法を熟考して的確に表記し、申請を通じて官公署の判断を仰ぐことを日常的に行っています。これは行政書士法第10条に定められている責務であり、補足規定として行政書士職務基本規則4条が制定されており、行政書士職務基本規則14条でより具体的な禁止項目が定められています。結果として官公署は、我々行政書士が行った申請等は、前述を経た申請であり信用できる内容であることを認識し、我々行政書士と官公署に信頼関係が構築されています。この信頼関係は、長い時間をかけて多くの先輩方が築いてきたものであり、現在、石川県との「ワンストップサービス」事業、加賀市からの外国人創業活動・起業活動促進事業に係る相談業務受諾へと続いてきているのだと思います。

私は、平成7年、32歳でそれまで勤めていた会計事務所を辞し「一国一城の主」を夢見て、行政書士事務所を開業しました。しかし、現実には甘くなく、当時は専業での行政書士事務所は数える程で、会員証授与では副会長から開業を考え直すよう訓示を受けるなど、「行政書士では食えない」が通説で、かなりショックを受けたことを覚えています。入会直後の定時総会は加賀温泉で開催され、会長選挙に動議が出され新会長が誕生するなど、まさに激動の石川県行政書士会でした。

新会長は「業務に精通し食える行政書士」をスローガンに、まずは官公署から信頼されるようにと社会貢献活動に取り組むことを始めました。私はその思いに共感し、金沢支部長の時には友人の知恵を借り、町内会の回覧板を利用して金沢市内全戸に「行政書士無料相談会」のチラシを配布し、行政書士の認知を高め、相談者の増加を図りました。結果、全国の単位会の中で最も多くの相談件数を記録しました。本会総務部長の時には行政書士試験

合格者に対し「行政書士開業セミナー」を企画し、開業への不安を払拭して行政書士仲間を増やすことを目論み、会員数の増大につながりました。

約30年間、土壌づくりから種蒔き、ようやく収穫の時期を迎えたのだと感じます。同時に、収穫したところから次にまく種を作り、次世代につながるように、きちっとした選定、仕組みづくりを申し伝えなければとも感じております。前職と行政書士業務とがかなりかけ離れている土業は恐らく行政書士が最も多いのではないかと思います。他の土業とは大きな違いですが、この特徴が様々な専門業務を生み出す力にもなっていると思います。

さて、個人的には、今般の官公署との業務等は開業間もなくの会員が中心となり、開業直後の安定収入につなげたり、顧客の獲得を目指してほしいと考えています。事務所や個人として、官公署の信頼を得たり安定収入を確保する道を作るのは、決して容易ではなく、相当の時間と労力を必要としますので、まず、開業間もない会員の方々に、今般の業務について確実に精通して頂き、ある程度安定してきた段階で、自ら行いたい業務に移行して、次の開業間もない会員に引き継いでほしいと思います。

少子化・労働者不足が叫ばれている現代、外国人労働者に携わる業務は増え続けると思います。将来が明るい業務分野だと確信しております。ぜひ多くの会員に参加して頂き、官公署との業務を成功させて頂きたいと願っております。

但し、入管業務以外でも毎年数名の行政書士が逮捕されたり、処分を受けております。長い時間をかけて多くの先輩方が築いてきた信頼関係に大きな打撃を与え、真面目に業務に取り組んでいる大勢の行政書士の評価を下げる結果を招いている、ということを実感に受け止めて欲しいと願っています。

「第31回全国女性行政書士交流会inいしかわ」開催の報告と御礼

実行委員会 さくら会 事務局長 上田 恵子

令和6年7月7日、待ちに待った「第31回全国女性行政書士交流会inいしかわ」が開催されました。

全国女性行政書士交流会は、令和元年に広島での開催のち、新型コロナウイルス感染症拡大により、やむを得ず中断されておりました。これを復活させたいと、当会の有志数名が開催実行委員会「さくら会」を立ち上げ、準備を進めてまいりました。

交流会当日。

ホテル玄関にて参加者の皆さんをお迎えしましたが、今回が初めての参加という方も、何度も交流会に参加されている方も、皆さん笑顔でいらっしゃるのが印象的でした。初めての方も初対面とは思えない、どこか懐かしい気持ちでお迎えいたしました。

第一部では、来賓に馳浩石川県知事、村山卓金沢市長、常住豊日本行政書士会連合会会長、向井隆郎石川県行政書士会会長にご臨席をいただき、ご祝辞をいただきました。

基調講演には、社会学者で女性学、ジェンダー研究の第一人者でもある上野千鶴子先生をお招きし、『未来に向けて～しなやかに生きていく私(あなた)へ～』というテーマで講演をしていただきました。

様々なデータを示され、他の士業(司法書士など)に比べて、行政書士は女性の活躍があまりないのではないか、実際に活躍しているのであれば、ホームページなどでもっと社会にアピールすべきではないか、というご指摘をいただきました。

聴衆は98%以上が女性。歯に衣着せぬ軽快なお話に、拍手喝采であったことは言うまでもありません。はっきりと物をおっしゃるところはさすが。一方で、お笑いになると笑顔が素敵な、とてもチャーミングな先生でもありました。



第二部は、会場を移しての懇親会。懇親会場に入ると、参加者同士、久しぶりの再会に

ハグをしたりなど旧交を温める場面がここかしこで見られ、懇親会開会前から熱気であふれておりました。

常住連合会会長の乾杯のあと、しばし歓談。その後、加賀豊年太鼓保存会の皆さんによる演舞が披露されました。幼児から80代までの幅広い年齢層の方がメンバーとなっている団体です。太鼓の勇ましい音と勇壮な踊り、また子供たちのかわいらしくそれでいて凛とした演舞に、会場内では涙を流して観覧されている方もいらっしゃいました。

後半に行われた単位会ごとの自己紹介では、限られた時間の中で、近況や再会の喜び、自慢の歌や踊りを交えた楽しい自己紹介が繰り広げられました。

北海道から沖縄まで100名を超える方々にご参加いただき、活気に溢れ、和気あいあいとした温かな空気に包まれて会は終了しました。



交流会の翌日は加賀のゆのくにの森での創作体験や金沢市内の観光と、思い思いに過ごしていただき、あつという間の2日間でした。

向井会長をはじめ、参加された皆様、当日スタッフとして、また準備段階でご協力くださった皆様、たくさんの方の皆さんの皆様のご理解とご協力により、盛大に交流会を開催することができましたこと、心より御礼申し上げます。

総務・経理部は本会の運営を円滑に進めるための総務と経理の両面の役割を担っております。総務の役割としては職務上請求書の管理や使用方法に関する指導、会員の登録・管理、定時総会や各種会議の運営などがあり、経理の役割としては本会の予算管理や会計処理などの役割があるため、非常に多方面にわたる業務を行っております。これらの業務の中から主だった活動内容についてご報告させていただきます。

【行政書士開業セミナーの開催】

総務・経理部では会員のさらなる増加を目指し、毎年2月に「行政書士開業セミナー」を開催しております。このセミナーでは行政書士に興味のある方や行政書士試験の合格を目指して勉強中の方など、行政書士についてもっとよく知りたいとお考えの一般市民・県民の方を対象にしています。

今年2月の開業セミナーは以下の内容で開催し、ご参加いただいた皆様からは「行政書士業務について理解が深まった」、「行政書士の仕事内容がイメージできた」など、大変なご好評をいただくことができました。

日 時：令和6年2月17日(土) 13:30～17:00

場 所：金沢港クルーズターミナル、オンライン

参加者：27名(会場参加17名、オンライン参加10名)

内 容：第一部「行政書士業務について」

講師 業務部 宇野敏彦部長

第二部「事務所開設体験談」

講師 金沢支部 川本剛生会員

講師 金沢支部 能田真由美会員

第三部「行政書士と来場者との座談会」

(希望者のみ)「登録手続きに関する説明会」

【職務上請求書の管理】

会員の皆様が日々の業務で使用した職務上請求書は、1冊(50枚綴り)の使用を終え、新しい職務上請求書の払出しを申し込まれたタイミングで使用済みの控えを本会に提出していただいております。ご提出いただいた職務上請求書は使用に誤りがないか総務・経理部で確認作業を行っております。職務上請求書の適正な使用は行政書士としての信頼を保つために非常に重要ではありますが、使用上の誤りも散見されます。

これらの誤りや使用上の注意点については、例年3月に開催しているコンプライアンス研修会で具体的な事例を交えながら詳しく解説しておりますので、会員の皆様にはぜひこの研修会にご参加いただき、適正な使用方法についての理解を深めていただきたいと思います。また、それ以外にも研修会への参加は違法行為や不正行為の予防に役立ちますし、事務所運営におけるリスク管理能力向上にもつながると思います。まだ参加したことが無い方はもちろん、過去にご参加いただいた方についてもぜひ毎年ご参加くださいますようお願いいたします。

【本会会費の管理】

総務・経理部では会員の皆様から預かった会費の管理や本会の会計処理を行っております。具体的には会費の納入状況を確認し、本会の運営が滞りなく行えるよう適正に管理するよう努めております。

会員の皆様に、納入期限までに会費を納入していただくことが本会の円滑な運営に直結いたします。会費の納入が遅れますと本会の活動に支障をきたさないとも限りませんので、どうか期限までの納入をお願い申し上げます。

会費納入について今後ともご理解とご協力を賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

日頃は、業務部の活動に多大なるご理解とご協力を賜りまして会員の皆様方には厚く御礼申し上げます。令和6年能登半島地震の発生から早8か月が過ぎようとしています。その影響もあってか、あっという間に1年の3分の2の期間を消化してしまった感があり、なかなか業務部として本来の役目を実行できずにもどかしい日々が続いております。

業務部のメインの活動は業務研修会の開催ですが、今年に入ってからは石川県より協力依頼があった「なりわい再建支援補助金」の能登事業者支援センターでの支援や同じく輪島市・珠洲市の両市への「公費解体・撤去申請」の支援とそれらの研修会・説明会が主な活動となりました。本来の研修会が行えていない現状ですが、今後はこの被災者支援活動を行いながらも業務部として会員の皆様方の有意義な研修会を随時開催していきたいと思っております。

業務部の活動状況(R6年1月より)

(1)業務研修会

R6年2月21日(水)第7回研修会(石川県地場産業振興センター・オンライン)

「入管業務におけるコンプライアンス」
「技能実習見直し・特定技能2号本格始動がもたらす行政書士業務の拡大に備える」

参加者36名(会場参加23名、オンライン参加13名)

R6年3月 8日(金)第8回研修会(金沢市ものづくり会館・オンライン)

「暴力団の現状」「クレーマー・暴力団対策」「暴力団排除条項と事後的対応」「職務上請求書使用上の注意点について」

参加者41名(会場参加22名、オンライン参加19名)

R6年3月27日(水)第9回研修会(オンライン)

「経営事項審査の令和5年度の改正点」「建設業法の財務諸表作成の留意点(中級編)」

参加者26名

(2)能登半島地震被災者支援関連研修会・説明会

R6年2月27日(火)臨時研修会(金沢市ものづくり会館・オンライン)

「被災者支援の概要と基礎知識」「被災者相談ワークショップ」

参加者47名(会場参加24名、オンライン参加23名)

R6年3月 7日(木)臨時研修会(オンライン)

「なりわい補助金オンラインセミナー」「なりわい再建支援補助金等相談員募集」

参加者19名

R6年3月23日(土)臨時研修会(石川県地場産業振興センター)

「なりわい再建支援補助金等についての研修会及び相談員募集説明会」

「なりわい補助金の具体的内容、よくある相談について」

「なりわい補助金能登事業者支援の状況、小規模事業者持続化補助金(災害支援枠)について」

参加者38名

R6年7月30日(火)説明会(オンライン配信)

「令和6年能登半島地震における輪島市・珠洲市公費解体申請支援専門派遣員募集説明会」

参加者35名

(3)外国人支援関連研修会・説明会

R6年5月 8日(水)説明会(加賀市かが交流プラザさくら)

加賀市「外国人創業活動促進事業・外国人起業活動促進事業(スタートアップビザ)」に係る相談業務についての説明会

参加者13名

「外国人材活用ワンストップセンター」相談員養成研修会

R6年6月25日(火)第1回/全3回(金沢市異業種研修会館)

参加者21名

R6年7月 4日(木)第1回(補講)(金沢市異業種研修会館)参加者15名

R6年7月18日(木)第2回/全3回(金沢市ものづくり会館)参加者27名

(4)新人向けVODフォローアップ研修会

R6年2月26日(月)(金沢港クルーズターミナル)

「建設業許可手続きについて」

参加者7名

R6年3月25日(月)(金沢港クルーズターミナル)

「契約書作成業務について」

参加者9名

(5)日行連一般倫理研修会(義務付け)

R6年2月14日(水)(金沢市ものづくり会館)参加者16名

R6年3月28日(木)(金沢市ものづくり会館)参加者21名

R6年6月11日(火)(本会会議室)参加者2名

R6年8月 7日(水)(本会会議室)参加者3名

【業務部からのお知らせ】

昨年度(令和5年度)に実施した業務研修会の研修VOD(計7本)と講義資料を、会員の部屋で公開させていただいておりますので是非ともご活用くださいませ。

〈VOD動画の公開場所〉

「会員の部屋(<http://ishikawakai.com/>)」→「VOD」→

「業務研修(一般)」



広報・監察部 メディア・広報月間グループ 活動報告

グループリーダー 寺田 圭佑

まず初めに、大変遅くなりましたが、会員の皆様におかれましては、令和5年9月29日の北國新聞朝刊広告への名簿掲載のご協力誠にありがとうございました。この場をお借りして御礼申し上げます。

今年度も行政書士制度広報月間無料相談会に向けて北國新聞及び北陸中日新聞に広告を掲載致します。今年1月1日の令和6年能登半島地震に対して、我々石川県行政書士会が継続して復興支援を行っていく意思を表明するような広告を考えております。また、名簿掲載へご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

他にも、テレビCMを毎年度広報月間無料相談会の一週間前から放映しております。昨年度は石川テレビ及びMROの2局でしたが、今年度はテレビ金沢及び北陸朝日放送の2局で放映致します。放映期間は9月30日～10月6日を予定しております。

なお、各支部開催の無料相談会会場において、配布している広報グッズにつきましては、過年度に作製したユキマサくんのエコバッグがコロナの影響で余って

たため、昨年度まで流用しておりましたが、今年度は新たに行政書士会の連絡先が印刷されているメモ帳を作製致しました。

その他行政書士制度のPR事業として、令和6年1月31日(水)の行政書士試験合格発表に合わせて北國新聞朝刊に広告を掲載致しました。当初、2月17日(土)に開催する行政書士開業セミナーのみを取り上げる予定でしたが、元日の地震を受け急遽、能登半島地震電話無料相談の情報を掲載いたしました。

ホームページリニューアルにつきまして、皆様既に新しいホームページをご覧になっておられると思います。令和6年5月24日の本会定時総会当日に新ホームページを公開致しました。時代の変化に適応し、見やすいホームページになっているかと思います。皆様の感想をお聞かせいただければ幸いです。

広報・監察部 HP・SNSグループ 活動報告 「被災地及び被災者支援ポストが拡散を呼ぶ」

グループリーダー 出見世 雅之

広報・監察部HP・SNSグループでは、当会における広報PR活動の取り組みとして、令和3年から石川県行政書士会のオフィシャルX(旧Twitter)アカウントを運用しております。

令和5年度中(令和5年4月～令和6年3月)は44回のポスト(投稿)を行いました結果、1投稿あたり平均で743回のインプレッション(表示数)、13回の“いいね”(リアクション)、5人のリポスト(拡散)を獲得しました。

特に令和6年1月以降のポストでは、能登半島地震に関連する被災地での相談会の案内や、被災者向けの支援情報等をポストした結果、多くのX利用者にリアクションやリポストを頂く事ができました。参考までに、最も多くのリアクションとポストを頂いた投稿は右の画像のポストになります。

当会のポストによって被災地及び被災者の方々への支援に少しでも繋がるなら大変幸いに存じます。

今後も広報・監察部員の力を合わせて、一般の方々、事業者の方々、行政書士や他士業の方々、そして当会会員の皆様にとっても有意義な情報をお届けしたいと

思っております。

会員の皆様におかれましても、是非以下の当会アカウントのフォロー及び投稿記事のリポストをお願い致します。またポストに相応しい企画や出来事などあれば、どうか遠慮なく広報・監察部員にお伝え頂ければと思います。どうぞよろしくお願い致します。

Xアカウント名:石川県行政書士会 (@ishikawagousei)



監察グループの活動として、非行政書士行為を調査・是正する等、関係各所に訪問を行っており、非行政書士(例えば、内装屋、不動産会社、中古自動車販売業者及び行政書士以外の士業等)が書類作成のため、出入りや申請代行等していないか確認し、行政書士法への理解及び非行政書士排除活動について説明をしております。

令和5年度は下記の農業委員会、運輸支局、警察署を訪問しました。

第1回 令和5年 9月25日(月)実施

能登町農業委員会、中能登町農業委員会、宝達清水町農業委員会、小松市農業委員会、輪島市農業委員会、珠洲市農業委員会

第2回 令和5年 9月26日(火)実施

志賀町農業委員会、七尾市農業委員会、かほく市農業委員会、穴水町農業委員会

北陸信越運輸局石川運輸支局(支局長、輸送課及び登録部門へ訪問)

第3回 令和5年 9月27日(水)実施

金沢市農業委員会

第4回 令和5年10月 5日(木)実施

金沢中警察署(生活安全課)、金沢市(衛生指導課)

第5回 令和5年11月29日(水)実施

金沢中警察署(副署長)、金沢東警察署(副署長)

第6回 令和5年11月30日(木)実施

石川県警察本部(生活安全企画課)、金沢西警察署(生活安全課)

上記関係機関への訪問では、石川県警察本部をはじめ、各機関のホームページ上に当会の非行政書士行為に関する警告文の掲載や窓口にプレート等の設置依頼を行いました。その結果、訪問した全ての機関から前向きに検討する旨の回答をしていただき、その後の調査ではうち85%以上の機関においてホームページ上に警告文を掲載していただきました。

今年度は、引き続き監察活動として関係各所を訪問しますが、民泊などの申請窓口である保健福祉センター

への訪問も予定しております。

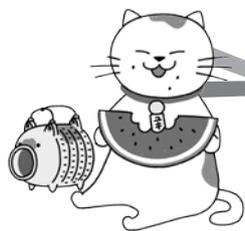
また会員の皆様も非行政書士行為を発見した場合、広報・監察部に情報を提供してください。ご協力をよろしくお願い致します。



石川県警察本部への訪問の様子



石川県警察本部ホームページ内の非行政書士行為に対する警告文



会員のコーナー

「黄綬褒章の授与を受けて」

金沢支部 的場 晴次

今年の4月30日に行政書士会事務局から私宛に日行連から黄綬褒章の授与が決まりましたとの電話があり、私にとっては正に青天の霹靂の出来事で、驚きを禁じ得ませんでした。

しかも、新聞で私のインタビュー記事が掲載されると、私が所属している金沢北ロータリークラブをはじめ多くの皆様から祝電やお祝いのお言葉をいただきましたことに、深く感謝を致したいと思います。

これも、偏に石川県行政書士会執行部の皆様、会員の皆様のご支援、ご鞭撻の賜物と厚く御礼申し上げます。

黄綬褒章の伝達式は東京のホテルニューオオタニで松本総務大臣の祝辞の後伝達式が挙行され、その後、皇居で天皇陛下の拝謁が行われた。天皇陛下との拝謁の際に、たまたま最前列に座っていた私と妻の目の前を天皇陛下がゆっくりとした足取りで歩いて行かれたことに妻は大感激で、自宅に戻ってからも興奮が冷めやらず、私も長年連れ添ってくれた妻への妻孝行ができたと安堵した次第です。

「居合道と行政書士業務」

小松支部 荒川 朋範

私は、行政書士として活動する傍ら、趣味で居合道を嗜んでおり、現在も週に1、2回ほど道場に通って稽古をしています。

先生方の指導のおかげで、現在、居合道の段位は四段です。

また、今年の初夏に行われた全国大会では、私の通う居合道場が最優秀賞を獲得しました。私も、団体のメンバーとして演武を行いました。

このように、私は居合道について思い入れがあり、これからも稽古を続けていきたいと思っています。

ところで、居合道と行政書士業務には共通点があると最近になって感じています。

それは、相手をよく観察し、一瞬の好機を逃さないことです。

居合道は、刀を納めた状態(納刀)をスタートとし、相手が斬りかかってくるまでの一瞬の間隙をついて抜刀と同時に相手を斬る武術がもとになっています。相手の様子や状態をよく観察し、一瞬の間隙＝好機をとらえて一撃で倒します。

行政書士業務においても、私は、相談の段階でご相談者様の希望や要望を傾聴し、ご相談者様がどうありたいのかを聞き出します。ご相談者様の発する言葉をよく聴き、こぼれ出た言葉から核心や課題を見極め、これらを解決するための方法や文案をご提案しています。

居合道と同じく、ご相談者様の話を傾聴することは、すなわち「観察」であり、核心や課題を見極めることは、好機をとらえることにあたります。そして、解決策の提示や提案は、ご依頼者様の心に訴えかけ、受任を得る「一撃」となります。

このように、居合道と行政書士業務は、一瞬の好機を逃さず、一撃をもって成果を出すという点で似通っていると思います。

また、どちらも一撃、一度の勝負であり、その1回で仕留められるようにしなければなりません。

私は、居合道を通じて、一撃を大切にしている稽古をしてきました。

行政書士業務でも、1回の相談で確実にご相談者様を納得させる提案ができるように試行錯誤しています。

「大地震と珠洲焼」

金沢支部 明石 弘貴

元日発生した能登半島地震の約1年半前、初夏の頃、能登半島珠洲地方を訪れました。その頃にも中規模程度の地震は頻発していました。

その時は幸い就寝中に一回だけグラッと揺れを感じただけで済みました。それだけでも妻は十分驚いていました。

珠洲市の「道の駅すずなり」を訪れて、私は珠洲焼の徳利とぐい飲みの酒器セットを、妻は小ぶりな一輪挿しを、買い求めました。

宿泊先は、見附島を眼前に臨む瀟洒なホテルでした。部屋の窓からは軍艦島の名のとおり、能登の人達すべてを見守っているかのように堂々として力強く重厚な姿がありました。

お正月後、報道写真等に見る見附島は切なくなるほどに痩せて小さくなってしまいました。

その宿泊の折、楽しみにしていた夕食中に、私が脱

水症状による突然の体調不良に襲われたため、ホテルスタッフの方々や食堂に同席していた宿泊客の皆様、更には病院等の医療スタッフの方々にはとても親切にいただき、ご迷惑をお掛けすることとなってしまいました。面目ない出来事でしたが、能登人の優しさで温かさに接することができました。

地震で大きな被害を受けた珠洲焼ですが、時折、復興へ向けたニュースなどを目にできることは、海の淵に沈んでいた温かい心が浮かび上がってくるような気持ちになります。

『道の駅すずなり』に立ち寄り購入した私の酒器セットと妻の一輪挿しは、地震の大きな揺れにも耐え、無傷のまま今も活躍しています。珠洲焼は素朴な灰黒色でぬくもりがあり、ザラリとした感触はどこか懐かしく温かみと強さが感じられます。

正月の大きな揺れもしのいだ我家の二つの珠洲焼は、それを見ているだけで、力強さと能登人の心の温かさ届けてくれます。



短歌「能登半島地震」

輪島支部 大森千歌子

晴天に恵まれ嬉し元旦に
予想外なる地震にふるえ

予期もせぬ地震に揺れし大地より
我が身にも伝わりきたる揺れ我が身にも

地割れあり隆起せし道ばかりなり
夢中に走り避難所めざす

地震にて地割れしたりし土手に咲く
いじられしき花すみれ草なり

地震にも負けず残りし紅椿
主なき庭赤く染めおり

「全国女性行政書士交流会いしかわ開催」

待望の全国の友石川へ
迎えて嬉し元氣わきくる

なつかしき会友集い賑わしく
話題はつきぬ様子に安堵す

全国の女性パワーに励まされたり
震災忘れ美酒に酔いたり

交流会豊年太鼓にぎわしく
魔除太鼓に安全願う

ゆのくにの森で体験伝統の
作品手にし会友想う

再会を約して見送る会友の
後姿に彌栄祈る

「認知症医療の最前線について」

七尾支部 林 正志

認知症医療の現状等について、本会 林 正志理事(コスモス会員)から石川県立こころの病院長 北村 立氏にお聞きしました。

北村 立氏の紹介

精神保健指定医

日本精神神経学会専門医・指導医

日本老年精神医学会理事・専門医・指導医

日本認知症学会代議員・専門医・指導医

日本精神神経医学会評議員

林 ご承知のとおり、成年後見制度は認知症や知的障害、精神障害などの理由で、判断能力が十分でない方を保護し、支援するため、財産管理や医療契約、介護契約、施設入所契約などの身上監護をご本人に代わって後見人等が行う制度です。

後見人には、例えば、医療契約を締結するときには、この前提として、医療に関する情報を収集し、理解していることが求められていると思っています。

認知症医療の進歩には目覚ましいものがあると聞いていますが、認知症医療についてお伺いする前に、貴院の石川県内の位置づけなどについてお伺いします。

院長 当院は、精神保健福祉法に規定された設置義務に基づいて石川県が設置している精神科病院です。

病床数はすべて精神科病床で400床です。精神科救急急性期病棟44床、急性期治療病棟50床、認知症治療50床を含みます。

石川県精神科救急システムの基幹病院として365日24時間体制で救急患者を受け入れています。

また石川県認知症疾患センターを併設し、石川県の認知症医療の中心的存在として活動しています。

さらに、災害拠点精神科病院にも指定されています。

林 令和元年から順次、改築工事が勧められるとともに、最近、石川県立高松病院の名称を変更されたいと聞いていますが、その思いや病院運営の方針についてお伺いします。

院長 当院は、令和3年11月に「石川県立こころの病院」と名称変更しました。これまでの重症の精神疾患を主な対象とした病院から、地域のこころの健康を支える病院として成長していきたいと考えています。

また、令和元年から始まった管理診療棟の新築工事も最後の第4期工事を行っており、今年の秋には完成しま

す。新しい外来棟は、一般人、高齢者、児童思春期(2階)、各種依存症(工事中)の4つにゾーニングし、患者さんのプライバシーにも配慮した、分かりやすく、利用しやすい構造となっています。

新しい病院では、精神科救急急性期医療、認知症などの老年期精神医療の二本柱に加え、依存症医療や児童思春期精神医療にもより注力することとし、これら4つを運営の柱にしていきたいと考えています。

林 認知症にはどのようなタイプ(?)があるのかお伺いします。

院長 認知症には主に、アルツハイマー型認知症、レビー小体型認知症、脳血管性認知症、前頭側頭葉変性症の4つのタイプがあります。

そのほか、様々なタイプの認知症があり、また、合併症も多くあることが分かって来ました。

認知症を治療するうえでは、どのタイプの認知症か、正確に鑑別診断することが必要です。

林 認知症の診断はどのようにされているのかお伺いします。

院長 最近、検査機器の開発には目覚ましいものがあります。最新の検査機器を導入しても脳の変性を的確に捉えるのは難しいですが、脳の形状や萎縮度を可視化できるようになりました。

また、日進月歩で進展する精神医学的知見を積極的に取り入れるように努めています。

認知症の診断は、詳細な問診と、臨床心理的検査の結果をベースに、検査画像を読み取り、総合的に判断しています。

林 認知症医療への取り組み状況についてお伺いしたいと思います。

院長 昭和41年の病院開設以来、老人の精神医療にも積極的に取り組んでいます。平成元年に石川県老人性痴呆疾患センターが設置され、専用病棟(現東病棟)を増築しました。

平成20年には、東1病棟50床について、全国的にも早く、認知症を対象とした精神科急性期治療病棟1の施設基準の適用が承認されました。

この施設基準では、新規入院患者のうち、3カ月以内に自家等への退院患者が4割以上と定められおり、当時は、老年期精神医療にとってかなり高いハードルでした。

同病棟では、認知症に伴う幻覚、妄想、徘徊などの症状や身体合併症の治療を行い、転倒などの事故のない安全な医療に努めています。

また、早期退院を目指し、患者が退院後在宅での生活が円滑に行えるために院内の多職種チームが地域の支援チームと連携し、支援者への情報提供や社会資源の活用などの調整を行い、在宅生活の継続に向けた支援をしています。

林 石川県認知症疾患医療センターについてお伺いします。

院長 平成21年4月に当センターが併設されました。

当センターでは、認知症に関する専門医療相談や病名を見極める鑑別診断を行っています。

最近、物忘れが目立たない認知症もあることが分かってきました。

初期には物忘れが目立たず、だらしなくなる、怒りっぽくなる等の性格変化や、毎日同じ行動の繰り返し(常同行為、時刻表的生活)、万引きなどの反社会的行為がみられる前頭側頭型認知症があります。

また、言葉の意味がわからなくなる症状(語義失語)が主となる意味性認知症では、話が通じにくくなるため物忘れがひどくなったとアルツハイマー型認知症に間違われることもあります。

レビー小体型認知症は、幻覚による不安、それによる暴力、暴言や転倒などが問題になります。薬にも過敏で、市販の風邪薬などでもせん妄状態となることがありますので、市販薬であっても安易に使用せず、かかりつけ医の先生に相談した方が良いでしょう。

林 がん医療において、よくセカンドオピニオンが行われているようですが、認知症医療についてお伺いします。

院長 セカンドオピニオンとは、診断や治療選択などについて、今かかっている医師以外の医師に求める第2の意見のことです。

認知症に関しては、全国で認知症疾患医療センターが設置され、専門医療相談や鑑別診断が受けられる体制が整備されたのも、患者や家族の不安や不信感を取り除き安心して治療できるようにしたものです。

林 地域の認知症の診療レベルの向上施策や、地域の支援体制づくりについて、現状をお伺いします。

院長 まず、医師の養成研修についてですが、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが主体となり、講師を

指定して、認知症サポート医の養成研修を実施しています。

かかりつけ医等の研修については、石川県が主体となり、かかりつけ医等認知症対応力向上研修を実施しています。

市町では、地域包括支援センターに認証地域支援推進員を配置し、認知症の人や家族等への相談支援、医療介護のネットワークづくりを推進しています。

また、専門職が訪問し、初期の支援をする認知症初期支援チームが配置されています。

複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

また、石川県認知症疾患医療センターでも、関係機関に情報提供や研修会などの開催や講師派遣を行っています。

林 高い認知症診療のレベルを維持するために、どのように取り組んでおられるか、お伺いします。

院長 日頃から、高い診療レベルを得るためには日々研究的な視点で臨床にあたるのが重要であると考えています。臨床研究、看護研究など、当院の研究マインドは高く、医局に限らず、看護部や作業療法科からも数本の論文が出ています。

研修分野では日本精神神経学会、日本認知症学会、日本老年精神医学会の認定研修施設であり、新専門医制度において、金沢大学から4人の専攻医が研鑽を積んでいます。石川県立看護大学の看護学生や金沢大学の医学生の臨床実習も受け入れています。

林 最後に精神科医療に取り組む抱負についてお伺いします。

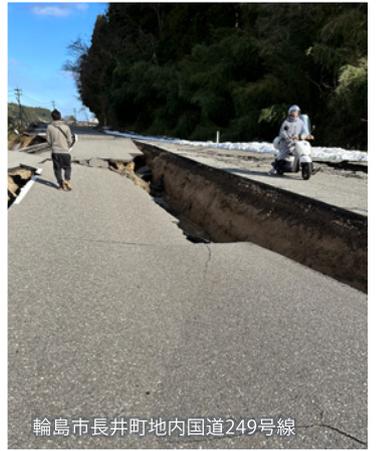
院長 一番大切なのは、患者さんが自分たちの望むような社会生活を営めることであり、私たちは一人一人と丁寧に寄りながら、それを支援していきたいと思っています。今後とも、皆様さまのより一層のご理解とご協力をよろしくお願い致します。



輪島市縄又町土砂崩れ



和倉温泉の歩道



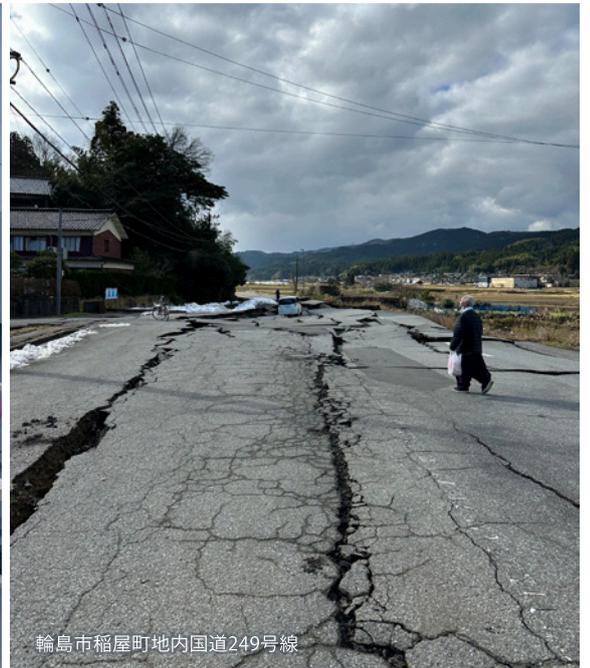
輪島市長井町地内国道249号線



希望を共に
能登に新しい明日を



珠洲市仮設住宅

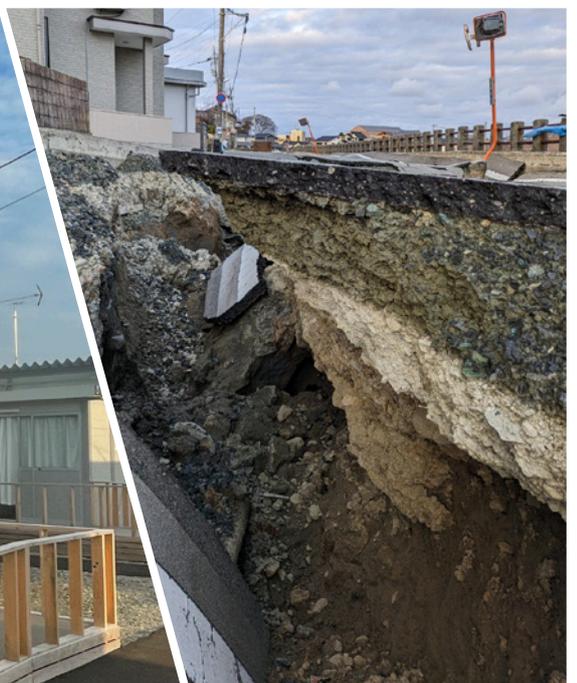


輪島市稲屋町地内国道249号線

再び輝く能登へ



輪島市マリンタウンにある仮設住宅



輪島市門前町皆月の隆起した海



能登空港



会長対談

対談日：令和6年8月2日 / 取材・進行 広報・監察部長 中川 幸雄

未曾有の災害に際し 行政書士ができること

石川県行政書士会会長

ムカイ リュウロウ

向井 隆郎

熊本県行政書士会会長

サクラタ ナオキ

櫻田 直己



【略歴】

平成24年4月行政書士登録。熊本県行政書士会で総務部長、副会長等を歴任。平成28年4月の熊本地震発生当時は総務副部長。令和5年5月より熊本県行政書士会会長を務める。

【略歴】

平成15年9月行政書士登録。石川県行政書士会で金沢支部長や業務指導部長、副会長等を歴任。平成29年5月より石川県行政書士会会長を務める。

お互いの印象

——お時間を頂戴しありがとうございます。また櫻田会長には遠方よりお越しいただき大変ありがとうございます。まず、お二人の出会いや印象からお聞かせください。

向井隆郎石川会会長(以下「向井」) 日行連の理事会でお会いしたのが最初だと思います。櫻田会長は当時熊本会の副会長だったと思いますが、日行連の理事として参加されていました。積極的に発言していたのが印象に残っています。

櫻田直己熊本会会長(以下「櫻田」) ありがとうございます。向井会長がおっしゃったとおり、前期までは単位の副会長として日行連の理事会に出席しており、その時に初めてお会いしました。日行連の会議は議題が多岐に渡り論点整理が難しいことも多いのですが、向井会長は常に冷静で相手にわかりやすい質問をされていた印象です。

向井 ぜひお話してみたいと思い、私から食事に誘わせていただきました。

櫻田 確かにそうでした。その時は恐縮していて、あまり自分からお話できなかった(笑) 向井会長の立ち居振る舞いを拝見し、冷静で驕らず、尊敬できる会長さんだと感じていたんだと思います。

被災地を視察して

——今回の対談に先立ち、お二人で丸1日かけて能登の被災地を視察しましたが、印象はいかがでしたか？

櫻田 輪島の朝市はショッキングでした。思っていたよりも被害が大きかった。しかし、他の街並みは想像していたよりも整備が進んでいました。もっと殺伐とした状況だと思っていたのですが。

向井 確かにそうですね。これまで何回も被災地の視察に行き、その度に風景が変わらない印象でしたが、今回は動き出した感じがした。朝市に重機が入っていましたし、特に珠洲市は公費解体が進んでいる印象を持ちました。

櫻田 それにしても金沢から遠かったですね。輪島から珠洲へ移動するのに結構な時間を要したように思います。また、石川会の会員さんが多様な業務に対し、ひたむきに取り組んでおられたのも印象的でした。

向井 遠方の会員さんも多いのですが、被災地まで支援に行っています。2泊3日など宿泊を伴う支援もしていただいています。

櫻田 半島である以上、仕方がないことなのでしょうが、ありがたいことですね。

震災直後

——お二人はそれぞれ地震が起こったときには何をされましたか？

櫻田 熊本地震の前震が起こった4月14日夜は玉名市のスポーツジムにいました。玉名市の震度は6弱でしたが、被害は大きくなかったため、ニュース等で状況確認しながら夜を過ごしました。16日未明の本震の時は寝ていて、地震が起きた時には驚いて飛び起きました。玉名市は震度6弱でしたが、周囲にそこまで被害はありませんでした。しかし、すぐに震源である益城町や熊本市等では大きな被害が出ているという情報が



輪島朝市地区



輪島市役所の行政書士ブース

入ってきました。

向井 当時の行政書士会での役職や役割はどのようなお立場だったのでしょうか？

櫻田 私は総務副部長で、会長は井口会長でした。熊本市役所の1階には当会の常設相談コーナーがあり備品類を置いていましたので、気になって会長らに相談もせず普段1時間の道を3時間かけて現場に向かいました。現地に着くと多くの避難民がいらっやあって、その人達を見て、「この人達を何とかしなきゃいかん！」と強く感じたのを覚えます。

——向井会長はいかがですか？

向井 私は元日の16時頃だったので自宅で寛いでいました。直前の地震は大したことはありませんでしたが、次の大きな揺れはなかなか収まらなかった。とっさに本棚を抑えましたが、家が倒壊するのではないか心配でした。すぐにテレビで状況を確認し、津波警報や相次ぐ余震のアラートを聞き、「大変なことになった」と実感しました。

櫻田 単体会会長として初動は何をされましたか？

向井 発災直後、理事会メンバーのグループチャットに「皆様、無事でしょうか？」とメッセージを入れたのが最初でした。それから会員の皆さんの安否確認を始めました。通信障害で連絡が取れない方もおり、大分後になってしまいましたが、最終的には総務・経理部長に奥能登の避難所まで行っていただき、会員全員の無事が確認できました。また、事務局に被害がないことを確認した後、1月5日に会長声明を発表し、9日には部長会を開催し対応を協議いたしました。

櫻田 会員の安否確認は難しい問題ですね。熊本会の場合は、会長、副会長、総務部長の三役が手分けして県内12支部の支部長に安否確認の報告を依頼しました。

向井 石川会の場合には、被害の大きかった輪島支部では当然支部会員も被災者ですし、道路の寸断や通信回線の不通等もあり、初動でできることはとても少なかったです。歯がゆかったですが、現地に行けない以上どうすることもできませんでした。

震災支援の内容

——震災を受けて行政書士会としてどのような支援をしてきたのでしょうか？

櫻田 まずは罹災証明書発行の支援を行いました。役所の職員と同じ立場で被災者の皆さんに接しました。また、高齢者から委任状をもらって罹災証明書を発行する業務も行いました。記録によると、4月24日から7月13日まで罹災証明に関する支援を実施しています。他に代表的な業務といえば、今の「なりわい再建支援補助金」の前身である「グループ補助金」の申請支援にも取り組みました。申請書類が今よりも多く複雑であるうえ、地震後しばらくは資材がなかったこともあり、この補助金申請業務は長期間に渡りました。

向井 石川会では震災後すぐに当会主催の無料電話相談を実施しましたが、1月中旬頃から石川県、総務省



珠洲市公費解体申請支援の視察

石川行政評価事務所、石川運輸支局、国際交流協会など、各種団体から協力要請があり、次々と相談員の派遣が増えていきました。それからというものの外部からの依頼に必死にお応えし、現在までできる限りの支援を行ってきました。

——行政書士会内で災害支援担当の部署は決まっていたのでしょうか？

櫻田 熊本会では、本会内に大規模災害対策本部を設置しました。三役から徐々に業務を移行し、そこがすべてハンドリングしていました。根拠となる規則を平成28年に制定し、会長、副会長(3名)、総務部長の計5名を構成員としています。

向井 石川会には大規模災害対策本部はなかったので、会長、副会長、各部部长で構成される部長会がその役割を担い、各部に役割を割り当てました。1月の段階で熊本会から震災対応に関する時系列の資料をいただきました。大変助かりましたし感謝しています。しかし、実際に動いてみると同じように進んでいくわけではないことがわかりました。臨機応変に対応することが被災者支援のために重要だと考えています。求められた支援を求められたタイミングで提供できることが何より大切です。

櫻田 確かに熊本地震と能登半島地震とでは地理的な状況がまったく違いますよね。熊本地震は熊本県の中心部で発災したのに対し、奥能登は金沢市から遠い。地方に行けば行くほど支部の会員さんも少ないし会員自身が被災者でもあるので、支援の手が足りないという問題もあります。「熊本モデル」は1つの例に過ぎないと思います。

向井 そうですね。今回の震災で「石川モデル」が形成されれば、「熊本モデル」等と合わせた支援活動の蓄積



外壁などに被害が目立つ加賀屋

が将来の被災地のためになると考えています。

外部との連携

——熊本会では災害支援を商工会議所と連携して実施したとお聞きしましたが？

櫻田 はい。熊本会はコロナ前から熊本商工会議所とお付き合いをしており、良好な関係を築いています。コロナの際も相談窓口を設置する等、連携して対応しました。TSMC系列の半導体工場が進出してきたこともあり、外国人雇用についても連携して対応しています。令和2年に人吉市で発生した水害の際には、熊本商工会議所から人吉商工会議所を紹介していただき、相談窓口を設置する委託契約を締結することができました。

——石川会も平時から外部団体と連携してきたと思いますが、いかがですか？

向井 元々、石川県と当会、あるいは、石川県と当会を含む士業団体協議会とがそれぞれ災害協定を結んでおり、これが大きかったです。また総務省石川行政評価事務所と広報月間の相談会等を通じて密にお付き合いしてきたことも大きかったです。これらをはじめとする各団体と平時から信頼関係をしっかり構築していたことで、震災後すぐに当会にお声かけがありました。さらに要請された場で当会の会員さんが的確に対応していただいたことが、その後の輪島市や珠洲市における常設の公費解体申請の支援員派遣等にもつながっています。現在では、多くの行政機関に頼りにしてもらっていると感じています。



和倉温泉では加賀屋等の被害状況を確認



櫻田 普段から信頼を積み重ねておくことは大切ですね。熊本でも災害支援の場面で行政書士会の名前をよく出してもらえますし、本当に先人たちのおかげです。その歴史を踏まえ、私は災害が起きたときに「被災者にどこまで寄り添えるのか」という点を大切にしています。復旧から復興にフェイズが変わっていく中で常に寄り添い続

けることが今を生きる行政書士の使命だと思っています。

向井 石川県や被災自治体も震災直後は混乱していますので、昨日言っていたことが今日には変更になるということがしょっちゅうでした。また、震災直後と数か月後では求められる支援内容も変化していきます。被災者のために必要な支援を的確に提供することがスムーズな被災者支援活動に欠かせませんし、復興支援活動を地道に実施することが行政書士の社会的地位の向上につながると確信しています。

櫻田 本当にそうですね。行政書士の知名度を上げるためには、今回のような災害支援活動をはじめ社会貢献活動の積み重ねだと思う。熊本会は、熊本地震、水害、コロナと臨機応変に対応してきました。その積み重ねが行政書士に対する強い信頼につながっていると実感しています。

向井 まったく同感です。知名度を上げるために社会貢献活動をしているわけではありませんが、結果として行政書士制度の広報活動にもなっているのが理想だと思います。

日行連や他の単位会等との繋がり

——今回の震災では、日行連や全国の単位会・会員から支援していただきました。

向井 とにかくありがたかったですし、ここまで支援し

ていただけるのかと思いました。日行連や各単位会、会員の皆様からの金銭面での支援、発災直後の兵庫会からのセミナー講師の申し出、熊本会からの資料提供やセミナー講師の申し出等、実に多くのご支援をいただきました。日行連には、災害助成基金積立資産を取り崩し金銭的なご支援をいただいたり、無料電話相談窓口を作っていただいたりと、様々なご支援をいただきました。これらの支援に大変感謝しています。

櫻田 我々も日行連の支援はありがたかったですね。金銭面だけでなく、他の機関との連携も率先して行っていただいた。

向井 その点も大きいです。当会だけでどこまで支援できるか不安でしたが、いざとなったら後ろ盾として日行連や地方協議会、他の単位会がいると思ったら安心できました。

櫻田 こうした連携の点も含め、今回の能登半島地震での経験を踏まえて新しく「石川モデル」ができると思いますので、今度は石川会から各単位会に情報共有していただきたいです。もちろん今回の私自身の経験もお伝えします。

向井 まだそこまで考える余裕はないですが、経験の共有は大切な視点です。今は記録を取ることを忘れずに、ひと区切りついたら各単位会にも情報提供したいと思います。また、4月からは月に1～2回ほど、日行連の大規模災害対策本部会議等にオブザーブ参加しています。具体的な課題が出た場合には、その都度、大規模災害対策本部会議等で伝えたいと思います。

櫻田 ありがとうございます。震災からの復興自体が「課題への挑戦」そのものですから、今はとにかく被災者目線を大切にしつつ前向きに支援にあたっていただけたらと思っています。



復興が終わるまで
支援する



長い時間はかかるが
必ず復興できる



変わり果てた姿の見附島

最後に

——最後に今後に向けて一言いただければと思います。

櫻田 このような機会をいただきありがとうございます。平成28年の震災から8年が経ち、熊本はようやく復興してきたといっても良い段階を迎えています。今回、一部ではありますが、能登の被災地を拝見しました。長い時間はかかりますが、能登や石川県も必ず復興できる。そう確信しています。長期間に渡り被災地域の人々の心の支えとなって復興支援できるのが行政書士です。その自覚と誇りをもって被災地支援に取り組んでいただければと思っています。

向井 熊本からはるばる当県までお越しいただきあり

がございました。当会では、これまで約90回の相談会に会員を派遣していますし、その他にも複数の常設相談会等に2泊3日体制で会員を派遣しています。これから先も復興までの道のりは長いですが、復興が終わるまで支援を続けていく決意です。櫻田会長をはじめ熊本会の皆様には、これからもご支援を賜れば幸いです。

櫻田 もちろんです。いつか今回の震災を振り返ることができる時期が来たら、またお話しさせていただく機会があればと思います。

向井 ぜひよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

	令和6年能登半島地震	平成28年熊本地震
発生日時	2024年1月1日16時10分	前震2016年4月14日21時26分 本震2016年4月16日 1時25分
マグニチュード	7.6	前震6.5 本震7.3
最大震度	震度7	前震・本震ともに震度7
死者	299名(うち関連死70名)*1	276名(うち関連死226名)*1
行方不明者	3名*1	—
負傷者	重傷1,327名、軽傷1,629名*1	重傷1,142名、軽傷1,604名*1
建物被害	全壊6,227棟、半壊20,589棟*1	全壊8,667棟、半壊34,719棟*1
公費解体	911棟(6月24日時点)*2	約6,000棟(半年後)*3 最終的には35,675棟
主な被災地域	震度7 石川県 輪島市門前町走出、志賀町香能 震度6強 石川県 七尾市垣吉町・能登島向田町、 輪島市鳳至町・河井町、珠洲市三崎町・ 正院町・大谷町、穴水町大町、能登町松波	〈前震〉 震度7 熊本県 益城町宮園 震度6弱 熊本県 熊本市東区佐土原 等 〈本震〉 震度7 熊本県 益城町宮園、西原村小森 震度6強 熊本県 南阿蘇村河陽、菊池市旭志、宇土市浦田町、 大津町大津、嘉島町上島、宇城市松橋町、 宇城市小川町、宇城市豊野町、合志市竹迫、 熊本中央区大江、熊本東区佐土原、熊本西区春日

※データは2024年8月17日時点 *1 総務省消防庁発表 *2 石川県発表 *3 環境省「平成28年熊本地震により発生した災害廃棄物処理の進捗状況」内の表より

令和6年能登半島地震に関する全国からの支援状況について

総務・経理部長 谷川 竜一

当会では、令和6年1月1日に発生いたしました令和6年能登半島地震において被害を受けられた当会会員や被災者に対する支援活動を行うため、義援金や支援金の受付を行ってまいりました。

非常に多くの皆様からご支援をいただき、義援金等の総額は8月5日までに「**9,738,000円**」となりましたことをご報告させていただきます。

お寄せいただきました義援金等は当会会員への見舞金の支給やその他の被災者支援活動のために使用させていただきます。

ご支援いただきました皆様にはこの場を借りて深く感謝を申し上げます。

【全国からの支援状況(令和6年8月5日時点)】

	団体名・個人名(敬称略)
日行連・単位会 (支部も含む)	日本行政書士会連合会
	北海道行政書士会
	岩手県行政書士会
	福島県行政書士会
	埼玉県行政書士会
	東京都行政書士会
	神奈川県行政書士会
	福井県行政書士会
	静岡県行政書士会
	愛知県行政書士会
	大阪府行政書士会
	兵庫県行政書士会
	岡山県行政書士会
	広島県行政書士会
	山口県行政書士会
	沖縄県行政書士会
その他	北海道行政書士会 会員各位
	埼玉県行政書士会 浦和支部
	埼玉県行政書士会 大宮支部
	山口県行政書士会 下関支部
その他	団体(1団体)
	個人(7名)



被災会員のインタビュー

インタビュー | 広報・監察部 後洋平

— 七尾支部 多賀聖道・田中傑 / 金沢支部 寺田圭佑 —



七尾支部
多賀聖道
会員

今回インタビューさせていただいたのは、石川県行政書士会七尾支部の多賀聖道会員と田中傑会員、そして地震当日、奥様のご実家がある輪島市に帰省されていた金沢支部の寺田圭佑会員です。

地震発生から8ヶ月が過ぎ、「石川モデル」と呼ばれる新しい仮設住宅も完成しましたが、まだまだ復旧・復興の完了見通し

が立っておりません。お三方には、実際に被災された体験談や、どのように被災者をサポートしているかなどを質問させていただきました。

最初に七尾市で開業されている多賀会員にインタビューさせていただきました。

Q.地震発生当時の状況を教えてください。

多賀 1月1日は、海から近い場所にある実家にいました、揺れが始まったと同時に一旦外に出ましたが、この規模の揺れだと津波が来るかもしれないと思い、すぐに家族で高台に避難しました。東日本大震災の時のイメージがあったので、集落



の人達は、地震が起きたら高台に移動しなくてはいけないという意識があったみたいで、かなりの人数が高台に避難していました。ただ季節は冬なので非常に寒く、皆で焚火で暖をとっていました。報道などの情報を聞いて、最終的に21時ごろ自宅に帰りました。

Q.その後の生活などはどうされていたのですか。

多賀 とりあえずお節料理の残りを食べて数日過ごしました。道が隆起していたため、車で外に出ることができず、消防なども来ることができなかったため、集落の若い連中で倒壊した建物から人を救出したり、車が通れるよう瓦礫の処理をしたりもしました。実家が大正時代に建てられた建物だったので倒壊してしまい、通れる道の情報を収集して、無事だった自分の自宅に親を連れていき2か月ほど一緒に生活していました。電気は1週間ほどで開通しましたが、水は2月の中旬くらいまで開通しませんでしたので、毎日石川県のホームページを見て、水道がどこまで通っているかをチェックし、毎日ポリタンクを持って給水車の所まで通う日々でした。現在は無事水に関しては、普通の生活に戻っていますし、両親も無事仮設住宅に入居できたので、そこで生活しています。

Q.ご実家は、どうされるのですか。

多賀 実家が大規模半壊判定だったので、まずは更地にしてそちらに小さな家を建てる予定です。しかし解体業者や建築業者がまだまだ動いていないので、まだまだ先になりそうです。

Q.やはりご自宅が無事だったのは築年数が浅いからですかね。

多賀 それもあると思いますが、地盤の強さも関係して

いると思います。海の近くや、田んぼを埋め立てたような場所は、やはり倒壊している建物が多いですね。

Q.現在ほどのような支援活動をされていますか。

多賀 毎週日曜日に七尾市で公費解体の窓口をやっています。そちらに応援に行っています。窓口にはかなり多くの方が相談に来ていて、相続登記が終わっていない建物などの申請サポートをしています。七尾市は、戸籍なども自分で集めなければならず、かなり手間がかかるので、相続登記をしていない方には、公費解体の申請だけではなく、そのまま相続手続もしてしましましょうとご提案しています。地震発生から数か月間、ボランティアの方々や自衛隊の方々に本当に助けられてきたので、今は、できる限り地域に恩返ししたいという気持ちになっています。

Q.今後の能登をどう盛り上げていきたいですか。

多賀 農業、漁業、観光などなかなか復興が難しい部分があります。今年に関しては、農機具が被害にあったり、田んぼの地面も割れているため水を入れても抜けていくような状態だったり、田植えをしていないところが多いと思いますし、港も壊滅状態のところが多いです。また住民も金沢に引っ越しをした人が多く、一度金沢に生活圏を移してしまうと、仕事の面などで、なかなか戻ってこれなくなるので、どんどん人口が減っていくのではないかと心配しています。今は少し離れた仮設住宅で両親が生活していますが、やはり生まれ育った場所で生活したいと言っています。規模は縮小してしまいましたが、例年通りお祭りが開催されました。地元の人みんなで団結して復興するぞという熱い気持ちが湧いてきました。お祭りをやることについて否定的な住民もいますが、私は、震災が起きたから自粛するのではなく、お祭りのような行事をどんどん増やして能登に活気が戻ってきてほしいと思っています。

Q.今回のような震災において、行政書士だからできることってありましたか。

多賀 補助金の申請など近所の人から、「うちは申請できるかね。」などの相談が多数ありました。どうしても行政機関が発表する要綱などが難しく、それをわかりやすく説明してあげたりしています。

次にインタビューをお願いしたのは、志賀町で開業されている田中会員です。

Q.地震発生当時の状況を教えてください。

田中 当日は、事務所にいました。うちの事務所は、車庫の上に建っているのですが、かなり揺れました。東日本大

震災のこともありましたので、その後すぐに高台に避難しました。志賀町は、原発があるので、緊急時の避難所の指定など細かく決まっております。近くの防災センターに避難しました。自宅は無事だったのですが、2回目の地震で木造の建物など倒壊する危険があると聞いていたので、数日間は、近くの小学校のグラウンドで車中泊をする生活をしていました。

Q.現在は、ご自宅周辺のインフラなどの復旧はすすんでいますか。

田中 道路に関しては、のと里山海道などの主要道路が優先なので、自宅周辺の道は、隆起していて、まだコーンが置いてある状態です。通れないことはないですが、通勤に時間がかかっています。

Q.現在能登地区でよく受ける相談について教えてください。

田中 やはり公費解体の申請が多いです。相続手続をしていない家庭が多いので、申請に伴って相続手続のサポートをしておりますが、依頼が渋滞している状態です。他にもなりわい補助金の相談がありますが、書類の多さなどから、なかなか申請までにつながっていません。土業のあるあるだと思うのですが、納品するものが見えづらいので、質問するだけして仕事につながらないケースも多いです。

Q.行政書士会や自治体に、こうしてほしいなどご意見はございますか。

田中 補助金などは、申請の要件を厳格にしなくてはいけないと思うのですが、もう少し金額の少ないもので要件や書類が簡単なものが増えれば良いと思います。あとは、会員みんなで協力して、行政書士の知名度をもっと上げていきたいと思っています。



田中
七尾支部

傑
会員



最後に奥様のご実家がある輪島市門前町で被災された寺田会員にインタビューさせていただきました。

Q.地震発生当時の状況を教えてください。

寺田 大晦日に輪島市門前町皆月という海に面したところにある妻の実家に帰省

しており、元日は妻と義母と3人で輪島市街まで車で買い物に出かけたその帰り道で地震に遭いました。

経験したことのない大きな揺れがあり、道路が裂け、目の前の家が倒れ、乗っている車も横転するんじゃないかと車内はパニックになっていました。揺れがおさまった後、1人で留守番をしていた義父に妻と義母が無事を確認しようと電話しましたが、何度掛けても繋がらず、嫌な想像が止まりませんでした。

まずは自分達の安全を確保することが先決だと思い、周りに建物や電柱、崖、木がない場所に車を移動させながら、家から出てきた周辺住民と協力して道路の段差を埋めたり、情報共有をしていました。

地震の後に私達が帰る方向へ走って行った車が、しばらくして戻ってきたため、この先の道路の状況を聞くと、土砂崩れや倒木があって車が通れなくなっていると言われました。

これからどうすればよいか途方に暮れていましたが、日が落ちてきている中車を走らせるのは危険だと考え、来た道に戻って安全な場所を探していたところ、駐在所があったのでトイレをお借りして、3人で車中泊することにしました。

外は氷点下になっていましたが、ガソリンを節約するため、買ったばかりのシートに妻と義母がくるまり、自分は体温を逃がさないためシートが入っていたビニール袋

に足を突っ込んで、頻繁に起きる余震に不安になりながら無理やり身体を休めました。

その後、何とか妻の実家に帰り、義父も建物も無事なことを確認したあと、金沢に戻りました。

Q.今年の8月10日に奥様の地元のお祭りに参加されたとのことですが、雰囲気はどうでしたか。

寺田 コロナ前に比べると規模を縮小していましたが、出来るだけのことをやろうという前向きな印象を受けましたし、少しずつ前の状態に戻ってきたなど感じました。まだ仮設住宅に住んでいる方もおり、帰省した家族親戚が集まる家を失くしてしまったため、昔程人は集まりませんが、逆に今回の地震を機に久しぶりに帰省した人たちもいて活気を感じました。

Q.行政書士として被災者に対して何ができると思っていますか。

寺田 現在、事業者向けの補助金などがありますが、一般の方向けの支援制度が足りておらず、行き届いてないと感じています。被災者一人ひとりに対して、何が必要かを整理し、利用できる支援制度をかみ砕いて説明してあげることが、我々行政書士に求められていることだと思います。今後も相談会等を通じて被災者の話を親身に聞くことが、最終的に能登復興に繋がると考えています。

皆さん貴重なお話ありがとうございました。能登を支援するのももちろん大事ですが、同時に能登を盛り上げていくことも大事だと感じました。行政書士だからこそできる支援もたくさんありますので、引き続きご支援の程、よろしくお願いいたします。



即応予備自衛官としての被災地体験談

加賀支部 永野 登志雄

まずは今般の能登半島地震により被災された全ての皆様に心よりお見舞い申し上げますと共に、一日も早い復旧復興がなされますことを心より祈念申し上げます。

日々誰もが意識することなく送っている当たり前の日常は当たり前ではなく、いとも簡単に壊されることを今回の地震で思い知らされました。

私は行政書士になる以前は、陸上自衛隊に勤務した経験があります。在職期間は4年間と短い期間ではありましたが、その中で自衛官としての専心職務遂行の責務と徳操を養い、国民の負託に応えるため日々任務にあたっておりました。

現在は行政書士を本業として業務を行う傍ら、年間所定の日数を即応予備自衛官として活動しています。この制度を簡単に説明いたしますと、平時においては通常の生業に従事し、1年のうち数日間は様々な訓練を実施し自然災害や国家有事の際には、定数外の自衛官として現職自衛官と共に同様任務にあたる非常勤の特別職国家公務員です。

今般の能登半島地震においても、発災から間もなく災害派遣招集命令が発出され、私自身も第1派派遣隊として被災者支援にあたりました。応召に際しては事態混迷の中、出頭命令書の受け渡しに駐屯地の営門でおこなわれる異例の対応でした。応召者の中には自らが被災者であっても任にあたった隊員も当然にいます。

全国から多数の部隊が派遣され、私が所属する部隊は輪島市の鴻巣地区の担当となり、当該地区の避難所及び周辺地域への物資輸送支援の任務にあたりました。

現地に向かう道中においては道路は隆起し寸断され、家屋や電信柱、信号機、道路標識等あらゆるものが倒壊・破損しており、平時であれば2時間程度の道程が6時間強かけてようやく到着できる状況でした。

担当地区での任務遂行も困難を極め、車両やヘリでの対処が難しく徒手搬送で対処する状況で、また現地は水がないため衛生環境は劣悪で感染症との闘いでもありましたが、そのような状況下であっても避難所の方々には笑顔があり、更には共に協力して活動にあたる場面もあって、逆に勇気をいただきました。奥能登の人々の強さ・暖かさに触れた思いです。そしてそれは現在支援にあたっている行政職員も同様であり、あらためて心より敬意を表します。

自衛官は、事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め、もって国民の負託にこたえることを入隊時に誓います。また我々行政書士は、国民と行政の架け橋となり、権利利益の擁護と社会の発展に貢献することを使命としています。

私は、行政書士も自衛官も、どちらも「士」としての倫理と矜持をもってその使命を果たすことが共通して社会から求められている存在であると考えます。

地震発生から8か月が経った現在においても事態の収束にはまだまだ時を要する現状ですが、引き続き我々行政書士ができることを最大限に発揮し、奥能登の人々の強さ・想い、そして国民の期待に応えるべく士業としての責任を果たしていく所存です。



出発前



命令書受け渡し



訓練中



孤立地区への徒手搬送



空輸による物資輸送支援



派遣中テント



被災して

被災後 20 日サバイバルな生活

被災後20日経った1月21日の日曜日。

朝5時、いつも通りに目が覚め、布団から手をのびし、テレビ、こたつの電源を入れ、ストーブの火をつけ、今日もいつも通りの片付けの一日が始まる。あちこち体が痛む。とにかく余震が恐いので、通電後、すぐに逃げられる1階の居間に妻と2人で布団を敷いて寝ている。余震が来る度に玄関へと走り出している。まだ断水状態は続いているが、通電後10日ともなると電気の有難みは既に薄らいでいる。

普段の生活はサバイバルそのものである。雨どいからの雨水を貯めた衣装ケースの水を汲み、大きなやかんで湯を沸かし、この湯を利用して頭を洗う。そして支援物資の水を無駄なく使い歯を磨く。大便是簡易式トイレの黒い袋に用を足し凝固剤を入れて外に貯めておく。朝食は紙の皿にラップをのせた上に食パン、そして紙コップで飲むインスタントコーヒー。自宅で過ごせる嬉しさを感じながらも、余震に対する不安が常にあった。

毎朝10時頃に今日も輪島市の公式LINEが届く。本日の支援物資の内容を確認。30分前に現地に行けば待ち時間が少なくすみ、1人上限(その当時)の水2リットル6本入り3箱等をもらい、別の支援物資配布所でユニクロのダウンや下着や長靴、毛布等何でももらう。さらに炊き出しの情報が入り「とん汁」をもらって帰宅し、昼食はとん汁とインスタントのごはんにすき焼きのふりかけをかけ、妻と2人で食べる。「食」はほぼ全て支援物資でまかなえる。

昼食後、午後からは、30m離れた道路をダンプが通過すると震度3程度の大きな揺れを感じるようになった2階事務所までメールと行政のHP等をチェック。一区切りつけて、自宅の綺麗に手入れをしていた庭の木々の伐採。庭を有効に活用させるために決断した伐採。5年前に亡くなった母が見たら、恐らく気絶すると思われる作業である。

今日も全国から来た自衛隊や警察、自治体の職員、そしてマスコミの方々が家の前を通る。空には当初より少なくなったが、まだヘリコプターが何機も飛んでいる。これらの方々を見ると有難く涙が出てくる。必ず「ごころさま」と感謝を込めて声をかける。

夕方、日が落ちると同時に作業を終え、体ふきシートで体を拭き、唯一の楽しみである夕食。今晚のメインメニューは山積みとなった支援物資から、サバ缶とやきとり缶。この時期、まだ、美味しく感じられた支援物資である。そして正月用の発泡酒。在宅避難を選んだ理由でもある。

2024.1.1 PM4:10

最大震度7、そして大津波警報。

地震前に食べときゃ良かった。

赤く燃え上がる北の空とは対照的に

南の空は満天の星空であった。

雨水で頭を洗い、黒袋に排便のサバイバル生活。

支援物資は山のように。感謝の気持ちは忘れない。

自宅は倒壊せずとも傾きあり。「準半壊」再調査済
事務所は地盤破壊で移転す。「準半壊」再調査済

輪島支部 中村敏彦

地震後、地デジが映らず、意を決し屋根に上ってアンテナを調べてみたが原因が判らず、いつもの電気店にお願いに行くが、店の一階部分が倒壊しており、仕方なく諦め、もっぱら何度も繰り返し見たのはyoutubeで、見れなかった元旦地震直後のニュース。そして夜9時過ぎには、余震が来ないようにと、切に切に願いながら床につく。こうして被災後20日のいつもの一日を終えた。

元旦、平穏な時間が突然に…

元旦、年明けと共に家族で初詣をすませ、そして正午には、明けましておめでとう、との挨拶で始まった家族での正月。今年一年の抱負等を聞きながら孫達にお年玉を渡し、腹いっぱい食べて、たらふく飲んで穏やかな正月の始まりであった。午後3時過ぎ、孫達は妻と2匹の犬の散歩に出かけた。その後、息子の友達2人と4人で飲み始める。飲む前に冷蔵庫のステーキ肉と寒ブリは出さないと妻に念を押されていた。夕方の「格付け」を見ながら家族で食べること。天気も穏やかで良い正月である。

宴も盛り上がった1月1日午後4時7分、緊急地震速報と共に震度5強の地震。大きく揺れ、ビックリはしたが、ほとんど被害らしい被害もなく、「でかかったな」と笑いながら飲み直した直後の午後4時10分、今度は、経験したことのない尋常ではない揺れに襲われた。マグニチュード7.6、最大震度7の地震。

家も身体も上下左右に大きく激しく揺れ動き、戸は外れ空中に舞い、テレビが激しく倒れ、部屋がミシミシと、くの字に曲がり、視界一面の大きな揺れに、柱にしがみつきのながら、この家、確実に潰れるとの思いが走った。食器が割れるけたたましく大きな音が響く中、なんとか部屋から抜け出し2階に駆け上がり、妻と娘夫婦と孫3人そして犬2匹を引っ張り出し、どうにか外に出た。家は倒れず立ち続けていた。外に出るとサイレンが鳴り響き、まもなく大津波警報が出た。うそだろという思いを持ちながら、家族7人と犬2匹で海から離れた南の高台に向かうことにした。

あらゆる道路には亀裂が入り、多くの建物が倒壊し、高台までの唯一の橋の両側には50cm以上の段差ができていた。倒壊した家屋が道路をふさぎ、その上を泣きじゃくる孫娘を抱えながら急ぐ途中、大きな余震で前方左の家屋が目の前に倒れてきたが、咄嗟に避け、どうにか高台にたどり着いた。

多くの倒壊した家屋、隆起し陥没した地面を見て、被害のどてつもない甚大さを実感した。高台でも余震が続いていた。スマホからは、ひっきりなしに「地震です」「地震です」を繰り返している。この高台に避難した人は軽く200人は超えていた。余震が絶え間なく続くうち、日が暮れ始め、寒さが気になりました。その後、高台下にある輪島市役所に避難することを決め、日が暮れる前になんとか輪島市役所に着いた。すごい人の数である。1階の避難所に着いたが、直ぐに津波の心配があるとのことで、3階に移動を指示された。この時、消防団に所属する息子は朝市通り付近で発生した火事に対処するため、現場に向かった。

市役所3階の暖房の入った部屋は既にいっぱいだったので、我々7人と犬2匹は暖房のない通路に陣どった。一人毛布1枚と非常食2食分そして水1本が配給された。しかし毛布1枚ではとても寒く、その夜は一睡もできなかった。

時々2階ロビーから、そして庁舎外に出て北方向の朝市通り付近の火事をぼうっと眺めていた。時間が経つごとに炎と煙が東側に移っていった。息子からは逐次、火事の状態の連絡があった。

この時、赤く燃え上がる北の空とは対照的に南の空は満天の星空であった。

余震が続く翌朝5時、まだ暗い中、意を決してスマホのライトを頼りに徒歩2分の自宅から毛布3枚を取り出してきた。避難所の犬2匹はおとなしく寝ていた。孫達の寝顔と共に安心した。妻は、口を空けて熟睡していた。

その後、夜明けを待つことなく、朝市通り付近の火事現場に一人足を運んだ。消防士もまだ活動していた。ほぼ鎮火したようだったが、まだ赤く炎が出ている箇所もあり、多数至るところから白い煙が出ていた。明るくなるにつれ、その全貌が見えるようになり、愕然とした。焼野原である。廃墟であった…。嗚咽する老人、呆然と身動きせず凝視し続ける男性…。避難所までの帰途、交差点角の大きなビルが倒壊し、多くの家屋が倒壊して道路を塞いでいる。言葉に出来ない悲惨な光景であった。そして町の中心部を流れる輪島川、この川は常に水量が多かったはずなのに、至る所の川底が見えていることに衝撃を受けた。

輪島市役所での雑魚寝の避難生活は4日間続いた。日が昇る頃に起きて、非常食を食べ、自宅と事務所の片付け、そして日没後暗くなる頃市役所に戻り、また非常食を食べて、後は寝るだけ。長い夜を過ごす。この期間、風呂にも入れず、顔も洗っていないが、限られた配給された水を使い、きっちり歯を磨く人たちも当然いるのである。避難所で体感する余震は恐怖感を軽減させてくれたが、1月5日、輪島市から市役所は今後、支援者専用となる旨説明があり、避難者は他の避難所への移動を余儀なくされたが、私たち夫婦は、電気のない自宅での在宅避難を選択した。

自宅は12日ようやく通電し、事務所の方は15日にやっと通電はしたが、水道の復旧は早くて2ヶ月先という。苦難の時間はまだまだ続くようである。

何も今じゃなくても良かったのに…。

「隆起によって一変した袖ヶ浜の景色」「干上がった鴨浦の塩水プール」「曾々木の窓岩の崩落」など貴重な自然の観光資源も失われた。多くの家屋が倒壊した。多くの人が廃業を決心している。多くの人が輪島を離れていく。どうする輪島。どうなる輪島。

必ず輪島を復興させるという、熱い気持を持てるような年でもない。でもな1000年から3000年に1回というなら、何も今じゃなくてもよかったのに…。

泣いても地震前に戻ることはない…。

1月2日。とある避難所。多くの荷物と豊富な食料品に囲まれ、大所帯の家族での会話が弾む右隣の人達。一方、床にダンボールを敷いて、その上で毛布1枚にくるまる1人だけの老婆。左隣の人。いろいろ。

多くの人が雑魚寝状態の避難所、そんな中で夜遅くまで大声で延々と話し続ける老婆達。余りにも長く続く大声に我慢できず注意したのは、私の娘であった。

この地震で多くの人が亡くなっている。その多くが倒壊した家屋の下敷きとなった圧死である。また、それ以上に多いのが倒壊した家屋から這い出して命拾いした人達である。そんな方々は「運が良かった」という言葉を口にする、そして命があって良かった、泣いても地震前には戻ることはないと前向きであった。しかし、被災後の生活を前向きに捉えて頑張っていた方々も、二次避難所そして仮設での生活と時間が経つにつれ、物の言い方が変わってきた。奇跡的に命は助かったが、時間が経つにつれて、将来に対する不安感が強くなってきたという。心のケアは必要である。

重機の音は復旧の音。季節は変わる。

- 2月 電気や水道もない自宅避難生活には慣れてくるが、余震には決して慣れることはなかった。
- 3月 今年も春をつれて飛来したツバメたち。尋ねてみたかった。気が付いたのかと。
- 4月 被災地という冠をつけられても、今年も変わりなく咲きほこる満開のさくら。
- 5月 それぞれの想いで眺める、朝市の被災地に泳ぐ大きな鯉のぼり。
- 6月 今年も道路に顔出す川ガニ。逃げる途中、陥没した穴にすべり落ちる。
- 7月 水平線に落ちる夕陽が綺麗な袖ヶ浜海水浴場。隆起し変わり果てた姿に涙落すと。

私有財産については天災が原因であっても自費による復旧が原則とされていますが…。

石川県なりわい再建支援補助金Q&Aの冒頭に書かれている心地良く感じる文章である。国や県から多くの支援制度が出されている中、被災者の中には、行政に対し常に批判ばかりする方もいるが、一連の支援制度には感謝すべきなのではないという強い思いがある。温泉で温かい食事を食べさせてもらい、何の文句があるのだろうか。しかし、ある業界は恵まれ過ぎなのではという声には、確かにと賛同するのである。

行政書士として被災者のために寄り添うことが、自分のために。

被災者の為に多くの支援制度があり、資金面に余裕のある人ほど、支援制度全般を熟知しており、使える補助金は全て活用しようとする方が多い。しかし、資金面に余裕のない人は、新たな借り入れは考えず、わずかな自己資金では、補助金申請額は自ずと減ってくるのが実情である。

補助金制度は身の丈にあった活用をすべきと相談者には助言している。被災前に比べ背伸びし過ぎるのは良くないと。相談されると、いつも前向きな方向で助言している自分だが、ただ自分の事については、色々と、まだ決めかねている。相談者の優柔不断さは気にかかるが、自分には、優柔不断さは許しているのである。



震災復興支援業務 関連情報

業務部長 宇野 敏彦

令和6年能登半島地震の被害に遭われた方に対する支援制度の中で、行政書士が支援する事の出来る業務や関連する情報について簡単にまとめました。復旧復興フェイズの進行状況により支援制度も変わっていきますので、都度最新情報をご確認ください。

〈り災証明書(被災証明書)〉 申請窓口:各市町

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、り災証明書(災害による被害の程度を証明する書面)を交付しなければならない。(災害対策基本法第90条の2)とされています。

り災証明書は、各種被災者支援策の適用の判断材料として幅広く活用されております。

申請方法や期限、2次調査の受付等につきましては、各市町により取り扱いが異なりますので、ご注意ください。

〈被災建物の解体・撤去(公費解体)〉

申請窓口:各市町

建物所有者の申請に基づき、市町が所有者に代わって解体・撤去する制度(公費解体制度)です。個人で業者等に依頼して解体した場合も市町が費用負担できる場合があります。

対象となる建物は、り災証明書(又は被災証明書)で、「全壊」・「大規模半壊」・「中規模半壊」・「半壊」と判

定された建物です。

申請には、「り災証明書」(又は被災証明書)のほか、相続人や共有者、抵当権者などがある場合は、その同意書が必要になります。

損壊家屋等の解体・撤去は私有財産の処分であることから、公費解体・撤去を行う場合でも、所有者自らの申請又は共有者の申請及び申請者以外の共有者(法定相続人を含む。以下同じ。)等の権利者全員の同意を得てから進めることとなります。

たとえば、単独所有の場合には所有者の同意があれば解体・撤去が可能であり、相続等によって複数人によって共有されている場合には、共有者全員の同意が必要となります。

他方で、家屋等が倒壊、焼失又は流失等により滅失し、建物性が認められない場合には、その建物(以下「倒壊家屋等」という。)についての所有権等は消滅しており、当該倒壊家屋等について、市町村が所有者等から公費解体・撤去に係る申請を受け付け、解体・撤去工事前に貴重品や思い出の品など必要なものが、その所有者等により持ち出されたことを確認した後は、家屋等の所有権等を有していた全ての者の同意がなくても、市町村の判断により災害廃棄物として公費解体・撤去を行って差し支えないとされています。

倒壊家屋等に建物性が認められなくなったことについては、建物の滅失登記により確認できます。

〈なりわい再建支援補助金〉 申請窓口:石川県

被害を受けた石川県内に事業所を所有する中小企業・小規模事業者等の工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等を補助します。申請書類・申請後の整備書類が多く、行政書士の力が必要とされています。

補助対象者	石川県内に事業所を所有する中小企業・小規模事業者等 ※暴力団又は暴力団員等、県税に未納がある者、特定の風俗営業事業者、任意団体、宗教団体、地方公共団体は補助対象外
補助対象経費	工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等 ※汎用性のある器具等は補助対象外 ※新分野事業に要する施設・設備の整備にかかる経費を補助対象経費とすることも可能。ただし、補助上限額は復旧等に要する経費に補助率を乗じた金額
補助金額	上限15億円
補助率	3/4(中堅企業等は1/2) ※特定被災事業者に該当する場合、5億円を上限に定額補助

詳しくはこちら

石川県HP「令和6年能登半島地震に係る石川県なりわい再建支援補助金」

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/keieishien/nariwai.html>



〈持続化補助金〉 申請窓口:商工会議所・商工会

小規模事業者持続化補助金「災害支援枠(令和6年能登半島地震)」は、小規模事業者の事業再建を支援するため、商工会議所等の国が指定する支援機関の助言を受けながら、災害からの事業の再建に向けた計画を事業者自ら作成し、作成した計画に基づいて行う事業再建の取組に要する経費の一部を補助するものです。

前出の「なりわい再建支援補助金」では補助対象にならない店舗の賃料や、広報費なども補助対象になります。

また、石川県産業創出支援機構(ISICO)が、小規模事業者に該当しない中小企業者を対象に中小企業者持続化補助金「災害支援枠(令和6年能登半島地震)」も実施しています。

〈被災者生活再建支援金〉 申請窓口:各市町

被災者生活再建支援金は、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活再建を支援するために支給されます。

被害区分	基礎支援金	加算支援金		合計
全壊、半壊解体 敷地被害解体 長期避難世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃貸	50万円	150万円
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃貸	50万円	100万円
中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃貸	25万円	25万円
半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃貸	25万円	25万円

詳しくはこちら

石川県HP「令和6年(2024年)能登半島地震における被災者生活再建支援金について」
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/saigai/hisaisyasaik-enshienkin.html>



※このほか一部市町では、基礎支援金の上乗せや、準半壊・一部損壊世帯への補助を実施しております。

〈相続〉

災害発生市町村の区域に住所を有していた相続人について、熟慮期間(相続の承認又は放棄をすべき期間)が令和6年9月30日まで延長されています。

関連する情報として、相続税又は贈与税に関する災害減免措置及び申告・納付期限の延長(災害発生日の翌日から10か月を経過する日まで)があります。

他にも国税庁から以下の報道発表資料が公表されて

おります。

- ・土地等の評価の特例等(相続税・贈与税関係)～「調整率」等について～
- ・土地・建物の権利証(登記済証・登記識別情報通知書)を紛失した場合について
- ・地殻変動に伴う地図等証明書上の座標値表示への影響について



〈被災自動車の処理〉

被災自動車の廃車手続き(永久抹消登録)

想定される状況	特例措置
自動車登録番号、車台番号が分からない	申請者からの情報、納税証明書等により自動車登録番号又は車台番号のいずれかが分かり、自動車を特定できれば、申請書を受理する。
印鑑登録証明書が取得困難、実印を紛失	次の書面の提出及び提示をもって代える。 ①所有者本人からの申請の場合 所有者の署名及び本人確認書面 (登録事項等証明書交付請求の際に求める身分証明書:免許証等) ②代理人による申請の場合 所有者が署名した委任状及び所有者の本人確認書面の写し並びに代理人の本人確認書面 (登録事項等証明書交付請求の際に求める身分証明書:免許証等)
原因を証する書面(罹災証明書)の入手が困難	申請人の申立書をもって罹災証明書に代える。 なお、被災地域以外において登録されている自動車に係る申請については、震災時に当該地域に所在していたことが分かる具体的な説明の記載を求める。

他にも、自動車(種別割)または自動車税(環境性能割)・軽自動車税(環境性能割)の減免制度や自動車重量税の特例還付が受けられる場合があります。

被災自動車に係る自動車重量税の還付を受けようとする被災自動車の永久抹消登録等時における「所有者(最終所有者)」は、自然災害の発生した日から5年を経過する日までに、還付申請書を運輸支局等に提出することにより、車検残存期間(自然災害の発生した日か

ら自動車検査証の有効期間満了日までの月数)に応じた自動車重量税の還付を最終所有者の住所地を所轄する税務署から受けることができます。還付を受けるには、原則被災自動車として永久抹消登録等の手続を行うのと同時に還付申請書を提出する必要があります。

その他、自賠償保険及び任意保険の保険料が返還される場合がありますので、契約している保険会社に確認する必要があります。

〈中小企業に関する特別の保証制度〉

災害救助法の適用地域において、中小企業者が民間金融機関から資金を借り入れる際に、通常の信用保証とは別枠で経営安定資金について100%の保証が信用保証協会から受けられる「セーフティネット保証4号」が適用されます。令和6年能登半島地震は激甚災害に指定されておりますので、さらに別枠で事業再建資金について100%の保証が受けられる「災害関係保証」が適用されます。

復興は一足飛びには実現しません。地道な課題解決の積み重ねが重要になります。

我々行政書士が出来ることは全体的に見ると、さほど多くはないのかもしれませんが、一人一人に寄り添い導くことのできる我々行政書士の活躍が、能登復興の一助となるよう願っております。

次頁以降では当会から会員派遣している業務についてご紹介いたします。

なりわい再建支援補助金申請の支援業務

令和6年2月6日に本会事務局にて石川県商工労働部経営支援課より被災事業者の支援を行うため、「なりわい再建支援補助金」申請における能登事業者支援センター（輪島市）及びワンストップ相談窓口（金沢市内）への支援員派遣の協力依頼があり、業務委託契約を締結し、当会の会員を専門員として現地へ常時派遣することとなりました。

能登事業者支援センターは同月19日より、のと里山空港内にある奥能登総合事務所4階に開設されましたが、金沢市のワンストップ相談窓口の当会会員の派遣日程は未定となっています。当会としては急な協力要請だったこともあり、とりあえず補助金業務に精通した理事を中心に順次現地に派遣いたしました。

能登事業者支援センターの構成員は石川県商工労働部、経済産業省、全国の商工会・商工会議所、専門家として行政書士、中小企業診断士や社会保険労務士ら15～20人体制で構成されています。当会の能登事業者支援センターへの派遣は常時1名体制で、月曜日から水曜日の午前までの班と水曜日の午後から金曜日までの班の週2班体制で任務に就いております。センター内には事業者の相談用に複数ブースが設けられ、土日・祝日を除く午前10時～午後5時まで開設されており、なりわい再建支援補助金、小規模事業者持続化補助金等の申請相談や申請サポートを行なっています。

相談に来られた事業者の相談内容はその日の「相談カ

ルテ」に記入され、事業者別にセンターのパソコン内のファイルに保存されているので、いつでも閲覧が可能であり、これまで何度も相談に来られた事業者の相談経緯も把握でき業務の引継ぎがスムーズに進められています。

当会では3月23日に地場産業振興センターにて能登事業者支援センターへの派遣員募集の説明会を開催した後、希望者を募り順次派遣を行っております。

7月に入ってから、輪島市の宿泊施設の利用が可能となり、七尾市の旅館からルートイン輪島に変更になりました。また、我々行政書士の業務として毎週火曜日と木曜日は『申請書作成支援の日』として、申請書の作成が困難な事業者向けに実際に申請書の作成支援を行うことになり、事業者が持参された申請書や添付書類等の証明書等のチェックを行いながら、相談者の目の前で申請書類の作成業務を行っています。



能登事業者支援センター相談ブースの写真

輪島市・珠洲市での公費解体申請支援業務

日本行政書士会連合会及び日本行政書士会政治連盟から国（環境省）への働きかけもあり、当会はこの度、輪島市・珠洲市の両市との間で個別に公費解体申請支援として業務委託契約を締結し、当会の会員を専門員として現地へ常時派遣することとなりました。

輪島市での公費解体申請支援業務

輪島市への支援ですが、先ずは先陣を切って6月10日より愛知県行政書士会から2名の会員を派遣していただき、その後6月13日の午後からは当会会員の派遣員2名が業務の引継ぎを行い現在に至っています。輪島市は常時2名体制とし、月曜日から水曜日の午前までの班と水曜日の午後から金曜日までの班の週2班体制で市役所内

で任務に就いております。

主な業務の内容ですが、当初、輪島市からの要望として、震災直後に発生した火災で焼失した朝市エリアの公費解体申請の受付が既に開始されているにもかかわらず、未申請の方がまだ多数みられ効率的な解体作業の妨げになっているため、その未申請者を特定して所在を確認し連絡を取って申請へ導くよう促して欲しいとのことでした。

その要望を実行するために、先ず下記の業務に取りかかりました。

- ①市側より提供された住宅地図、納税者リスト、公費解体申請者リストの資料を基に、特に火災により被害を受けた朝市地区（河井町1部、2部）の未申請者を特定



してその一覧表を作成する。

- ②未申請者の方で仮設住宅へ居住されている方への訪問や電話連絡を実施し、その方々の現在の状況確認及び市役所への訪問を促す。
- ③朝市地区の公費解体申請者への解体工程の変更内容の連絡。
- ④朝市地区の公費解体申請者へ車の廃車届が出されているかの確認連絡。
- ⑤朝市地区の申請者に立会いなしで基礎部分を残したうえで順次解体工事を始めていくことの同意確認連絡。
- ⑥朝市地区に残っている被災した車の状況、廃車届等の確認、所有権放棄の場合の必要書類の連絡。
- ⑦公費解体申請が必要な方の所在が不明な場合に、朝市エリアの区長、町会長等に連絡を取り、その知人等をたどり得られた情報をリストに追加。

7月に入り、本格的に解体着手や基礎部分立会いの日程調整の確認が増えてきています。また、朝市地区以外の地域(町野地区、門前地区、南志見地区、鴻巣地区、三井地区)でも公費解体申請支援を随時取り進めています。



珠洲市での公費解体申請支援業務

珠洲市への支援ですが、6月10日～13日の4日間、福井県行政書士会から2名の会員を派遣していただき、その後7月16日の午後からは当会会員の派遣員2名が業務の引継ぎを行い現在に至っています。珠洲市は常時1名体制とし、月曜日から水曜日までの班と木曜日から土曜日までの班の週2班体制で珠洲市民図書館内にて任務に就いております。

珠洲市での勤務内容は輪島市と同様に公費解体申請支援であります。その申請に必要な添付書類の確認が主な業務となっています。

- ①公費解体・撤去に係る申請がなされていない損壊家屋等について、所有者等が申請を行うに当たり必要となる書類の作成等支援。
- ②相続の手続きがなされていないことにより申請者以外の相続人等が不明な場合について、市が取得した登記簿や戸籍簿等により相続関係、相続の経過を明ら

かにした相続関係図を作成し解体に同意が必要な相続人の特定及び当該相続人等の公費解体・撤去に関する同意の取得に係る支援。

申請に係る必要な添付書類が整ったのを確認し、その後コンサル部門で最終確認を行い、不備が無ければ正式に申請受理となります。また、公費解体申請者で電話連絡が不通の方々には、居住されている仮設住宅等への訪問も行っています。

公費解体は、共同相続人一人の誓約書があれば、同意書に全員の同意がなくてもできると、某新聞の記事が掲載されましたが、実際は特に輪島市、珠洲市などは後々、誓約していない他の相続人からの訴訟リスクを考慮し、誓約書での解体・撤去は極めて異例の措置として対応するようです。安易に誓約書があれば公費解体ができると回答をするとトラブルになりますのでご注意ください。



震災復興支援活動まとめ

社会貢献事業部長 今井 邦彦

令和5年奥能登地震からの復旧が終わらぬ本年1月1日、令和6年能登半島地震が発生し、能登地方を中心に石川県全域で甚大な被害をもたらしました。この度の震災に対し、会員の皆様方には多大なるご支援とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

今回は、石川会がこれまで実施してきました主な支援活動をご紹介します。

○被災者支援活動

- (1) 無料電話相談(当初は平日。3月は毎週火・木曜日。4月～6月は毎週木曜日に実施)
- (2) 七尾・金沢・小松の各支部による無料相談会
- (3) 石川県との災害協定に基づく被災者支援制度に係る相談及び申請サポート
 - ・白山市民交流センターにて広域避難者向け罹災証明に係る相談及び申請サポート(1月実施)
 - ・総務省石川行政評価事務所開設の相談所にて罹災証明に係る相談及び申請サポート(2月3月実施)
 - ・志賀町(志賀町役場、富来活性化センター(富来支所))被災者支援ワンストップ窓口にて被災者支援制度に係る相談及び申請サポート(4月～6月実施)
 - ・七尾市(パトリアフォーラム七尾)被災者支援総合窓口にて被災者支援制度に係る相談(6月～8月実施)
- (4) 石川県と石川県士業団体協議会の災害協定に基づく10土業の専門家による合同相談
10土業(行政書士、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、中小企業診断士、不動産鑑定士、弁理士)(1月～8月実施)
- (5) 総務省石川行政評価事務所が開設する特別行政相談所、災害合同相談所への相談員派遣

- ・特別行政相談所:総務省石川行政評価事務所、行政書士、行政相談委員、人権擁護委員等による合同相談(1月～8月実施)
- ・災害合同相談所:国や地方公共団体の行政機関、住宅金融支援機構、行政書士、弁護士、司法書士、税理士、宅地建物取引士、建築士等による合同相談(2月～8月実施)

(6)公費解体申請サポート(輪島市、珠洲市への派遣)

職権滅失登記された建物の公費解体・撤去が未申請の場合に固定資産台帳や戸籍等から所有者や相続人等を特定し、未申請者への連絡及び申請手続きをサポート(6月～8月実施)

○事業者支援活動

石川県がのと里山空港内に開設している能登事業者支援センターへ相談員を派遣し、なりわい再建支援補助金の申請等、事業継続・再建に向けた経営支援についての相談及び申請サポート(2月～8月実施)

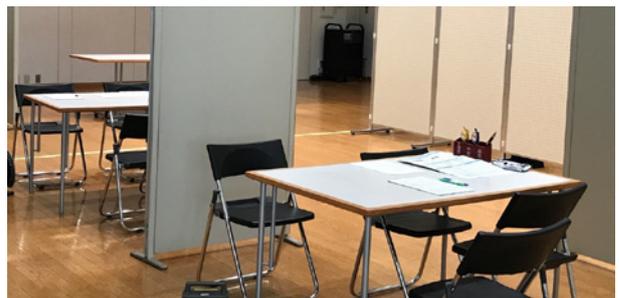
○外国人支援活動

石川県国際交流協会・石川県災害多言語支援センターによる外国人のための在留資格・生活相談会に相談員を派遣(1月～3月実施)

○国土交通省北陸信越運輸局協力活動

- ・石川運輸支局の協力要請を受け、支局内窓口での登録手続等の相談業務に相談員を派遣(4月5月実施)
- ・北陸信越運輸局の協力要請を受け、総務省石川行政評価事務所が開設する相談所での同局及び軽自動車検査協会による被災自動車永久抹消登録等手続きに支援員を派遣(2月～6月実施)

石川会では引き続き、国や石川県、市町その他の行政機関等と連携しながら、被災者支援に全力で取り組んでまいります。



能登事業者支援センター 業務報告

輪島支部 中村 敏彦

さあ出番です。行政書士。

被災した事業者を支援する、能登事業者支援センターでの相談業務では、相談員として、主に、石川県なりわい再建支援補助金は石川県の方、持続化補助金災害支援枠は商工会議所及び商工会の方、その他、中小企業診断士、社会保険労務士等が参加しています。そして行政書士である私は、石川県行政書士会の名のもとに担当日に参加しますので、行政書士の名に恥じない行動が求められる緊張する業務でもありました。

私の地元である、のと里山空港に併設する奥能登行政センターでの相談業務ですから、相談者は知る人も多く、あえて避けたり、なんとか同席させてもらったり、いろいろと我儘を聞いてもらいました。その中で私が一番役に立ったと思うのは、地名の呼び方や地域、相談者の私の知り得る情報だったのかもしれない。

たとえ、受付の担当を命じられていても積極的に相談ブースに入ること、本当に良い勉強になりました。相談者が違えばケースも十人十色ですから、県の担当者の受け答え一つ一つが勉強になり、また適宜、相談者側の立場で県の方に問いかけたり、相続や登記絡みの自分の得意分野の質問に的確に答えられる度に、行政書士のステータスの数値が心の中で上昇します。

そして7月からは火・木限定で証憑書類が揃っている人限定で、なりわい再建支援補助金の申請書サポート

が開始されました。行政書士が手取り足取り申請書類の作成をサポートする業務です。まさに行政書士の腕の見せ所でもあります。

実際に対応した相談者のお一人は、1枚の資料のみ不足し、そして見積書の日付が抜けていただけという、修正が軽微なもので、ほぼ完ぺきで綺麗な書類でした。そして、もう一人の方は、綴られている書類の冒頭の令和6年の「6」が抜けており、自分も繰り返した同じ誤りを見つけてほくそ笑み、その他、抜けている書類がある度に心の中で、何度もほくそ笑む自分でありました。見つけられて良かったと。

最後に相談者の方々には、「100点満点を目指す必要はなく90点を目指して書類を作成すれば十分です。間違い探しは県の方がしてくれますので」と、的確な(?)アドバイスをしておきました。でも、この申請書作成サポート、私が安心して対応できたのは準備しておいた申請を終えた「控え」のおかげなのでした。

能登事業者支援センターで行政書士が汗を流し、能登事業者支援センターで行政書士が結果を残し、関わった行政書士の方々の名刺の数が減った分、行政書士のステータスが上昇するのを実感した支援業務でもありました。





相談員体験談【石川県士業団体協議会】

金沢支部 浦本 里美

少しでも被災者に寄り添うことができればと思います、被災者支援の各種相談会に参加しております。その相談会の中でも石川県士業団体協議会が実施している10士業の専門家による合同無料相談会は、私自身とても良い刺激を受けています。

例えば、日頃お会いすることもなかった各士業の先生方の相談者に向き合う態度など学ぶことが多い点です。相談内容のヒアリングの仕方、答え方、どれをとっても先生方お一人お一人、特徴があり、勉強になります。それとともに、士業の知り合いが増え、各々の特性を生

かした災害支援活動の話題で意見交換ができることです。

被災地で開催されている相談会では、時間が経つにつれ、相談者が必要としている士業も相談内容も災害直後とは変化してきています。そのことを踏まえて、今後でも対応できるよう準備して、相談会にのぞまなければならないと思います。また、復興までまだまだ長い道のりのなか、この相談会が継続して開催されるようならば、変わらず参加したい気持ちでいっぱいです。



相談員体験談【七尾市被災者支援総合窓口（石川県災害協定）】

七尾支部 多賀 聖道

令和6年能登半島地震の対応として、七尾市では被災者支援総合窓口が開設されました。私は行政書士として、この被災者支援総合窓口に参加し、被災者からの公費解体の質問や相談に回答する役割を担いました。私自身の実家も罹災証明書で「大規模半壊」の判定を受け、解体を余儀なくされました。そのため、多くの被災者の不安や心情を深く理解することができました。

会場は、七尾市役所横の大ホールで、多くの被災者が訪れました。地震の被害による心労と不安が顔に表れている方が多く、その様子に心を痛めました。私の役割は法的手続きや申請書類の作成についての質問に答えることでしたが、それ以上に被災者の不安を少しでも和らげることが重要だと感じました。

最初に対応したのは、家屋の公費解体に関する制度についての質問でした。家を失ったショックと今後の生活再建への不安が強く伝わってきたため、公費解体の

対象となる基準や申請手続きの詳細を丁寧に説明し、必要な書類や提出期限についても詳しく伝えました。特に申請手続きが複雑であるため、具体的な例を交えながら一つ一つ丁寧に説明しました。

次に対応したのは、複数の所有者がいる建物の解体についての相談でした。所有者間での調整が難航しているとのことで、同意書の取得方法や手続きの進め方についてアドバイスしました。また、トラブルを未然に防ぐためのポイントを伝え、具体的な対応策を提案しました。このような複雑なケースでは、個別対応の重要性を改めて感じました。

私は別の相談会に参加させていただく機会もあり、建築士や住宅金融支援機構の担当者とも連携して、解体後の土地利用や再建に関する複合的な問題に対応しました。被災者が抱える問題は多岐にわたり、専門家との連携が非常に重要であることを実感しました。その知

識が今回のワンストップ窓口で活かされたと思います。

ある相談者は、家族全員が無事であったことに感謝しながらも、今後の生活に不安を感じていました。私は、心理的なサポートも必要だと感じ、心のケアの重要性を伝えました。こうした心のケアも被災者支援の一環として非常に重要だと感じます。

相談対応の最後には、市の職員から今後の支援計画や地域復興の進捗状況についての説明がありました。これにより、被災者が今後の見通しを持つことができ、少しでも安心して次のステップに進むための情報を得ることができました。

今回の相談対応を通じて、被災者一人ひとりが抱える問題や不安は異なり、個別対応の重要性を改めて認識しました。また、行政書士としての役割の重要性を再確認するとともに、被災者支援には、法的な支援だけでなく、心理的なサポートや専門家との連携が不可欠であり、そのための場を提供することが重要だと強く思います。

七尾市の迅速な対応と、多くの専門家が一堂に会する場を提供してくれたことに深く感謝しています。これからも被災者支援に全力を尽くし、地域の復興に貢献していく所存です。被災者が少しでも安心して生活を再建できるよう、引き続き支援活動に取り組んでいきたいと考えています。



相談員体験談【総務省石川行政評価事務所】

社会貢献事業部長 今井 邦彦

総務省石川行政評価事務所では、令和6年能登半島地震に係る被災者支援として特別行政相談所と災害合同相談所を開設し、私はその相談所に相談員として参加させていただきました。

特別行政相談所では、総務省石川行政評価事務所や行政書士、行政相談委員、人権擁護委員等が参加し、市役所・町役場やコミュニティ施設、避難所、支援物資配布施設等で地域の状況に応じた困りごと・各種支援制度に係る相談会が実施され、災害合同相談所では、国や地方公共団体の行政機関、住宅金融支援機構、行政書士、弁護士、司法書士、税理士、宅地建物取引士、建築士等が参加し、ワンストップで被災者からの相談(住まいや身の回りのこと、お金のこと、事業に関すること、支援制度、行政手続き等)を幅広く受け付け、また同相談所では、北陸信越運輸局・軽自動車検査協会と行政書士が連携し共同で対応した被災自動車永久抹消登録等手続きや石川県・市町と行政書士が連携して罹災証明に係る相談・申請受付を行う等、各機関が連携し被災者のニーズに共同で対応



する相談会が実施されております。

発災から7ヶ月が経過する中、被災者の相談内容は多岐かつ生活全般にわたり、また多くの高齢者からご相談がござります。一人ひとりじっくりとその内容をお聞きしコミュニケーションを取る重要性を認識するとともに、国や地方公共団体の行政機関と専門家が連携し、ワンストップで被災者の相談等に対応する必要性を強く感じ、また被災者には、1か所で各種の困りごとや問題を相談、解決できる点で被災者の負担の軽減と利便性に資するものと思われま。

総務省石川行政評価事務所による相談所の開設とご対応に深く感謝するとともに、引き続き相談員等の被災者支援活動に全力で取り組んでまいりたいと考えております。



8月 1日(火)	日行連一般倫理研修会 (小松会場)	小松商工会議所	2名
8月 2日(水)	職務上請求書確認作業	本会会議室	1名
8月 2日(水)	経理審査	本会会議室	3名
8月 3日(木)	法規整備G打合せ	オンライン会議	3名
8月 7日(月)	月例無料相談会 (小松市)	小松市役所	1名
8月 7日(月)	福祉のつどい金沢参加団体説明会	金沢市松ヶ枝福祉館	1名
8月 7日(月)	中地協第2回理事会	オンライン会議	3名
8月 8日(火)	月例無料相談会 (白山市)	白山市役所	1名
8月 8日(火)	第1回行政書士試験対策委員会	本会会議室	7名
8月10日(木)	第2回広報・監察部 監察G会議	オンライン会議	3名
8月10日(木)	第4回広報・監察部 広報G会議	オンライン会議	6名
8月15日(火)	月例無料相談会 (内灘町)	内灘町役場	2名
8月17日(木)	職務上請求書確認作業	本会会議室	3名
8月17日(木)	月例無料相談会 (かほく市)	ほのぼの健康館	1名
8月17日(木)	月例無料相談会 (金沢市)	金沢市役所	2名
8月17日(木)	月例無料相談会 (能美市)	能美市社会福祉協議会ふれあいプラザ2階	1名
8月18日(金)	月例無料相談会 (野々市市)	野々市市役所	1名
8月19日(土)	奥能登地震合同無料相談会	珠洲市民図書館	1名
8月22日(火)	福祉のつどい金沢科技	ユトリ珈琲店	3名
8月23日(水)	第2回総務・経理部会	オンライン会議	8名
8月23日(水)	第1回広報・監察部 正副部長Gリーダー会議	オンライン会議	5名
8月24日(木)	外国人の為の無料相談会	石川県国際交流協会	1名
8月25日(金)	第2回社会貢献事業部会	本会会議室	7名
8月25日(金)	第2回業務部会	しいのき迎賓館ガーデンルーム	9名
8月25日(金)	第3回業務研修会	しいのき迎賓館ガーデンルーム	5名
8月28日(月)	第1回新人向けVODフォローアップ研修会	金沢港クルーズターミナルセミナールーム	4名
8月31日(木)	新規登録者登録伝達式 1名	本会会議室	3名
8月31日(木)	国際業務研究会	オンライン	1名
9月 2日(土)	第2回広報・監察部 メディア・広報月間G会議	オンライン会議	4名
9月 3日(日)	福祉のつどい金沢相談会	金沢市松ヶ枝福祉館・松ヶ枝緑地	7名
9月 4日(月)	月例無料相談会 (小松市)	小松市役所	1名
9月 4日(月)	第5回綱紀委員会	本会会議室	6名
9月 6日(水)	職務上請求書確認作業	本会会議室	3名
9月 7日(木)	第4回部長会	オンライン会議	12名
9月 8日(金)	奥能登地震合同無料相談会	電話相談	1名
9月12日(火)	月例無料相談会 (白山市)	白山市役所	1名
9月13日(水)	農地国土開発研究会	本会会議室	1名
9月14日(木)	中小企業支援業務研究会	本会会議室	1名
9月14日(木)	月例無料相談会 (能美市)	能美市社会福祉協議会ふれあいプラザ2階	1名
9月15日(金)	第2回支部長会	本会会議室	4名
9月16日(土)	出前講座 (松東高齢者総合センター)	JA 小松市末東支店	1名
9月19日(火)	月例無料相談会 (内灘町)	内灘町役場	2名
9月20日(水)	職務上請求書確認作業	本会会議室	3名
9月21日(木)	奥能登地震合同無料相談会	電話相談	—
9月21日(木)	月例無料相談会 (金沢市)	金沢市役所	2名
9月21日(木)	第4回業務研修会	金沢市ものづくり会館	5名
9月22日(金)	月例無料相談会 (野々市市)	野々市市役所	1名
9月25日(月)	第2回新人向けVODフォローアップ研修会	金沢市ものづくり会館	3名
9月25日(月)	官公署訪問 (監察活動)	能登町農業委員会・珠洲市農業委員会	2名
9月25日(月)	官公署訪問 (監察活動)	小松市農業委員会	2名
9月25日(月)	官公署訪問 (監察活動)	宝達志水町農業委員会・中能登町農業委員会	2名
9月26日(火)	官公署訪問 (監察活動)	六水町農業委員会	2名
9月26日(火)	官公署訪問 (監察活動)	石川運輸支局・かほく市農業委員会	2名
9月26日(火)	官公署訪問 (監察活動)	七尾市農業委員会・志賀町農業委員会	2名
9月26日(火)	第2回行政書士試験対策委員会	本会会議室	7名
9月28日(木)	報道機関表敬訪問	各報道機関	4名
9月28日(木)	第6回綱紀委員会	本会会議室	6名
9月28日(木)	出前講座 (金沢市地域包括支援センターくらつき)	金石会館	1名
9月29日(金)	広報月間無料電話相談会	本会会議室	8名
9月30日(土)	広報月間無料電話相談会	本会会議室	7名
10月 1日(日)	広報月間無料電話相談会	本会会議室	7名
10月 2日(月)	月例無料相談会 (小松市)	小松市役所	1名

10月 3日(火)	職務上請求書確認作業	本会会議室	3名
10月 3日(火)	総務省石川行政評価事務所一日合同行政相談所	津幡町文化会館	1名
10月 5日(木)	外国人の為の無料相談会	石川県国際交流協会	1名
10月 6日(金)	第1回特定行政書士研修・考査実施対策特別委員会	オンライン会議	3名
10月11日(水)	出前講座（金沢市地域包括支援センターまろえ）	大河端町集会所	1名
10月12日(木)	会費未納者少額訴訟	小松簡易裁判所	1名
10月13日(金)	第1回苦情相談対策委員会	オンライン会議	4名
10月13日(金)	総務省石川行政評価事務所一日合同行政相談所	白山市福祉ふれあいセンター	1名
10月13日(金)	第7回綱紀委員会	本会会議室	6名
10月13日(金)	官公署訪問挨拶回り	県土木部管理課他	2名
10月14日(土)	月例無料相談会（能美市）	能美市社会福祉協議会ふれあいプラザ2階	1名
10月16日(月)	いしかわ国際交流フェスタ会議	石川県地場産業振興センター	3名
10月17日(火)	月例無料相談会（内灘町）	内灘町役場	2名
10月17日(火)	第3回業務部会	オンライン会議	9名
10月18日(水)	総務省石川行政評価事務所一日合同行政相談所	金沢駅西合同庁舎	1名
10月18日(水)	職務上請求書確認作業	本会会議室	2名
10月19日(木)	経理審査	本会会議室	2名
10月19日(木)	第2回苦情相談対策委員会	オンライン会議	4名
10月19日(木)	月例無料相談会（金沢市）	金沢市役所	2名
10月19日(木)	月例無料相談会（かほく市）	ほのぼの健康館	1名
10月20日(金)	第2回広報・監察部会	本会会議室	11名
10月21日(土)	県土業団体協議会「仕業団体よろず無料相談会」	片町きらら	5名
10月21日(土)	いしかわ国際交流フェスタ	金沢市役所庁舎前広場	3名
10月22日(日)	いしかわ国際交流フェスタ	金沢市役所庁舎前広場	3名
10月22日(日)	令和5年度特定行政書士研修・考査	石川県地場産業振興センター	3名
10月25日(水)	第5回業務研修会	オンライン会議	5名
10月26日(木)	外国人の為の無料相談会	石川県国際交流協会	1名
10月26日(木)	月例無料相談会（津幡町）	津幡福祉教育プラザ	1名
10月26日(木)	石川県防災総合訓練打合せ会議	石川県庁	1名
10月26日(木)	第3回総務・経理部会	オンライン会議	9名
10月27日(金)	総務省石川行政評価事務所一日合同行政相談所	金沢駅西合同庁舎	1名
10月27日(金)	月例無料相談会（野々市市）	野々市市役所	1名
10月27日(金)	中地協第3回理事会	ホテル金沢	3名
10月27日(金)	日行連と中地協各単体会との連絡会	ホテル金沢	9名
10月30日(月)	第3回新人向けVODフォローアップ研修会	金沢市ものづくり会館	9名
10月31日(火)	第3回社会貢献事業部会	本会会議室	10名
10月31日(火)	第2回官民業務受託調査特別委員会	オンライン会議	4名
11月 1日(水)	第2回申請取次行政書士管理委員会	本会会議室	5名
11月 1日(水)	第2回サポートセンター会議	本会会議室	4名
11月 2日(木)	いしかわ介護フェスタ会議	石川県地場産業振興センター	3名
11月 2日(木)	第3回行政書士試験対策委員会	オンライン会議	7名
11月 2日(木)	職務上請求書確認作業	本会会議室	3名
11月 4日(土)	いしかわ介護フェスタ会議	石川県地場産業振興センター	5名
11月 6日(月)	月例無料相談会（小松市）	小松市役所	1名
11月 6日(月)	第3回広報・監察部 監察G会議	オンライン会議	6名
11月 7日(火)	臨時 業務部会	オンライン会議	3名
11月 9日(木)	建設・産廃業務研究会	オンライン会議	1名
11月 9日(木)	留学生向け高度専門職セミナー	石川県留学生交流会館	3名
11月10日(金)	第5回部長会	オンライン会議	13名
11月12日(日)	石川県防災総合訓練	能登高等学校	4名
11月13日(月)	北陸地区土地政策推進連携協議会講演会	オンライン会議	1名
11月15日(水)	農地国土研究会	オンライン会議	1名
11月15日(水)	新規登録希望者面談 1名	本会会議室	1名
11月16日(木)	月例無料相談会（能美市）	能美市社会福祉協議会ふれあいプラザ2階	1名
11月20日(月)	新規丁種会員のための研修および考査	本会会議室	2名
11月21日(火)	職務上請求書確認作業	本会会議室	2名
11月21日(火)	第6回部長会	本会会議室	9名
11月24日(金)	令和5年度いしかわ耕稼塾参加	石川県地場産業振興センター	2名
11月25日(土)	第4回理事会	石川県地場産業振興センター	25名
11月27日(月)	北陸地区土地政策推進連携協議会講習会	オンライン会議	1名
11月27日(月)	第4回新人向けVODフォローアップ研修会	金沢港クルーズターミナルセミナールーム	6名
11月28日(火)	出前講座（金沢市地域包括支援センターおおてまち）	馬場公民館	1名

11月28日(火)	マイナンバーカード申請サポート事業説明会	本会会議室	2名
11月29日(水)	官公署訪問	金沢東警察署・中警察署	4名
11月30日(木)	官公署訪問	石川県警本部・金沢西警察署	3名
11月30日(木)	中小企業支援業務研究会	本会会議室	1名
11月30日(木)	国際業務研究会	オンライン会議	1名
12月 4日(月)	月例無料相談会（小松市）	小松市役所	1名
12月 5日(火)	経理審査	本会会議室	2名
12月 5日(火)	職務上請求書確認作業	本会会議室	2名
12月 7日(木)	第6回業務研修会	オンライン	5名
12月11日(月)	新規登録希望者面談 1名	本会会議室	1名
12月11日(月)	第3回サポートセンター会議	本会会議室	7名
12月12日(火)	中地協第1回担当者会議	金沢東急ホテル	7名
12月15日(金)	第7回部長会	本会会議室	9名
12月16日(土)	石川県タウンミーティング（災害への備え）	石川県奥能登総合事務所	1名
12月19日(火)	新規登録希望者面談 2名	本会会議室	1名
12月19日(火)	職務上請求書確認作業	本会会議室	3名
12月21日(木)	月例無料相談会（能美市）	能美市社会福祉協議会ふれあいプラザ2階	1名
12月22日(金)	新規登録希望者面談 1名	本会会議室	1名
12月25日(月)	第3回苦情相談対策委員会	オンライン会議	4名
12月25日(月)	新規登録者登録伝達式 2名	本会会議室	3名
12月25日(月)	第5回新人向けVODフォローアップ研修会	金沢港クルーズターミナルセミナールーム	5名
12月28日(木)	外国人の為の無料相談会	石川県国際交流協会	1名
1月 4日(木)	広報・監査部会議	オンライン会議	3名
1月 4日(木)	第1回広報・監察部 HP・SNSグループ会議	オンライン会議	5名
1月 9日(火)	第8回部長会	オンライン会議	8名
1月10日(水)	職務上請求書確認作業	本会会議室	1名
1月11日(木)	第3回広報・監察部 メディア・広報月間G会議	オンライン会議	4名
1月15日(月)	登録部門相談窓口相談員養成研修	北信越運輸局石川支局会議室	4名
1月15日(月)	社会貢献事業部 副会長・部長・副部長会議	本会会議室	3名
1月17日(水)	新規登録者登録伝達式 1名	本会会議室	3名
1月17日(水)	広報・監査部会議	オンライン会議	2名
1月18日(木)	職務上請求書確認作業	本会会議室	3名
1月18日(木)	月例無料相談会（能美市）	能美市社会福祉協議会ふれあいプラザ2階	1名
1月18日(木)	中小企業支援業務研究会	本会会議室	1名
1月18日(木)	第8回金沢市成年後見制度利用促進協議会	金沢市松ヶ枝福祉館	1名
1月19日(金)	第8回綱紀委員会	本会会議室	4名
1月22日(月)	第2回広報・監察部 監察G会議	オンライン会議	5名
1月22日(月)	第5回広報・監察部 会報G会議	オンライン会議	6名
1月23日(火)	新規登録希望者面談 1名	本会会議室	1名
1月23日(火)	第4回業務部会	本会会議室	9名
1月24日(水)	第4回社会貢献事業部会	オンライン会議	8名
1月25日(木)	第4回総務・経理部会	オンライン会議	9名
1月25日(木)	第2回広報・監察部 正副部長Gリーダー会議	オンライン会議	5名
1月25日(木)	第4回苦情相談対策委員会	本会会議室	4名
1月25日(木)	外国人の為の無料相談会	石川県国際交流協会	1名
1月26日(金)	第2回封印管理委員会	オンライン会議	4名
1月27日(土)	第9回部長会	オンライン会議	8名
1月29日(月)	第3回官民業務受託調査特別委員会	オンライン会議	3名
1月29日(月)	新規登録者登録伝達式 3名	繊維会館	3名
1月29日(月)	ICT特別委員会	Zoom会議	3名
1月30日(火)	石川支局登録窓口相談員ガイダンス	オンライン	3名
2月 1日(木)	石川県土業団体協議会第2回定例会	金沢東急ホテル	3名
2月 5日(月)	月例無料相談会（小松市）	小松市役所	1名
2月 6日(火)	経理審査	本会会議室	2名
2月 6日(火)	職務上請求書確認作業	本会会議室	3名
2月 9日(金)	第10回部長会	Zoom会議	13名
2月14日(水)	日行連一般倫理研修会（金沢会場）2回目	金沢市ものづくり会館	3名
2月15日(木)	月例無料相談会（能美市）	能美市社会福祉協議会ふれあいプラザ2階	1名
2月16日(金)	中地協第2回担当者会議	金沢東急ホテル	3名
2月20日(火)	第3回苦情相談対策委員会	オンライン会議	4名
2月20日(火)	職務上請求書確認作業	本会会議室	2名
2月21日(水)	新規登録希望者面談 2名	本会会議室	1名

2月21日(水)	第7回業務研修会	石川県地場産業振興センター	8名
2月22日(木)	第5回総務・経理部会	Zoom会議	9名
2月26日(月)	第6回新人向けVODフォローアップ研修会	金沢港クルーズターミナルセミナールーム	3名
2月27日(火)	臨時 業務研修会「災害支援相談員養成」	金沢市ものづくり会館	6名
2月28日(水)	外国人の為の無料相談会（特別相談会）	石川県国際交流協会	1名
2月28日(水)	コンプライアンス研修会	石川県暴力追放運動推進センター	1名
2月29日(木)	新規登録者登録伝達式 1名	本会会議室	3名
2月29日(木)	第11回部長会	金沢港クルーズターミナルセミナールーム	9名
3月 1日(金)	中地協第4回理事会	金沢Rise	3名
3月 1日(金)	第6回苦情相談対策委員会	本会会議室	4名
3月 4日(月)	月例無料相談会（小松市）	小松市役所	1名
3月 7日(木)	外国人の為の無料相談会	石川県国際交流協会	1名
3月 7日(木)	なりわい補助金研修会	Zoom会議	5名
3月 8日(金)	コンプライアンス研修会運営・準備	金沢市ものづくり会館	1名
3月 8日(金)	第8回業務研修会	金沢市ものづくり会館	7名
3月14日(木)	建設・産廃業務研究会	Zoom	1名
3月15日(金)	第5回社会貢献事業部会	本会会議室	6名
3月16日(土)	第3回広報・監察部会	ののいちカレード	9名
3月18日(月)	職務上請求書確認作業	本会会議室	3名
3月19日(火)	第6回総務・経理部会	本会会議室	9名
3月21日(木)	月例無料相談会（能美市）	能美市社会福祉協議会ふれあいプラザ2階	1名
3月21日(木)	第5回業務部会	本会会議室	6名
3月21日(木)	中小企業支援業務研究会	Zoom	1名
3月22日(金)	第5回理事会	金沢市ものづくり会館	22名
3月23日(土)	なりわい補助金研修会	石川県地場産業振興センター	8名
3月25日(月)	第7回新人向けVODフォローアップ研修会	金沢市ものづくり会館	3名
3月27日(水)	新規登録者登録伝達式 2名	本会会議室	3名
3月27日(水)	第9回業務研修会	本会会議室およびZoom	5名
3月28日(木)	外国人の為の無料相談会	石川県国際交流協会	1名
3月28日(木)	日行連一般倫理研修会（金沢会場）3回目	金沢市ものづくり会館	3名
3月29日(金)	第12回部長会	石川県地場産業振興センター	12名
4月 1日(月)	石川県事業向け研修内容の企画会議	被支給者事務所（Zoom会議）	2名
4月 1日(月)	月例無料相談会（小松市）	小松市役所	1名
4月 2日(火)	職務上請求書確認作業	本会会議室	5名
4月 9日(火)	会計監査	本会会議室	6名
4月10日(水)	事務所経営相談	石川県地場産業振興センター	1名
4月10日(水)	月例無料リモート相談会（金沢支部）	石川県繊維会館2階	1名
4月11日(木)	新規登録希望者面談	本会会議室	1名
4月11日(木)	士業団体協議会の引き継ぎ	本会会議室	2名
4月11日(木)	新規登録者登録伝達式 2名	本会会議室	3名
4月13日(土)	第1回理事会	石川県地場産業振興センター	24名
4月16日(火)	月例無料相談会（内灘町）	内灘町役場	2名
4月18日(木)	職務上請求書確認作業	本会会議室	2名
4月18日(木)	月例無料相談会（金沢市）	金沢市役所	2名
4月18日(木)	月例無料相談会（かほく市）	ほのぼの健康館	1名
4月19日(金)	月例無料相談会（野々市市）	野々市市役所	2名
4月22日(月)	第1回封印管理委員会	Zoom	4名
4月25日(木)	外国人のための無料相談	石川県国際交流協会リファール3階	1名
4月25日(木)	第1回サポートセンター会議	本会会議室	8名
4月27日(土)	公明党石川県本部「団体政策要望懇談会」	ホテル金沢	3名
5月 1日(水)	新規登録者登録伝達式 1名	本会会議室	3名
5月 1日(水)	石川県被災者見守り・相談支援等事業に関する石川県打ち合わせ	本会会議室	3名
5月 7日(火)	職務上請求書確認作業	本会会議室	1名
5月 7日(火)	留学生向けの授業	金沢大学総合教育講義棟5階	4名
5月 8日(水)	加賀市外国人スタートアップビザ相談員募集説明会	かが交流プラザさくら	4名
5月 8日(水)	加賀市による「外国人創業活動促進事業」及び「外国人起業活動促進事業」に関する説明会	かが交流プラザさくら	4名
5月 8日(水)	月例無料リモート相談会（金沢支部）	石川県繊維会館2階	1名
5月 8日(水)	月例無料相談会（七尾市）	平和堂アルプラザ鹿島	2名
5月 9日(木)	七尾支部定時総会 来賓出席	御料理仕出し 谷嵐	1名
5月 9日(木)	第1回石川県防災総合訓練会議	津幡町役場、条南小学校	2名
5月10日(金)	金沢支部定時総会 来賓出席	ラグナヴェール金沢	1名
5月10日(金)	小松支部定時総会 来賓出席（会長代理）	小松市民センター	1名

5月15日(水)	金沢市森林再生課 協力依頼 (土業団体協議会)	本会会議室	2名
5月15日(水)	苦情対応	本会会議室	1名
5月16日(木)	第74回社会を明るくする運動石川県推進委員会	金沢駅西合同庁舎6階	1名
5月16日(木)	職務上請求書確認作業	本会会議室	1名
5月16日(木)	中小企業支援業務研究会	オンライン会議	1名
5月16日(木)	新規登録希望者面談	本会会議室	1名
5月16日(木)	月例無料相談会 (金沢市)	金沢市役所	2名
5月16日(木)	月例無料相談会 (かほく市)	ほのぼの健康館	1名
5月16日(木)	月例無料相談会 (能美市)	能美市社会福祉協議会ふれあいプラザ2階	1名
5月18日(土)	第1回部長会	オンライン会議	9名
5月21日(火)	岐阜県行政書士会定時総会 来賓出席	都ホテル 岐阜長良川	1名
5月21日(火)	月例無料相談会 (内灘町)	内灘町役場	2名
5月23日(木)	公明党 谷内県議会議員ほか1名 (来客対応)	本会会議室	1名
5月23日(木)	北陸地区土地政策推進連携協議会 通常総会	オンライン会議	1名
5月24日(金)	令和6年度定時総会・定期大会	金沢東急ホテル ボールルーム	—
5月24日(金)	月例無料相談会 (野々市市)	野々市市役所	2名
5月25日(土)	石川県司法書士会定時総会式典 来賓出席	山代温泉 瑠璃光	1名
5月27日(月)	石川県商工労働部労働企画課下野様 (来局対応)	本会会議室	4名
5月28日(火)	石川県被災者見守り・相談支援等事業に関する石川県・石川県土業団体協議会説明会	オンライン会議 (Zoom)	3名
5月29日(水)	加賀市Web3課始動 記者会見 来賓出席	加賀市イノベーションセンター	1名
5月29日(水)	加賀市記者会見取材	加賀市イノベーションセンター	1名
5月29日(水)	農地国土研究会	オンライン会議	2名
5月29日(水)	加賀市による国家戦略特区加賀市スタートアップ支援フルパッケージ説明会 記者会見	加賀市イノベーションセンター	1名
5月30日(木)	第1回苦情相談対策委員会	オンライン会議	4名
5月30日(木)	愛知県行政書士会定時総会 来賓出席	ANAクラウンプラザホテル グランコート名古屋	1名
5月31日(金)	富山県行政書士会定時総会 来賓出席 (会長代理)	ホテルグランテラス富山	1名
5月31日(金)	福井県行政書士会定時総会 来賓出席	福井県県民ホールアオッサ	1名
5月31日(金)	社会保険労務士会定時総会 来賓出席 (会長代理)	金沢東急ホテル	1名
6月 3日(月)	第2回苦情相談対策委員会	本会会議室およびオンライン会議	5名
6月 3日(月)	第2回サポートセンター会議	本会会議室	5名
6月 3日(月)	月例無料相談会 (小松市)	小松市役所	1名
6月 4日(火)	第2回封印管理委員会	本会会議室	4名
6月 4日(火)	職務上請求書確認作業	本会会議室	2名
6月 4日(火)	石川県経営支援課「なりわい補助金」能登支援センター業務	本会会議室	3名
6月 5日(水)	第1回HP・SNSグループ会議	オンライン会議 (Zoom)	3名
6月 5日(水)	第1回会報グループ会議	オンライン会議 (Zoom)	6名
6月 6日(木)	外国人のための無料相談	石川県国際交流協会リファール3階	1名
6月 6日(木)	第1回業務部会	本会会議室	8名
6月 8日(土)	輪島市・珠洲市公費解体支援体制について	Zoom会議	9名
6月10日(月)	新規登録希望者面談	本会会議室	1名
6月10日(月)	第2回監察グループ会議	オンライン会議 (Zoom)	5名
6月11日(火)	開業セミナーの開催について	Zoom会議	4名
6月11日(火)	日行連一般倫理研修	本会会議室	2名
6月12日(水)	第3回封印管理委員会	Zoom会議	4名
6月12日(水)	月例無料相談会 (七尾市)	平和堂アルプラザ鹿島	2名
6月13日(木)	第1回総務・経理部会	Zoom会議	9名
6月14日(金)	第1回社会貢献事業部会	本会会議室	8名
6月15日(土)	第1回広報・監察部会	金沢勤労者プラザ	10名
6月17日(月)	第1回官民業務受託調査特別委員会	Zoom	3名
6月18日(火)	職務上請求書確認作業	本会会議室	2名
6月18日(火)	相談員養成研修内容の企画会議	被支給者事務所 (Zoom会議)	2名
6月18日(火)	月例無料相談会 (内灘町)	内灘町役場	2名
6月20日(木)	第4回封印管理委員会	Zoom会議	4名
6月20日(木)	月例無料相談会 (金沢市)	金沢市役所	2名
6月20日(木)	月例無料相談会 (かほく市)	ほのぼの健康館	1名
6月21日(金)	月例無料相談会 (野々市市)	野々市市役所	2名
6月24日(月)	北陸税理士会金沢支部定期総会来賓出席	ホテル日航金沢	1名
6月24日(月)	第1回暴力団等排除対策委員会	Zoom会議	2名
6月25日(火)	第1回外国人材活用ワンストップセンター相談員養成研修	異業種研修会館	5名
6月26日(水)	新規登録者登録伝達式 3名	本会会議室	3名
6月28日(金)	第2回部長会	Zoom会議	13名
7月 1日(月)	月例無料相談会 (小松市)	小松市役所	1名

7月 3日(水)	法規整備グループ会議	Zoom会議	5名
7月 4日(木)	広報・監察部 副会長、部長、副部長会議	オンライン会議 (Zoom)	3名
7月 5日(金)	公明党 赤羽元国土交通省大臣ほか3名 (来客対応)	本会会議室	5名
7月 7日(日)	全国女性行政書士交流会 来賓出席	ホテル金沢	1名
7月 8日(月)	文書電子化グループ会議	本会会議室	4名
7月 8日(月)	日行連常任会長、日政連井口会長 能登視察	のと里山空港・輪島市役所・珠洲市役所	2名
7月 8日(月)	新規登録希望者面談	本会会議室	1名
7月 9日(火)	第2回会報グループ会議	オンライン会議 (Zoom)	7名
7月 9日(火)	県民一斉防災訓練	本会事務局・会議室	2名
7月 9日(火)	月例無料相談会 (白山市)	白山市役所	1名
7月10日(水)	新規登録者登録伝達式 1名	本会会議室	3名
7月10日(水)	月例無料相談会 (七尾市)	平和堂アルプラザ鹿島	2名
7月16日(火)	月例無料相談会 (内灘町)	内灘町役場	2名
7月16日(火)	職務上請求書確認作業	本会会議室	2名
7月18日(木)	第9回金沢市成年後見制度利用促進協議会	金沢市松ヶ枝福祉館	1名
7月18日(木)	中小企業支援業務研究会	Zoom	1名
7月18日(木)	第2回外国人材活用ワンストップセンター相談員養成研修	金沢市ものづくり会館 研修室	3名
7月18日(木)	月例無料相談会 (金沢市)	金沢市役所	2名
7月18日(木)	月例無料相談会 (能美市)	能美市社会福祉協議会ふれあいプラザ2階	1名
7月20日(土)	第3回理事会	石川県地場産業振興センター	24名
7月24日(水)	農地国土研究会	Zoom会議	2名
7月25日(木)	石川県防災総合訓練打ち合わせ会議	石川県地場産業振興センター	2名
7月25日(木)	建設・産廃業務研究会	Zoom	1名
7月25日(木)	月例無料相談会 (津幡町)	津幡福祉教育プラザ	1名
7月25日(木)	月例無料相談会 (野々市市)	野々市市役所	2名
7月26日(金)	第2回官民業務受託調査特別委員会	寿司割烹 金水 2階座敷	8名
7月26日(金)	北陸新幹線建設促進石川県民会議総会	石川県地場産業振興センター	1名
7月30日(火)	新規登録者登録伝達式 2名	本会会議室	3名

会員の動き

【新規登録事項】 20名

登録年月日	所属支部	氏名	事務所所在地	電話番号
R5. 8.15	金沢	平井 辰樹	河北郡津幡町字横浜は42番地4	076-209-2893
R5.12.15	加賀	河村 徹	加賀市大聖寺上木町への46番地の3	090-2374-1823
R5.12.15	金沢	殿島 一良	金沢市新神田4丁目4番19号	076-291-7304
R6. 1. 1	金沢	笹野 智彦	金沢市南塚町10番地	080-4252-4753
R6. 1.15	金沢	此下 陽一	金沢市西念3丁目21番7-2号	076-213-5133
R6. 1.15	七尾	下川 和夫	羽咋郡志賀町福井口の6番地	0767-35-8038
R6. 1.15	金沢	上田 潤子	白山市宮保町1388番地22	076-259-5225
R6. 1.15	小松	吉田 慶則	小松市義仲町2番地	090-8702-7967
R6. 2.15	加賀	南出 利之	加賀市黒瀬町ホ45番地	0761-72-4091
R6. 3.15	金沢	伊藤 秀樹	金沢市高尾南1丁目107番地6	076-296-2220
R6. 3.15	金沢	窪 勲	金沢市みずき3丁目115番地	090-3762-1442
R6. 4. 2	金沢	笹原 未樹	金沢市久安4丁目313番地	076-245-0211
R6. 4. 2	金沢	岡 秀三	金沢市泉が丘2丁目1番23号サーパス泉が丘通り・103号	090-2836-6521
R6. 4. 2	加賀	曾根 詩乃	加賀市大聖寺東町一丁目9番地2階	0761-75-7366
R6. 6. 1	金沢	永吉 理奈子 (千葉会より転入)	金沢市駅西新町三丁目1番10号NEWSビル304号室	076-204-8059
R6. 6.15	金沢	吉倉 康太	金沢市新神田4丁目7番16号	076-291-4026
R6. 6.15	金沢	岡野 元慶	金沢市緑が丘5番17号	090-8026-5329
R6. 6.15	金沢	川森 有紗	金沢市彦三町1-2-1アソルティ金沢彦三3F	076-293-1872
R6. 7. 1	金沢	中西 健一	金沢市神谷内町ニ124番地1	076-251-5503
R6. 7.15	金沢	松尾 優真	金沢市駅西新町三丁目1番10号NEWSビル304号室	076-204-8059

【事務所所在地変更】 9名

受理年月日	所属支部	氏名	新事務所所在地	電話番号
R5. 8.31	金沢	本 郁夫	河北郡内灘町字ハマナス2丁目170番地2	076-223-8570
R5. 8.31	七尾	春成 泰	七尾市袖ヶ江町14番地1	0767-53-4600
R5. 9.29	金沢	道下 俊一	金沢市山の上町36番12号	080-4254-3497
R5. 9.29	金沢	山村 陽子	金沢市尾山町4番地28フォンテーヌ尾山町1F 尾山城法律事務所内	070-4002-5776
R5.12.15	小松	竹田 朋匡	能美市三道山町チ15番地3	0761-58-5334
R6. 1.31	加賀	高内 新太郎	加賀市山代温泉12-101-1	080-6352-3933
R6. 1.31	金沢	東海林 勝	白山市中成二丁目325番地	076-254-0063
R6. 2.29	輪島	中村 敏彦	輪島市堀町5字17番地15	0768-22-0269
R6. 6.28	金沢	中村 孝治	金沢市兼六元町15-28	076-222-5654

【退会者】 23名

受理年月日	所属支部	氏名	退会理由	受理年月日	所属支部	氏名	退会理由
R5. 8.31	金沢	前田 誠二	廃業	R6. 3.21	小松	田川 耕治	廃業
R5. 8.31	加賀	橋本 勝寿	廃業	R6. 3.31	金沢	高橋 斉	廃業
R5. 9. 5	金沢	高塚 昌宏	廃業	R6. 3.31	金沢	井駒 博	廃業
R5. 9.15	金沢	山田 康子	廃業	R6. 3.31	小松	有佐 浩一	廃業
R5. 9.29	輪島	藪上 繁晴	廃業	R6. 3.31	金沢	中田 文夫	廃業
R5. 9.30	金沢	香林 和子	廃業	R6. 3.31	金沢	中西 實	廃業
R5.10.31	金沢	清水 昭夫	廃業	R6. 4.17	金沢	土生 晃恵	ご逝去
R5.12.10	金沢	高倉 祐二	廃業	R6. 4.18	金沢	小川 誠一郎	廃業
R6. 2.21	金沢	川原 一晃	廃業	R6. 6.25	金沢	杉本 章	廃業
R6. 2.29	金沢	北野 信之	廃業	R6. 7. 9	金沢	壁 眞利子	廃業
R6. 3. 9	小松	京念 昇	ご逝去	R6. 7.10	金沢	藤井 健一	ご逝去
R6. 3.14	金沢	大澤 巖	廃業				

※京念昇様(小松)・土生晃恵様(金沢)・藤井健一様(金沢)のご冥福をお祈り申し上げます。

会費の納入について(お願い)

日頃、会の運営につきましては格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、令和6年度分会費未納の方にご請求申し上げます。

何かとご多忙のことと存じますが、下記へ至急納入賜りたくよろしくお願ひ申し上げます。なお、併せて当会政治連盟会費の未納の方も下記へ納入お願ひ申し上げます。

記

- 石川県行政書士会
令和6年度会費 金 72,000 円
納入方法 払込取扱票により納入下さい
お振込先 石川県庁内郵便局
口座番号 00750-6-55558
口座名義 石川県行政書士会

- 日本行政書士政治連盟
令和6年度会費 金 5,400 円
納入方法 払込取扱票により納入下さい
お振込先 石川県庁内郵便局
口座番号 00720-1-74073
口座名義 日本行政書士政治連盟石川県支部

新しい20人の仲間紹介



■金沢支部
■令和5年8月15日入会
■事務所所在地 河北郡津幡町字横浜は
42番地4
TEL.076-209-2893

平井 辰樹 (ひらい たつき)

令和5年8月に行政書士登録いたしました平井辰樹と申します。

不動産鑑定士としても活動しておりますので、お客様のニーズに合わせ、幅広くサービスを提供できるよう努力してまいります。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。



■加賀支部
■令和5年12月15日入会
■事務所所在地 加賀市大聖寺上木町
への46番地の3
TEL.090-2374-1823

河村 徹 (かわむら とおる)

新人行政書士の河村徹と申します。この度の災害に際し、衷心よりお見舞ひ申し上げます。

行政書士業務である建設業・運送業・産廃業そのほか各種許認可の取得サポート、外国人雇用の際の、在留資格手続サポート、遺言相続サポートを行い、地域の事業発展、ご復興のお力になれましたら私としては幸甚でございます。今後とも宜しくお願ひいたします。



■金沢支部
■令和5年12月15日入会
■事務所所在地 金沢市新神田4丁目4番19号
TEL.076-291-7304

殿島 一良 (とのしま かずよし)

こんにちは 殿島一良です。
この度、行政書士会に入会させていただきました。宜しくお願いします。
私が、初めて行政書士について知ったのは、昭和45年頃、環状7号線の警察署の近くに「示談所」という看板を見たときです。自動車の物件事故の和解書を作成してもらう所でした。また、運転免許証の更新のため鮎洲に行った際、駅を降りると「免許証更新書類作成」と書かれた建物の前に立つ呼び込みです。自分で住所氏名を書いて更新手続書を提出しても、更新所の職員が、字が汚く読めないで住所や氏名を正確に書いてきてもらってくださいと言ってそれらを返され、近くの事務所で「写真と住所・氏名のタイプ打ちセット」してもらいました。
かように、行政書士の仕事は津々浦々に至るほど、掘り起こしをすれば沢山の領域に及ぶ需要があるものと思っております。また、時代に応じて変化をした需要もあるものです。今日まで、諸先輩が築き、培った、行政書士業務に恥じないよう誠心誠意仕事をしていきたいものと思っております。
今後とも宜しく、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い致します。



■金沢支部
■令和6年1月1日入会
■事務所所在地 金沢市南塚町10番地
TEL.080-4252-4753

笹野 智彦 (ささの ともひこ)

自動車販売店勤務と並行して行政書士業を始めました、笹野智彦と申します。

自動車関連業務はもちろん、ITに強い行政書士として関連補助金やAIを筆頭に便利なツールご提案など日々活動しております。

今後は申請取次関連業務も手掛け、様々な面から金沢の発展に少しでも貢献できるよう頑張りたいと思います。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。



■金沢支部
■令和6年1月15日入会
■事務所所在地 金沢市西念3丁目21番7-2号
TEL.076-213-5133

此下 陽一 (このした よういち)

令和6年1月に行政書士登録させていただきました此下陽一と申します。前職は裁判所書記官として、主に民事、家事事件を担当してきました。

行政書士の業務範囲は広く、覚えることがたくさんありますが、日々邁進していく所存です。

今後ともご指導・ご鞭撻のほどお願ひ申しあげます。



■七尾支部
■令和6年1月15日入会
■事務所所在地 羽咋郡志賀町福井口の6番地
TEL.0767-35-8038

下川 和夫 (しもかわ かずお)

令和5年12月に行政書士登録を致しました下川と申します。

今年1月に能登半島地震に遭遇しまして、暫くは避難所生活を余儀なくさせられましたが、今は、平常に戻りつつあります。私の周りでも多くの被災者がおり、自宅再建、生活再建に向けて行政書士としてお手伝いできる局面が多々あると考えています。今は、そうした方々に接して少しでもお役に立てれば、地域社会の為に多少なりとも貢献できると思っています。



■金沢支部
■令和6年1月15日入会
■事務所所在地 白山市宮保町1388番地22
TEL.076-259-5225

上田 潤子 (うえだ じゅんこ)

白山市で開業しました。
行政書士の業務範囲はとても広く、どのようなことができるのか、常に学び挑戦し、経験を積みながら幅広い分野でお役に立てようがんばりたいと思います。

ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。



■小松支部
■令和6年1月15日入会
■事務所所在地 小松市義仲町2番地
TEL.090-8702-7967

吉田 慶則 (よしだ よしのり)

小松支部の吉田慶則(よしだよしのり)と申します。本年1月より石川県行政書士会の仲間入りをさせていただいております。現在56歳です。これまで約32年間石川県警察官として、主に刑事部門で勤務させていただきました。行政書士を志したのは、定年退職のリミットを設けずに、「自分で体の動く限り、世の中の為に働きたい。」という考えからです。ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願ひいたします。



■加賀支部
 ■令和6年2月15日入会
 ■事務所所在地 加賀市黒瀬町ホ45番地
 TEL.0761-72-4091

南出 利之 (みなみで としゆき)

行政書士の実務を早く修得し地域貢献をしたいので実務研修会を進めたいと考えています。どなたかリードを宜しくお願いします。



■金沢支部
 ■令和6年3月15日入会
 ■事務所所在地 金沢市高尾南1丁目107番地6
 TEL.076-296-2220

伊藤 秀樹 (いとう ひでき)

この度、石川県行政書士会に入会させていただきました伊藤秀樹と申します。これまでは行政書士の先生方に依頼する立場でしたが、これからは依頼される側として、責任感と誠実さを持って業務に取り組んでまいります。諸先輩方には何かとご迷惑をおかけすることもあるかと存じますが、ご指導ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願ひいたします。



■金沢支部
 ■令和6年3月15日入会
 ■事務所所在地 金沢市みずき3丁目115番地
 TEL.090-3762-1442

窪 勲 (くぼ いさお)

当面1年間は銀行員との副業になり、有休振休を行政書士活動に充てています。31年間の銀行員経験、BBT大学院でのMBA修得、FP1級、マンション管理士、宅建士等の付随知識を活かして、幅広く価値提供を行ってまいります。また、行政書士業務の専門分野をなるべく多く持てるよう、日々研鑽しますので何卒よろしくお願ひします。



■金沢支部
 ■令和6年4月2日入会
 ■事務所所在地 金沢市久安4丁目313番地
 TEL.076-245-0211

笹原 未樹 (ささはら みき)

令和6年4月に登録いたしました笹原未樹と申します。一つ一つのご依頼を丁寧にお受けし、地域の方々に貢献できるよう努めてまいります。先輩方にはお世話になることも多々あるかと思いますが、どうぞよろしくお願ひいたします。



■金沢支部
 ■令和6年4月2日入会
 ■事務所所在地 金沢市泉が丘2丁目1番23号
 サーバス泉が丘通り・103号
 TEL.090-2836-6521

岡 秀三 (おか しゅうぞう)

令和6年4月に行政書士登録をいたしました岡秀三です。石川県は1月1日より能登半島地震災害と大変なスタートとなりました。こんな時こそ人と人の出会い、絆、繋がりを大切に『人と行政、人と人をつなぐ架け橋』となれるよう実務知識の習得に努めたく、皆さまのご指導よろしくお願ひ申し上げます。



■加賀支部
 ■令和6年4月2日入会
 ■事務所所在地 加賀市大聖寺東町
 一丁目9番地2階
 TEL.0761-75-7366

曾根 詩乃 (そね の)

令和6年4月に登録致しました、曾根 詩乃と申します。好きなものは仕事と夫、好きなお酒は満寿泉です。地域のお客さまから困ったときに顔が浮かぶ身近な相談役として頼っていただけるよう精進していきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。



■金沢支部
 ■令和6年6月1日入会
 ■事務所所在地 金沢市駅西新町三丁目1番10号
 NEWSビル304号室
 TEL.076-204-8059

永吉 理奈子 (ながよし りなこ) 千葉会より転入

新入会員の永吉理奈子と申します。7月に開催された「全国女性行政書士交流会inいしかわ」に参加させて頂きました。他都道府県の参加者は「感動した」と目を潤ませている方もおられました。私は関西出身ですが石川県に住み始めて「おもてなし」の心に感動しました。これから石川会の一員として地域に寄り添い、一日も早い復興のため、人と行政をつなぐ架け橋となるよう全力で仕事に取り組んで参ります。よろしくお願ひ致します。



■金沢支部
 ■令和6年6月15日入会
 ■事務所所在地 金沢市新神田4丁目7番16号
 TEL.076-291-4026

吉倉 康太 (よしくら こうた)

令和6年6月より登録させていただきました、吉倉康太と申します。幼い頃から、法律に関するお仕事がしたいという夢があり、この度その夢が叶ってとても嬉しいです。生まれも育ちも石川県なので行政書士として、石川県の皆様の生活がより良くなるための手助けが出来ることをとても光榮に思ひます。能登を含む石川県の復興と更なる発展のために尽力させていただきますので、未熟な点も多いかと思ひますが、ご指導ご鞭撻の程どうぞよろしくお願ひいたします。



■金沢支部
 ■令和6年6月15日入会
 ■事務所所在地 金沢市緑が丘5番17号
 TEL.090-8026-5329

岡野 元慶 (おかの もとよし)

羽咋高校出身です。長く損保会社に勤務し、退職を機に、石川県に戻ってきました。

三年前から合気道をはじめ、運動音痴で苦労しながら、師範(行政書士の先生です)、先輩方の優しい指導でなんとか続けています。ボランティアで月2回デイケア施設で囲碁将棋を打っています。

どうぞよろしくお申し上げます。



■金沢支部
 ■令和6年6月15日入会
 ■事務所所在地 金沢市彦三町1-2-1
 アソルティ金沢彦三3F
 TEL.076-293-1872

川森 有紗 (かわもり ありさ)

令和6年6月に入会しました、川森有紗と申します。

前職は能登地区の市役所に勤務しており、金沢への移住をきっかけに行政書士の道を選びました。

先日、初めて金沢支部の研修会及び懇親会に参加させていただき、とても緊張しましたが、先輩先生方から有り難いお話をたくさん伺うことができ、感謝の気持ちでいっぱいです。

一日も早く一人前の行政書士となるよう精進していきます。

今後とも、ご指導の程よろしくお願いたします。



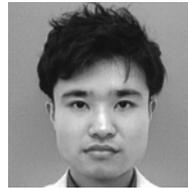
■金沢支部
 ■令和6年7月1日入会
 ■事務所所在地 金沢市神谷内町二124番地1
 TEL.076-251-5503

中西 健一 (なかにし けんいち)

この度、7月1日付で行政書士会に入会させていただきました中西と申します。

長年建設業を営んでいる会社で現場の監理技術者および事務総合職と経験を積んできたものを生かしながら、生涯現役と更なる社会貢献を目指して開業しました。

諸先輩方にご指南をいただきながら業務に精励したいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いたします。



■金沢支部
 ■令和6年7月15日入会
 ■事務所所在地 金沢市駅西新町三丁目1番10号
 NEWSビル304号室
 TEL.076-204-8059

松尾 優真 (まつお ゆうま)

法律家は敷居が高く、気軽に相談できないと考えている方は多いです。私はこのイメージを払拭し、「街の身近な法律家」である行政書士として、親しみやすく何でも相談していただけるような行政書士を目指し、日々精進して参りますので、どうぞよろしくお願いたします。

新入事務局員の紹介



北川 千里

令和6年6月に事務局に採用になりました北川千里と申します。

これまで前職も含め一貫して総務の仕事に従事してきました。

今までの経験を活かし、少しでも早く仕事を覚え、「縁の下の力持ち」として皆さんのお仕事を支えられるように頑張りたいと思いますので、よろしくお願いたします。



後 洋平

今回の地震の経験やインタビューから行政書士は、行政と市民をつなぐ重要な架け橋になっているなど改めて感じました。これからも行政書士として能登支援に力を入れていきたいと思っております。

榑 和磨

震災により休刊になった75号、そして今回の特別号。会報誌の長い歴史の中でも特別な局面に携わった事を忘れません。微力ながら復興の一助になればと思います。

坂本 明世

今年は元日の出来事から、あらゆる行動がイレギュラーとなりましたが、そんな中でも各方面からのご協力を頂きました。関係した皆様、どうも有難うございました。

東海林 勝

今回、会報の編集作業を通じて、行政書士として能登の復興にどう携われるか考えさせられました。この会報が会員各位の情報共有の一助になれば幸いです。

出見世 雅之

1月1日の能登半島地震において被災された方々へ心よりお見舞い申し上げます。「震災で学んだことは忘れずに、明日へ伝える命の重さ」これは東日本大震災で被災したある小学生の詠んだ詩です。私たちも多くの人の力になり、明日へと伝えていきたいものですね。

寺田 圭佑

1月1日、妻の実家がある輪島市で地震に遭いました。既に半年以上経ちますが、当時に鮮明に思い出すことができます。金沢に居を構える私が、被災者として語って良いかの葛藤はありましたが、記事を読まれた被災地域以外の方が今回の地震を少しでもリアルに感じていただければと思いインタビューを受けました。本誌が能登復興に何らかの形でプラスになれば幸いです。

寺分 努

今回の会報は、未曾有の大災害となった令和6年能登半島地震による被害や地震による様々な影響を記録として次世代に伝えるため、カラーページ数を増やし少しでも多くの情報を掲載することといたしました。編集を通じて感じたことは、地震の爪痕は依然として深く残っており、復興はまだ途上ということです。広報・監察部として、この大災害が風化することのないよう、今号だけでなく、次号以降も引き続き伝え続けていきたいと思っております。

中川 幸雄

「元に戻すのではなく前より良い町にするんだ」と里山空港で出会った相談者の言葉です。

元日の震災で2月の会報誌発行を延期せざるを得なくなりましたが、今回の「復興祈願特別号」がいつもに増して価値あるものとなるよう頑張りました。本号が、被災会員の皆様にとって希望を見出すきっかけとなり、あるいは記録として後世に役立つことがあれば、この上ない喜びです。

取材対象者や広報・監察部の部員の中にも大きな被害を受けた方がおられました。苦難の中でも本号の発行にご尽力いただき、心より感謝申し上げます。

中村 敏彦

自宅内漏水、浴室内タイルを掘って、コンクリート下40cmに水道管水漏れ箇所を見つけた時が、被災後一番嬉しかった事。一番悲しかった事は、何度も電話し安否を気にかけていた知人が死亡していたと分かった時。そして一番悩ましい事は「半壊」のペロ村別邸を解体すべきかどうか事。地震がなければ何事もおきなかった。被災して8ヶ月、復興祈願特別号。

林 正志

元日に発生した能登半島地震の影響もあり、石川県立こころの病院長に多忙中のご協力を頂いた認知症医療に関する記事がようやく本号に掲載されることとなりました。遅れたことについてお詫びしたい。被災者のこころの健康が問題となっております。院長はじめ職員の皆様のご活躍に感謝申し上げます。

編集後記 10

敬称略・五十音順



Bande

新しい会報いしかわの愛称。ドイツ語で「つながり」という意味。英語だとバンド。会報発行を通して会員同士の繋がり、市民国民との繋がりを大切にしたいという想いを込めました。

会報いしかわ 第75.76号

発行日 令和6年 9月10日
発行人 会長 向井 隆郎
 広報・監察部長 中川 幸雄
発行所 石川県行政書士会
 〒920-8203
 石川県金沢市鞍月2丁目2番地
 石川県繊維会館3階
 TEL 076-268-9555
 FAX 076-268-9556

E-mail:office@ishikawagyousei.org
URL:https://www.ishikawagyousei.org/

